

令和7年第6回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和7年12月 5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和7年12月 5日
2. 閉 会 令和7年12月11日
3. 会 期 7日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 渡 部 佳菜子	5番 小 林 雅 弘	9番 三 留 正 義
2番 仲 川 久 人	6番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3番 長谷川 正	7番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4番 上 野 恵美子	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

2. 不応招議員

なし

令和7年第6回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和7年12月5日（金）……5～28頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 報告第1号 委任専決処分事項（損害賠償並びに和解）
- 日程第8 報告第2号 委任専決処分事項（請負契約の変更）

令和7年12月8日（月）……29～80頁

- 日程第1 一般質問（渡部佳菜子、仲川久人、長谷川正、上野恵美子、小林雅弘）

令和7年12月9日（火）……81～128頁

- 日程第1 一般質問（荒海正人、秦貞継、猪俣常三、三留正義、青木照夫）

令和7年12月11日（木）……129～163頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
- 日程第5 議案第5号 令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第6号 令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第7 議案第7号 令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 西会津町総合計画（第5次）の策定について
- 日程第10 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 提案理由の説明
- 日程第14 議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第14号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第5次）
- 日程第17 請願第6号 「インボイス制度の見直しを求める意見書」の提出について
- 日程第18 請願第7号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出について
- 日程第19 意見書案第1号 インボイス制度の見直しを求める意見書
- 日程第20 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- （閉 会）

令和7年第6回西会津町議会定例会会議録

令和7年12月5日(金)

開 会 10時00分
散 会 11時51分

出席議員

1番	渡部 佳菜子	5番	小林 雅弘	9番	三留 正義
2番	仲川 久人	6番	荒海 正人	10番	猪俣 常三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞継	11番	青木 照夫
4番	上野 恵美子	8番	伊藤 一男	12番	武藤 道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友喜	建設水道課参与	佐藤 広悦
副 町 長	大竹 享	教 育 長	五十嵐 正彦
総 務 課 長	伊藤 善文	学校教育課長	佐藤 実
企画情報課課長補佐	齋藤 淳	生涯学習課長	長谷沼 充伸
会計管理者兼町民税務課長	渡部 栄二		
福祉介護課長	船橋 政広		
健康増進課長	岩 渕 東吾		
商工観光課長	齋藤 正利		
農林振興課長	小 瀧 武彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博文	議会事務局主査	大崎 友梨
--------	--------	---------	-------

第6回議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月5日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 報告第1号 委任専決処分事項（損害賠償並びに和解）

日程第8 報告第2号 委任専決処分事項（請負契約の変更）

散 会

（全員協議会）

（総務常任委員会）

（経済常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広聴分科会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和7年第6回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 本定例会に、町長より別紙配付のとおり12件の議案、2件の報告が提出され、受理しました。本定例会までに受理した請願は2件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は10議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりです。

例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため町長、教育長に出席を求めました。

なお、本定例会に地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、会計管理者、企画情報課課長補佐及び建設水道課参与を、教育長からは学校教区課長、生涯学習課長を、それぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。以上です。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番、渡部佳菜子君、12番、武藤道廣君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの7日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。報告は、総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長 総務常任委員会より、所管事務調査の報告をいたします。所管事務調

査実施報告書に沿って、御報告させていただきます。

それでは、資料を御覧ください。

所管事務調査実施報告書。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施しましたので、会議規則第 75 条の規定により報告いたします。

- 1、事務調査の期日、令和 7 年 10 月 31 日、11 月 10 日、11 日、12 日、27 日。
- 2、調査地及び調査事項。内容については記載のとおりであります。
- 3、調査結果として、別紙に沿って御説明いたします。

それではページをめくっていただきまして、内容について御説明させていただきます。総務常任委員会において所管する事務のうち、以下の内容について調査を実施いたしました。今回は 3 点。これまでの教育政策の評価検証と今後の教育政策の在り方について、公民館老朽化への対応と複合施設の検討について、そして子育て支援の取組についてであります。

まず、これまでの教育政策の評価検証と今後の教育政策の在り方について御報告いたします。

まず、調査目的です。

これまで本町における教育行政については、中学校統合時や G I G A スクール構想など全国でも先進的な取組が多数取り入れられてきました。取組の経緯については教職員や家庭等への対応など課題もありながらも一定の成果を上げてきたものと捉えております。これまでの教育行政の評価検証を行う中で、今後の教育の在り方について調査研究することを目的とし、実施しました。

次に、調査内容について御説明いたします。内容については、かいつまんで御報告させていただきます。

まず、親子留学及び村独自の教育プログラムとして、長野県南相木村の事例について御説明いたします。

- 1、親子留学の取組。

長野県南相木村では、自然豊かな環境の中で、体験を通じて豊かな心やたくましく生きる力を養うとともに地域の活性化を図ることを目的に、親子留学の取組が実施されてきました。対象者は、小学 1 年生から 6 年生までの児童、通学については村内への転居することとされていました。同居しない保護者に対し、月 2 回まで来村時の交通費補助や村営住宅の家賃を月 1 万円とするなどの補助が行われていました。

- 2、英語、自然体験、プログラミングを柱にした村独自の教育プログラム。

英語教育では、保育園から小学校まで一貫した英語教育を実施しておりました。5・6 年生時には 1 週間のオーストラリア研修も実施しているということでありました。

また、自然体験教育では、外部の専門講師や村民有志等による自然体験、農業体験を実施し、自然との触れ合いを通じ、心身の成長や愛郷心の醸成につながられておりました。

プログラミング教育では、5 歳児から中学生までを対象としたプログラミング寺子屋を社会教育事業として実施し、プログラミング的思考の醸成が図られておりました。

次に、地域の魅力を活用した教育施策の実施ということで、長野県青木村の事例について

て御報告いたします。

1、村教育方針の意識づけについて。

青木村では、教育委員会が定める重点目標を基に、保育園、小学校、中学校それぞれにおいて活動計画が作成されておりました。

2、保小中一貫教育（連携教育）に向けた体制整備。

保育園、小学校、中学校、PTA、教育委員会から構成員を選任した組織横断的な取組が行われておりました。教育理念の浸透を図る委員会をはじめ七つの委員会が設置され、それぞれがイベント運営や組織間の連携が円滑に進められるような取組が実施されておりました。

3、通学合宿（あおきっこ合宿）についてです。

小学5・6年生の希望者により、村の施設に1週間宿泊しながら通学をする行事です。運営に当たっては村教育委員会と信州大学とが連携し運営が行われているという点も特徴でありました。

次に四つ目、青木村児童相談センター、いわゆる放課後児童クラブの取組についてです。

子供たちが豊かな自然の中で自由に遊び、多くの人との関わりによって、社会力を身につけることを目的に運営されておりました。危険が伴わない限り基本的に遊びの禁止はしないという点が特徴的でありました。また、地域住民との協力によりクラブ活動も運営されておりました。

5点目として、巡回相談支援体制の整備ということで、インクルーシブ教育の取組についてです。

支援の必要な幼児、児童、生徒、保護者に対し、障害の早期発見に向けた体制や保小中の連携による見守り体制が整備されておりました。「インクルーシブちょこっと連絡会」では、発達障害や生徒指導に関わる課題を共有し、共通理解づくりがされておりました。

次に委員会としての見解としまして、以下の5点を取りまとめました。

まず一つ目、教育委員会と教育現場が連携した推進体制の構築。

南相木村・青木村いずれにおいても、教育委員会と教育現場が密に連携し、教育目標、重点施策、具体的な取組が一貫して進められておりました。特に青木村では、保育園、小学校、中学校を教育委員会が所管しつつ、保育園、小中学校が独自の活動計画を作成し、全体方針と現場の主体性を両立させていた点が特徴でありました。

本町では、こゆりこども園と小中学校で所管は異なるものの、かけ橋プログラムや幼児教育保育アドバイザーの設置などにより保小中連携の基盤が整いつつあります。これらを継続的に推進することで、非認知能力の育成等を含む町独自の教育像がより明確に形成されると考えています。

二つ目、地域資源を活用した特色ある教育プログラム。

南相木村では、地域資源を授業・課外活動へ体系的に組み込み、地域で育てる教育が機能しておりました。地域住民の参画により、児童、生徒の地域理解が深まると同時に、教職員の負担軽減にもつながっていました。

本町でも学びあいランド事業やアントレプレナーシップ事業、地域学校協働本部事業など、地域と結びついた教育事業が既に展開されております。取り組まれている事業をさら

にブラッシュアップすることや家庭、地域住民など町全体が教育に関わる環境整備など、より独自性が明確化されるように努められたいと考えております。

三つ目、インクルーシブ教育の在り方の協議。

青木村では、障害の早期発見と、その後の指導や保護支援の充実に向け、保健師、スクールカウンセラー、保小中コーディネーターを中心に保護者、教師、子育て支援センター等が連携した支援体制が構築されていきました。障害の早期発見により、支援を要する児童が減少するなど、明確な成果も確認されました。

本町においても、アウトリーチ型による体制強化が進められております。インクルーシブ教育を充実するに当たっては、情報共有が重要になることから、組織の連携をより強化しながら障害の早期発見、それに伴う保護者の負担軽減につながるよう努められたいと考えます。

四つ目、教育留学の体制強化。

南相木村では、親子で村に滞在し学校教育や地域活動に参加することで少人数教育の充実や関係人口の拡大を図る親子留学の取組が実施されておりました。

本町でも、令和7年度より教育留学が本格実施されております。児童、生徒数の確保に加え、在籍する児童、生徒においても刺激となり、また町の魅力発信、新たな関係人口の創出につながる取組であると考えます。今後も継続的な事業実施及び受入体制の強化を図っていただきたいと考えます。

最後に五つ目、県による指導体制の確立と連携による教育行政の強化。

長野県では、自然保育教育を根幹に据え、信州自然留学推進協議会や信州型コミュニティスクールの展開など、県主導による教育施策が進められています。本町においても同類の取組が実施されている中、さらなる事業強化に当たっては、県との連携による専門的知見の活用や制度の活用を検討すべきであると考えます。

次に、公民館老朽化への対応と複合施設の検討について御報告いたします。

まず、調査目的についてです。

町公民館の老朽化が進む中で、次期総合計画において複合施設整備に向けた方向性が示されようとしています。単なる老朽化によるハード整備にとどまることなく、公民館活動や生涯学習の在り方、町の拠点として必要な要素などを調査し、委員会独自の方向性について示すことを目的として実施いたしました。

次に調査内容についてです。

公民館と小学校の複合施設について、茨城県筑西市の事例を視察いたしました。

1、複合施設整備の経緯について。

筑西市において、全地区公民館で耐震診断調査を実施した際、複数施設で耐震性に問題があることが判明し、その後、財源抑制の観点から他施設との複合化が検討されることとなりました。整備に当たっては、市全体としての機能集約・複合化の方向性を整理し、財源には合併特例債を活用し、整備を実施したということでありました。また、住民説明会等を開催するなど、住民理解の醸成にも努められていたということでした。

2、施設の活用方法。

施設利用に関しては、小学校の安全確保を最優先とし、小学校機能と公民館機能を完全

に分離した構造とされていきました。管理についてはそれぞれの所管が担当し、建物本体に係る部分については学校管理部局が一元的に担っているということでした。

3、複合施設整備による効果。

月1回程度の交流イベントを開催するなど、交流拠点の役割も果たされておりました。また、公民館のコミュニティセンター化により、地域集会施設としての活用が促進され、利便性の向上にもつながっておりました。

次に委員会としての見解といたしまして、次の3点を取りまとめました。

まず1点目、安全確保とエリアの分離。

筑西市では、学校とコミュニティセンターを同一の敷地に複合化する際、児童の安全確保を最優先とし、動線や出入口、利用する時間帯を明確に分離する設計を徹底していた。エリア分けを徹底することで、それぞれの活動機能を害することなく、同一施設でそれぞれの取組が共存できる場づくりがされておりました。

また、既存施設の活用により建設費等を抑えられておりました。視察した施設の整備費用はおおむね1億円超ということでありました。

本町でも公民館の老朽化が進む中、学校の空き教室活用は現実的な選択肢であると考えます。特に中学校の空き教室増加を踏まえ、複合施設の候補として検討する価値があると考えます。

二つ目、交流と事業連携の可能性。

筑西市の事例では、施設運営において安全確保がされつつも月1回程度の交流事業が行われ、多世代交流の場として一定の成果を上げておりました。複合化により、関係部局の情報共有も進み、事業連携の機会が増えていた点は大きな特徴でありました。複合化の検討に当たっては、整備費、施設の効率化等の要素のみならず、教育、防災、地域における交流の場など副次的な効果にも着目する必要があると考えます。

三つ目、コミュニティセンター化と情報公開による住民理解の形成。

筑西市では、公民館機能をコミュニティセンター化し、地域集会施設としての利用や営利目的での活用など柔軟な運用を可能とすることで、地域拠点としての機能強化が図られておりました。また、公共施設マネジメントだよりの発行や、利用頻度をはじめ維持費、財源を公開するなど施設の複合化に対する理解醸成が図られていたと考えております。

公共施設の統廃合については、賛否も含め多様な意見が生じる中で、筑西市では、データに基づく丁寧な説明により円滑な移行を実現しておりました。本町においても、まず現状データを積極的に公開し、施設の方向性を共有することも重要であると考えます。

続きまして、子育て支援の取組について御報告いたします。

まず、調査の目的についてです。

本町における子育て支援は、妊娠、出産、育児、教育に至るまで一貫した支援体制の構築を進めており、今年度からは、アウトリーチ型の支援体制を強化するなど個人や家庭に寄り添った支援を実施しております。家族形態や社会情勢の変化により、子育てにおける課題意識も大きく変わる中で、今後必要となる支援について調査研究することを目的として実施いたしました。

次に、調査内容について御説明いたします。

当事者に寄り添った子育て支援として、茨城県筑西市の事例を視察いたしました。

1、妊娠、出産、育児、教育まで一貫した支援制度。

筑西市における支援制度としまして、定住促進結婚祝い金 10 万円、結婚生活助成金最大 60 万円、不妊治療費上限 5 万円など、各種補助制度が創設されておりました。

2、子育てコンシェルジュによる伴走型支援。

保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った支援サービスについて情報提供する専門相談員として子育て支援コンシェルジュという役割が設置されておりました。情報提供のみならずアフターフォローや訪問相談等も実施するというものであります。

3、子育てパンフレット。

筑西市が発行する子育てパンフレットは、子育てに関する相談窓口や補助制度をまとめたものとなっております。添付しました写真を御覧いただければと思います。

次に、委員会としての見解といたしまして以下の 1 点について取りまとめを行いました。

一つ、切れ目のない子育て支援と「見える化」への工夫。

筑西市では、子供の発達段階をロードマップとして整理し、パンフレットにより支援内容の見える化が図られておりました。支援内容そのものは本町と大差ないものの、支援内容の伝わり方については、パンフレットの見やすさなど受け手の立場での資料作成について工夫が見られました。

以前、政策提言したとおり、支援内容の視覚的分かりやすさ等に配慮しながら発行物の作成に当たられたいと考えます。

以上で所管事務調査報告とさせていただきます。

○議長 経済常任委員会委員長、猪俣常三君。

○経済常任委員長 それでは経済常任委員会所管事務調査といたしまして、報告させていただきます。

報告先、西会津町議会議長、伊藤一男様。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施しましたので、会議規則第 75 条の規定により報告いたします。

1、事務調査の期日は、令和 7 年 11 月 6 日から 7 日、11 月 14 日金曜日であります。

2、調査地及び調査事項。

茨城県東海村、株式会社 T ファーム、持続可能な農業と六次化の推進について。

新潟県津南町、除雪体制等の雪対策について。

3、調査結果は別紙のとおりでございます。書類に基づいて御報告させていただきます。

持続可能な農業と六次化の推進についてであります。経済常任委員会は、所管する事業として、持続可能な農業と六次化の推進について、安全で高品質な有機栽培のさつまいもを使用した品種、紅はるかの干し芋製造・販売に取り組んでいる農業法人株式会社 T ファームの調査・視察を行ったところであります。

1、調査の目的。

持続可能な農業に取り組み六次化を推進されている株式会社 T ファームの先進的な事例を調査し、今後の本町における農業施策の推進の参考とするものであります。

2、企業の概要。

株式会社Tファームは、東海村を拠点とする農業法人であり、長年にわたりさつまいもの生産、加工、販売を中心に地域農業を牽引している大規模法人であります。特に干し芋の生産では、品質管理の徹底と販路拡大により、県内外から高い評価を受けているところでもあります。

また、農地の集約化やICTを活用した生産管理、若手就農者の育成にも積極的に取り組んでおり、地域農業のモデル的存在となっております。

3、視察内容。

生産体制の説明としまして、農薬や化学肥料を使わず、土壌改良から10年以上をかけて自然栽培を確立し、菌による病気や害虫による食害などはほとんど見られないとのことでありました。

さつまいもを中心に最大90ヘクタールの農地を管理。圃場の土壌分析に基づいた栽培管理を実施し、品質と収量の安定を図っておられます。

(2) 加工・販売事業。

干し芋の加工施設を自社で保有し、選別、乾燥、包装までを一貫して行っております。直販、ネット販売、ふるさと納税返礼品など、多様な販路を展開しております。

(3) 人材育成と雇用。

地元高校や外国人技能講習の受け入れ、パート雇用などを通じて地域雇用にも貢献。若手後継者育成の仕組みづくりを進めております。

4、まとめ。

株式会社Tファームの実践は、単なる農法の転換にとどまらず、自然との共生を基盤とした経営哲学に基づくものであります。経済的成功と環境配慮を両立させる姿勢は、持続可能な地域農業を模索する本町にとっても大いに参考となります。特に、生産から加工・販売まで地域内で完結させる仕組みは、農業の付加価値や雇用創出の観点からも学ぶべき点が多いと感じました。

経済常任委員会といたしましても、この自然栽培を、本町のミネラル栽培がさらに進化するための選択肢の一つだと捉えたので、農業政策として提案するものであります。

次のページに行きまして、除雪体制等の雪対策について新潟県津南町を調査しました。

経済常任委員会は、所管する事業として、豪雪地帯で行政の役割や地域の協力体制など、先進的な取組をしている除雪体制等の雪対策について調査、視察を行いました。

1、調査の目的。

豪雪地帯である津南町の除雪、融雪に関する体制及び課題を学び、冬期交通の安全確保と地域住民の生活維持のための方策について、本町の今後の除雪体制の参考とすることを目的といたしました。

2、津南町の概要。

津南町は新潟県の最南端に位置し、長野県との県境に接しております。町の南西から北東に流れる信濃川と、これに合流する志久見川、中津川、清津川の河川に沿って雄大な河岸段丘が形成されております。

津南町は典型的な中山間地域の農業の町で、夏は北西の涼風に恵まれ、高原性の爽やかな気候が続く一方、11月中旬に初雪、4月中旬に消雪と冬期間が長く、昭和56年の最大

積雪深 417 センチメートル、累計降雪量 2,376 センチメートルを筆頭に平均最大積雪深 249 センチメートル、平均累計降雪量 1,408 センチメートルと日本有数の豪雪地帯であります。

3、視察内容。

(1) 行政による除雪体制であります。特にタイヤドーザ 13 台、ロータリー除雪車 10 台、ブルドーザー 7 台の計 30 台を保有し、各班に振り分けて稼働していると。重機は 10 年稼働として毎年 1 台ずつ更新して対応しているということです。

その他の特徴については記載のとおりであります。

(2) 地域・住民による支え合い。

集落では地域除雪隊を編成し、狭い路地、歩道、高齢者宅周辺などの軽除雪を担っております。

(3) 支援事業。

①の克雪住まいづくり支援事業としまして、一般世帯あるいは要援護世帯とありますが、融雪式、耐雪式、落雪式のそれぞれで補助金額等が示されております。内容については記載のとおりでございます。

②すまい雪下ろし安全対策支援事業。

屋根の雪下ろし安全対策設備設置工事費の一部を補助するもので。補助金額は対象工事費×2分の1、補助上限は、一般世帯 10 万円、要援護世帯 15 万円となっております。

4、まとめ。

津南町の取組は、行政、事業者、住民が一体となった地域除雪モデルとして高く評価できます。特に、地元雇用を生かした直営体制と、町民要望に即応できる柔軟な運用は、豪雪地帯における現実的かつ持続的な方法と言えます。

本町においても、将来的なオペレータ確保や地域協力体制の強化に向け、津南町の事例を参考にした仕組みづくりを検討することが有効と考えられます。

以上、報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し質疑を行います。

初めに、総務常任委員会。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 　続いて、経済常任委員会。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 　1 点だけ、経済常任委員会の最初の株式会社 T ファームの自然栽培でありますけれども、町のミネラル栽培に対してこれを導入するのも一つの方法だと言ってますけれども、ミネラル栽培は土壌診断をして、また化学肥料をもってバランスの取れたような方法で栽培をするというのが基本ですが、この自然農法は農薬や化学肥料を使わないというような形での自然農法と先ほど説明ありましたけども、どのような方向性を持ってこれをミネラル栽培に利用しようとしておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 　経済常任委員長、猪俣常三君。

○総務常任委員長 　T ファームさんのお話を聞いた中では、土壌検査はもちろんされておりました、肥料は使わないと。そこに独自のミネラルというものを作られておられて、それを使用されているということから、病気とかあるいは食害とか、そういうのがほとんど

ないということで自負されていたところを十分お聞きしてきたところであります。

我が町といたしましても、ミネラルというものもございますので、これらに照らし合わせた中で非常にいい方向性が生まれるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ちょっと具体的に、分からないのですが、ミネラルの方法というのは化学肥料じゃなくて、何か別な方法でそれを補強するというやり方なのでしょうか。

○議長 経済常任委員長、猪俣常三君。

○経済常任委員長 株式会社Tファームさんで特にそこで作られているものがミネラル、昔の貝なのかそういったところのミネラルというふうなすばらしいものを開発されて、それらを土壌に使っておられたと話されておりました。その結果が、病気あるいは食害というのは出てこないということを知ってきたところでもあります。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 いいですか、議事進行で。答弁調整ですね、若干させていただきたいので、暫時休議を要望します。

○議長 暫時、休議といたします。(10時42分)

○議長 再開します。(10時47分)

経済常任委員長、猪俣常三君。

○経済常任委員長 先ほどの御質問でございますけれども、まずはTファームさんで行っているのは有機栽培でありまして、特には自然的なものなのですが、家畜だとかそういう動物の肥やしは一切使わないで、取りあえずミネラルを高めていくような工法を取っておられたということを確認はしてきたところでもあります。そういった内容なので、御理解いただければと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を求めます。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用中にもかかわらず、御参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例の一部改正、令和7年度補正予算案など、町政が当面する重要な議案12件及び報告2件であります。

以下、そのあらましについて御説明を申し上げますが、それに先立ちまして最近における町政の主要事項について御報告を申し上げ、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。

初めに、鳥獣被害防止対策について申し上げます。

まず、熊被害に関しまして申し上げます。

今年は、夏場における少雨の影響等により、熊の餌となるドングリをはじめとした堅果類が大凶作となるなど、全国的に餌を求めた熊が人里へ下りてきやすい状況にあります。

本町においても9月以降は例年にない件数の目撃情報が寄せられており、捕獲頭数も12月4日現在で87頭となり、昨年同時期と比較して63頭増加しております。なお、7月には1件の人身被害が発生している状況です。

町では町鳥獣被害対策実施隊の協力をいただき、目撃や出没が確認された場所の現地確認や花火による追払いを実施し、また喜多方警察署西会津交番と情報共有を図りパトロール体制を強化し、人身被害の防止に向けて取り組んでいるところでありますが、例年にない出没状況を踏まえ、これまでの取組をさらに強化し町民の安全・安心を確保するため、去る10月23日に私を本部長とする「西会津町熊被害対策本部」を設置したところであります。対策本部には県会津地方振興局にオブザーバーとして参画していただき、町猟友会、喜多方警察署西会津交番、西会津消防署長、役場各課等の長を構成員として組織し、熊の出没状況や各機関等が講じている被害防止策を共有するとともに、今後の対策について協議し、パトロールや注意喚起の強化、目撃や出没情報のケーブルテレビや町公式LINE等による情報発信、追払い用火火の無償配付等を実施し関係機関が連携して取り組むこととしたところであります。

また、熊の出没が集落周辺の収穫されていない柿の木等に集中していることから、予備費を充用し「未利用果樹木緊急伐採事業」を実施することとし、自治区長へ要望調査を行ったところ12月4日現在で24自治区から申請があり、町鳥獣被害対策専門員による集落環境診断を実施して、順次伐採を実施しているところであります。

町といたしましては、これら町独自の対策に加え、国や県による熊被害対策事業等の活用や、現在調整を進めている緊急銃猟の実施などにより、引き続き熊による人身被害の発生防止に鋭意取り組んでまいりますので、御理解願います。

このほかの鳥獣に関しましては、12月4日現在の捕獲数がイノシシは60頭、ニホンザルが42頭、ニホンジカは2頭となっております。

今後は積雪期に入ることから、イノシシ対策として猟友会に定期的な巻き狩りを依頼し、加害個体の捕獲に努めるとともに、被害防止のため引き続き、電気柵設置などの被害防除、有害捕獲、集落環境整備の三つの対策を複合的に実施してまいりますので、御理解願います。

次に、温泉健康保養センターの温泉利用再開について申し上げます。

町では、これまで30年余りにわたり良質な源泉を供給してきた第一源泉に代わる新たな源泉を発掘するため、昨年8月より第二源泉の温泉掘削工事に着手するとともに、今年度は動力ポンプ等の設置工事や配管更新工事といった関連工事を進めてまいりましたが、本年9月に全ての工事が完了し、去る10月4日に温泉での営業を再開いたしました。再開当日は記念式典を挙行し、御来賓の皆様をはじめ、関係者や町内外から多くの方々に来場していただき、再開を待ち望んでいた多くの皆さんに大変喜んでいただき賑ったところであります。

温泉再開に至るまで、議員各位をはじめ、ふるさと納税などの御寄附により御協力をいただきました多くの皆様や早期再開に向けた各種工事を担われた事業者の皆様、そして、温泉再開を心待ちにされ、御協力を賜りました多くの町民の皆様に改めまして、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

町といたしましては今後、町の観光・地域振興の中核的施設である温泉健康保養センター「ロータスイン」が利用者や地域の皆様にこれまで以上に愛され、一層の健康増進と福祉の向上、そして交流人口の拡大と地域の活性化につながるよう、様々な振興施策に努めてまいりますので、御理解願います。

次に、西会津町総合計画（第五次）の策定について御説明申し上げます。

令和8年度を初年度とする次期総合計画につきましては、昨年7月に策定作業を開始して以来、町民の皆さん25名による「総合計画検討会議」と、職員25名で組織する「総合計画策定プロジェクトチーム」が連携し、策定作業を進めてまいりました。

去る9月5日の町議会全員協議会において中間報告として御説明申し上げました計画素案について議員各位より御意見をいただいた後、まちづくり基本条例に基づき、9月30日から10月23日までの間、町民参加型合意形成プラットフォーム「デシディム」の活用も含めた意見公募を行ったほか、10月15日より町民懇談会を開始したところであります。

5日間の日程で行った町民懇談会は、初回、15日に役場本庁舎での開催を皮切りに、同17日には林業研修センター、同20日には保健センター、同21日には新郷連絡所、同22日には奥川みらい交流館で行い、出席された合計76名の町民の皆さんから貴重な御意見をいただきました。

このたび、議員各位並びに町民参加によりいただいた御意見などを踏まえ、最終的な調整を行い、西会津町総合計画（案）が完成したところであります。策定に御尽力をいただきました皆様にこの場を借りて衷心より御礼を申し上げます。なお、去る11月20日に開催した西会津町総合政策審議会で、素案を適当とする答申をいただいたところであります。

本定例会では西会津町総合計画（案）を議案として上程しておりますので、御理解願います。

次に、令和7年度自治功労者表彰式について申し上げます。

町政の向上発展に大きく貢献された方々を表彰する令和七年度自治功労者表彰式を、去る11月21日に町役場において開催いたしました。

本年度は、特別功労表彰者2名、功労表彰者1名、善行表彰者3名、そして長年にわたり勤続いただいている自治区長6名、納税貯蓄組合長4名の計16名の方々に対し、自治功労者表彰並びに自治区長・納税貯蓄組合長永年勤続感謝状の贈呈を行い、受賞されました方々に対し、多年にわたる御尽力に改めて感謝の意を表するとともに、今後とも、町政発展のために、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、磐越自動車道四車線化等事業について申し上げます。

東日本高速道路株式会社による本事業では、昨年度より新潟方面の龍ヶ嶽トンネル工事の塩喰地区等での工事用道路や仮設橋の整備が進められ、芝草地内に作業員宿舎が設置されるなど、町内においても目に見える事業になってきたところであります。本年度は、新潟県境の黒森山トンネル工事や会津若松方面の東松トンネル工事業者が決定し、年度内に

は鳥屋山トンネルの工事業者も決まる予定であります。

新潟方面の西会津・津川インターチェンジ間につきましては、現在、冬期間に除雪した雪を四車線化のための敷地に排雪しておりますが、事業進捗により除雪する雪の量が増える一方で、排雪敷地が確保できなくなるといった課題に対処するため、同社から現在の西会津パーキングエリア北側（国道49号線側、四岐川周辺まで）を拡張し、冬期間の雪捨場を設置・検討する案が示されたところであります。それに伴い、去る11月12日に町公民館において、野沢三・四・五町内の自治区長をはじめ、該当する土地所有者、耕作者の皆さんを対象とした、雪捨場設置計画説明会が開催されたところであり、今後は、対象者等への個別説明を実施し、地質調査や地形測量など設置事業の検討作業を進めていく予定となっております。

町といたしましては、今後も事業の推進に向け、東日本高速道路株式会社をはじめ国土交通省など、関係機関へ積極的に働きかけを行ってまいりますので、御理解願います。

次に、文化財防火合同消防訓練について申し上げます。

町では、文化財防火デーに併せ、毎年1月に、町内の貴重な文化財を守ることを目的に、町及び教育委員会の主催で、文化財防火デー消防訓練を行ってまいりましたが、今年度は、町消防団との協議により、参加者の負担軽減及び安全確保を図るため、町消防団が昨年度から実施している秋季消防訓練との合同実施に時期を見直し、去る10月19日に文化財防火合同消防訓練を開催したところであります。

訓練内容であります。遍照寺を会場に、町消防団第一分団、女性消防隊、地元一町内、二町内、三町内の町民の皆さん、消防支援隊の皆さんの参加と、西会津消防署の協力のもと、遍照寺付近の建物から出火した火災が拡大し、遍照寺への延焼のおそれがあることを想定し、通報をはじめ、重要物品の搬出、初期消火、放水、応急手当、消火器取扱いといった各訓練を本番さながらに実施いたしました。

また、このほかの各分団においても、火災発生場所を事前に知らせない、いわゆるブラインド型模擬火災訓練として、出勤から現場配置、中継送水や放水といった実践型の消防訓練や消防技術のさらなる向上のためのポンプ操法訓練等が行われ、火災への備えの確認と火災予防の啓発を図ったところであります。

町といたしましては、本訓練の結果や反省点を今後の防災対策に生かし、有事に備え万全を期してまいりますので、御理解願います。

次に、雪害対策本部の設置について申し上げます。

今後、本格的な降雪期を迎えるに当たり、去る12月1日に、「西会津町雪害対策本部」を設置いたしました。

これにより、本年2月の大雪への対応を踏まえ、関係機関、団体と連携強化を図り、雪による事故や交通障害等の雪害から町民生活に支障を来さないよう迅速な状況把握と災害予防への対応、応急対策に万全を期してまいりますので、御理解願います。

次に、今冬の除排雪対策について申し上げます。

まず、雪処理支援隊についてであります。11月までの対象世帯の調査により、玄関先の雪片しや除雪道路までの道つけなど、28世帯への支援を予定しているところであります。

また、今年度からは、体制の強化を図るために、新たに町シルバー人材センターとマル

チワークスにしあいづに現場作業を委託したところであり、これまで同様に緊密な連携を図りながら、冬期間の安心を確保してまいります。

続きまして除排雪費用助成事業であります。本事業は75歳以上の高齢者世帯や障害者世帯等で、自力での除排雪が困難な非課税世帯を対象として助成するものであります。助成額は年間1万円で、申請により給付券を交付するもので、現在、対象世帯に通知し、申請の受付をしているところであります。

また、この除排雪を行う事業者につきましては、町内の事業所や個人事業主等を現在も募集しており、130件程度の登録を見込んでおります。あわせて、本事業の対象世帯以外の方で、除排雪を依頼できる事業者を紹介してほしいという問合せもあることから、登録事業者の中で公表を承諾いただいた事業者につきましては、希望する方へのリストの配付やホームページ、雪に関する相談窓口などを通して周知を図り、身近なところで作業を依頼できる体制整備にも引き続き努めてまいりますので、御理解願います。

次に、町の除雪事業計画について申し上げます。

去る11月18日、自治区長の皆さんをはじめ、喜多方建設事務所等関係団体の皆さんに出席いただいて、今年度の除雪計画について説明会を開催したところであります。道路除雪は、町の除雪受託組合と直営のオペレータにより、生活道路や歩道を中心に早朝の通勤、通学等に支障が生じないよう万全の体制で実施してまいります。

また、狭隘な町道につきましては、地域の皆さんの協力をいただきながら町が貸し出す小型除雪機械により除排雪作業を実施していく考えでありますので、御理解願います。

次に、健康講演会について申し上げます。

町では、平成8年から「骨粗鬆症予防のための成人疫学調査」を開始し、特に高齢女性の骨粗鬆症の予防に取り組んでまいりました。今年度、調査結果がまとまったことから、去る9月21日に女子栄養大学、栄養学部教授、上西一弘先生を講師にお招きし「骨太人生を目指そう、子供から高齢者まで」と題し健康講演会を町公民館で開催したところであります。

講演会には、町内外から約60名の皆さんに御来場いただき、高齢になってからの骨折予防の重要性や若い世代から健康な骨を作る食事の大切さなどを再認識いただいたところであります。

町といたしましては、町民や関係者の意識の高揚を図りながら、健康長寿に向けたまちづくりをより一層推進してまいりますので、御理解願います。

次に、ラジオ体操講習会について申し上げます。

NPO法人全国ラジオ体操連盟などの御協力のもと、本年度で7回目の開催となった本講習会につきましては、去る10月19日にさゆり公園体育館において開催し、町内から約70名の方に参加いただき、全国ラジオ体操指導委員の桜田敬子先生、五日市祐子先生の御指導のもと正しいラジオ体操の動作などを楽しく学んだところであります。

町といたしましては、運動の基本であるラジオ体操を正しく実践することで、町民の運動不足解消及び運動習慣の定着に向けて引き続き推進してまいりますので、御理解願います。

次に、「さすけねえ輪」の健康づくり事業について申し上げます。

まず、内堀雅雄知事の健康の町づくりの視察についてであります。ケーブルテレビ等で御承知のとおり、内堀雅雄知事が去る10月21日に来町され、町の「さすけねえ輪」の健康づくり事業について視察されたところであります。

当日は町からの取組の説明の後、あいばせ体奏、健康運動推進員の皆様に御協力をいただき、「さすけねえ輪音頭」を披露するなど、参加者と活発な意見交換がなされました。音頭の披露では内堀知事も参加され一緒に体を動かされるなど、町民の皆さんと一緒に成るべく成るべく町健康づくりの取組に対して関心、評価をいただいたところであります。

続きまして「第十四回 健康寿命をのばそう！アワード」厚生労働大臣最優秀賞受賞について申し上げます。

「健康寿命をのばそう！アワード」は厚生労働省とスポーツ庁が主催する健康増進・生活習慣病予防の優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰し、他の模範となる活動を奨励・普及することを目的として行われております。

町では今年度「さすけねえ輪」の健康づくりの取組につきまして「さすけねえ輪で変える！高齢化率50%の町 健康共創プロジェクト」と題し、このアワードの自治体部門に応募をしておりましたが、このたび、応募総数百三件の中から書類審査及び審査会を経て、去る11月26日、東京都で行われました最終審査のプレゼンテーションに臨み、「生活習慣病予防分野・厚生労働大臣最優秀賞」を授与されたところであります。この最優秀賞の受賞は企業部門、団体部門、自治体部門の各部門においても福島県内で初めての受賞であり、アワードの評価委員長を務められました、東北大学大学院医学系研究科名誉教授・客員教授であります、辻一郎先生からは、「高齢化率50%の健康づくりは、まさに2040年の日本における健康づくりの可能性を実証したものであり、住民主体のまちづくりと健康づくりが見事に合体していることを高く評価した。このような取組が全国に広がっていけば地域はもっと元気になれることを確信した。」と講評をいただいたところであります。

町といたしましては、これまでの町民の皆様をはじめ、関係団体の皆様の御理解、御協力のたまものと考えており、改めまして衷心より感謝と御礼を申し上げます。この受賞を機に、今後も一層「さすけねえ輪」の取組を軸に、全ての世代の町民それぞれが健康づくりに関心を持っていただき、自ら考え行動する健康づくりをさらに推進してまいります。

次に、第20回西会津国際芸術村公募展2025について申し上げます。

今回で20回目を迎えたこの公募展は、去る10月4日から10月31日までの28日間、西会津国際芸術村において開催されました。

設立当初の「芸術文化の力で国境を越えた交流を生む」という思いを受け継ぎながら、美術の道を志す青少年や美術愛好者の大人まで、表現の場の機会を提供し、芸術を通じて交流を深めていただけるよう開催しているところであり、今年度は、アンダー15の部31点、アンダー18の部56点、一般の部87点の、合計174点の応募があり、去る10月11日には、大賞など各賞の表彰式を行いました。

開催期間中は、町内外から600人を超える方々が来場され、多くの力作の鑑賞を通じて、芸術に触れられた様子でした。

町といたしましては今後も、芸術を通じた青少年の健全育成と、様々な催事やイベントの実施による交流人口・関係人口拡大の拠点として芸術村を活用してまいりますので、御

理解願います。

次に、第40回西会津の文化と産業祭（西会津ふるさとまつり）について申し上げます。

本年度40回目の節目を迎えた「西会津の文化と産業祭」は、去る10月25日、16日の2日間にわたり、さゆり公園多目的広場をメイン会場として開催いたしました。

また、開催に先立ち10月23日からプレオープンとして、文化祭部門及び健康福祉まつり部門の作品を展示し、多くの町民の皆さんに来場いただいたところであります。

初日は、西会津一うまい米コンテストの表彰式や、丞神デナーショー、民俗芸能と民謡のつどい、福島レッドホープス・ファン感謝祭に加え、新たに子供を対象とした新たな体験型イベント「スケートボード体験会」を開催しました。

2日目は、あいにくの雨模様となりましたが、恒例のにしあいづ紅葉ウォークや、桐ゲタ投げ全国大会、さゆりラフ・アンド・ミュージックフェスのほか、新たな企画として西会津人常識チェックと題したクイズ大会など様々な催しを開催しました。

このほか、本町自慢の美味しいお米を会場内でPRしたほか、新そばやみそラーメンにスイーツ、西会津高校魅力発信隊のカフェ、さらには、ジビエの有効利用をしている岩手県大槌町内企業に参加いただき、キッチンカーでジビエ料理を提供いただくなど、会場内にはたくさんのおいしいものがあふれ、両日とも町内外から大勢の皆様により本町の文化、自然、様々な食などを存分に御堪能いただき、盛会裡に終了することができました。

開催に当たりまして、御協力いただきました関係各位に衷心より感謝申し上げますとともに、御参加いただきました町民の皆様に対しまして御礼を申し上げます。今後も、イベントを通じて地域の活性化が図られるよう、より充実した「西会津の文化と産業祭」を開催してまいりますので、御理解願います。

次に、西会津お米産地ツアー2025及び「日本の田舎、西会津町。」ナイト2025について申し上げます。

西会津お米産地ツアー2025につきましては、10月13日と14日の2日間、東京都内を中心に食、出版、芸能などに携わる著名人21名を町内に招聘し、本町の誇れる地場産品を一堂に会し、この地場産品が生まれた本町の風土を体験していただくとともに、生産者や事業者等との意見交換及び商談等を行ったところであります。

また、「日本の田舎、西会津町。」ナイト2025につきましては、11月8日、本町の誇れる米を中心として、米の生産者や米関連の商品開発に携わった事業者、本町ゆかりのミュージシャン、さらに先般のお米産地ツアーに参加した食に関する業界の著名人などを招聘し、西会津町のオリジナル商品の認知度アップと商談を行うため、東京都港区南青山においてPRイベントを開催したものであり、当日は一般参加者約100名、トークゲスト等出演者を含む町関係者約30名の合計約130名が参加したところであります。

なお、本事業は、ふるさと納税の寄附金額の向上や関係人口の増加、地域おこし協力隊の確保、移住者の増加などにより地域経済の活性化等も図るとともに、都会で西会津に出会える、西会津に触れることができる場を設け、「日本の田舎、西会津町。」のプロモーションも兼ね実施したところであります。

今後も、地域の活性化が図られるよう充実したプロモーション活動を継続していきたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、台湾でのトップセールス及び西会津PRイベントについて申し上げます。

本事業は、復興庁所管の福島再生加速化交付金を活用し昨年度から実施しております「台湾インバウンドに向けた地域の魅力発信事業」の一環として実施したもので、去る 11 月 24 日から 28 日までの 5 日間、私や町観光交流協会長等町関係者が昨年度に引き続き、台湾を訪問し、台南市での『「日本の田舎、西会津町。」ナイトイン台南』と題した町のPRのイベントの開催や台湾旅行会社への訪問を実施したところであります。

昨年度は首都である台北市を中心にイベントの開催や旅行会社の訪問を実施いたしましたが、今年度は台南市や高雄市など台湾南部の大都市へも活動の場を拡大し、インバウンド需要の取り込みを図ったところであります。

今後も引き続き、台湾インバウンドに向けた様々な対策を実施し、誘客促進に向け鋭意取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、ジビエ利活用に向けた検討組織の設置について申し上げます。

現在、町ではイノシシやツキノワグマ等の有害鳥獣を捕獲した際は、町の解体処理施設で解体後に焼却処分もしくは捕獲現場等で埋設処理をしていますが、これら野生鳥獣の肉（ジビエ）を地域資源として利活用し、地域経済の活性化や交流人口の拡大等につなげていくため、官民参画による「西会津町ジビエ利活用検討会」を設置したところであります。

本検討会ではアドバイザーとして一般社団法人日本ジビエ振興協会から指導をいただくとともに、構成員を町猟友会、町振興公社、町商工会、にしあいづ観光交流協会、町内加工事業者、町内飲食店、公募委員とし、さらに、現在福島県内に課せられている出荷制限の解除や解除後のジビエ利活用方法等の助言をいただくため、オブザーバーとして東北農政局、福島県生活環境部、会津地方振興局、会津農林事務所、会津保健所など関係各所より参加をいただき、去る 10 月 17 日に第 1 回目となる西会津町ジビエ利活用検討会を開催したところであります。

第 1 回目の検討会では、アドバイザーからの講演や、オブザーバーからジビエをめぐる情勢等についての説明、また県外産ジビエを使用した試食を行い、出席委員の皆様へジビエについて学んでいただく機会となったところであります。

また、去る 11 月 14 日には石破茂衆議院議員を会長とした自由民主党の鳥獣食肉利活用推進議員連盟の総会に出席させていただき、東日本大震災による原発事故の影響によりジビエの利活用が進んでいない本県の状況や本町におけるジビエの利活用の検討状況等を御説明し、ジビエ利活用の推進に御支援をお願いしてきたところであります。

町といたしましては、今後も定期的に検討会を開催するとともに、町民の皆さんへジビエについて理解を深めていただくため、PR イベントや飲食店、加工事業者の皆さんと連携した事業等を通して、本町におけるジビエ利活用の実現に向け取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、第 12 回西会津一うまい米コンテストについて申し上げます。

本コンテストは、西会津産米のPRと、生産者の栽培技術の向上を目的に、平成 26 年度から開催しております。今年度は、「コシヒカリ部門」に 60 点、コシヒカリ以外の「こだわりの品種部門」に 8 点の応募がありました。コシヒカリ部門では、一次審査において食味分析計及び整粒検査により、上位 5 名を選出した後、去る 10 月 15 日に開催した二次審

査において、米に関し知見を有する5名の審査員と一般公募者1名の計6名による実食審査を行ったところであります。

この結果、奥川・塩の片岡元次さんの米が西会津うまい米に決定し、また、こだわりの品種部門は、最も食味値の高かった野沢・二町内の橋谷田ファーム株式会社の「ゆうだい21」が奨励賞を受賞しました。今年の夏は猛暑が続いた上、梅雨入り後の7月から出穂期の8月にかけて非常に雨が少なく水不足になり、9月に入ってから対照的に雨の日が多くなるなど、厳しい気象条件だったにもかかわらず、入賞した米はいずれも審査員から高い評価を受けたところであります。

町では今後もおいしく良質な西会津産米を全国にPRするため、引き続き生産者や販売事業者と連携を図り、米の販売促進に取り組んでまいりますので、御理解願います。

次に、令和7年産米の作柄とモニタリング検査について申し上げます。

米の作況指数につきましては、令和7年産米から廃止されることとなり、代わりに生産者が使用している、古い目幅ベースで算出した10アール当たり収量の前年産までの5か年中、3年平均に対する10アール当たり収量の比率である「作況単収指数」が公表されることとなりました。

農林水産省による10月10日公表の米の作況単収指数であります。全国は102の見込みとなり、福島県内では浜通りで103、会津と中通りは102の見込みとなったところであります。

水稻の作柄については、会津よつば農業協同組合への米の出荷買入状況を見ますと、出穂期の水不足や収穫期の倒伏などの影響があったものの、本町の一等米比率は11月14日現在で93%となったところであります。

また、米の放射性物質検査につきましては、昨年まで3品種の検査を実施していた市町村は今年度から1品種のみの検査となったことから、本町では「あきたこまち」の1品種の検査が8月28日に実施され、放射性物質が検出されなかったことから全ての米の出荷自粛が解除され、西会津産米の安全・安心が確認されたところであります。

町といたしましては今後も、おいしい西会津産米の生産が継続されるよう支援してまいりますので、御理解願います。

次に、道路網の整備について申し上げます。

町では安全・安心の確保と持続性のある地域づくりを支え、良質な社会資本を将来に確実に引き継ぐため、効果的な整備と効率的な維持管理に努めているところであり、本年度は懸案事項の一つであった「町道向原一号線」の改良工事に向けた測量設計に着手したところであります。今後も、地域の実情や要望を踏まえ、計画的に整備を進めてまいります。

また、国道400号、459号及び県道の整備促進につきましては、国県に対し要望活動を行っているところでありますので、御理解願います。

次に、市町村村対抗の各種スポーツ大会の結果について申し上げます。

初めに、「第19回市町村対抗福島県軟式野球大会」について申し上げます。

本大会は9月13日に開幕し、本町チームは2日目の9月14日に会津若松市のあいづ球場において相馬市チームと対戦しました。初回の攻撃でチャンスを作ったものの得点ができず、逆に相手に先制を許してしまい、その後は、再三の好プレーで得点を与えず耐え忍

ぶ展開となりましたが、最後まで流れをつかめず、惜しくも0対4で敗退となりました。

続きまして、「第12回市町村対抗福島県ソフトボール大会」について申し上げます。

本大会は相馬市光陽ソフトボール場を会場に10月4日に開幕し、本町チームは初日に浪江町チームと対戦しました。初回、2回と立ち上がりに失点し、3回以降は堅い守りで得点を許しませんでした。攻撃では相手に抑えられ、0対5で敗退となりました。

続きまして、11月16日に行われました「第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」について申し上げます。

本町チームは、7月から週3回の練習を実施し、チーム力と走力の強化に取り組んでまいりました。今大会は、選手として一般、大学生、高校生に混じり、中学生5名が走りましたが、うち4名が一年生と経験の浅いチーム事情となりました。しかしながら、チーム一丸となり、前年のタイムを6分32秒縮め、参加50チーム中、昨年の順位を三つ上回る36位でゴールいたしました。

以上、市町村対抗競技においては、選手、関係者の御努力に敬意を表しますとともに、御声援いただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げ、次年度以降のさらなる成績の向上に向け、町といたしましても引き続きチームを支援してまいりますので、御理解願います。

次に、12月1日現在の建設関係事業の実施状況であります。お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御了承をいただきたいと思っております。

続きまして、今回提出いたしました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動ポスターの規格の統一及び個人演説会告知用ポスターの廃止により、町の選挙におけるポスターのサイズを国会議員等の選挙と同じ規格にするため、町条例につきまして所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

国の人事院は8月7日、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、月例給の引き上げ及び期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる勧告を政府に対し行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は10月10日人事院勧告に準じ、若年層を中心に職員の俸給について、平均2.97%引き上げるとともに、期末手当の支給月数を0.025月分、勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げ、人事院勧告の内容を踏まえた令和7年度以降の給与制度の総合的な見直し等の勧告を県と県議会に行ったところであります。

市町村の職員等の給与につきましては、国及びその他の地方公共団体、民間事業者等の給与を考慮して定めることとされていることから、本町におきましても勧告制度の意義を尊重し、人事院及び県人事委員会の勧告に準じ、令和7年度より、職員の俸給について、県と同様に引き上げるとともに、期末手当の支給月数を0.025月分、勤勉手当の支給月数を0.025月分引き上げるなどの改正を行うものであります。

次に、議案第3号「西会津町火入れに関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本案は、気象発表で用いられていない用語等を改めるための改正を行うものであります。

次に、議案第4号「令和7年度西会津町一般会計補正予算（第4次）」についてであります。586万7,000円を増額し、予算総額を70億3,256万7,000円とするものであります。

今次補正の主な内容といたしましては、建設改良事業、災害復旧事業に係る事業費の調整、児童手当の追加計上をはじめ、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告の内容と職員の異動等を反映させ、給与等を調整したものであります。

補正の財源につきましては、国・県支出金、地方債を調整することとし、財源調整の結果、不足分につきましては、財政調整基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第5号から第8号の「特別会計等補正予算」についてであります。職員の給与等の調整や特定の目的に応じた事業の実施に伴い、所要の経費を調整したものであります。

次に、議案第9号「西会津町総合計画（第5次）の策定」について申し上げます。

町の最上位計画に位置づけられる総合計画につきましては、総合計画（素案）について、9月5日開催の全員協議会で御説明し、議員各位より御意見をいただいたところであります。

その後、西会津町まちづくり基本条例に基づき、意見公募並びに町内五地区での町民懇談会を実施し、広く町民の皆さんから意見をいただきました。

このたびいただきました御意見等を踏まえ、最終的な調整を行い、「西会津町総合計画（案）」が完成しましたことから、西会津町まちづくり基本条例第19条第2項、及び西会津町議会基本条例第8条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号から議案第12号の「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること」について申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員3名が本年12月31日をもって任期満了となりますことから、地方税法第423条第3項に基づき、新たな委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

次に、報告第1号「委任専決処分事項（損害賠償及び和解）」についてであります。町公用車の事故2件についてであり、このたび、損害賠償について相手方と合意に達し、委任専決処分の範囲内で和解しましたので、御報告するものであります。

次に、報告第2号「委任専決処分事項（請負契約の変更）」についてであります。現在、工事が進められております役場庁舎非常用発電設備設置工事において現地再精査等により、軽微な変更が生じたことから、委任専決処分の範囲内で変更契約を締結しましたので、御報告するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第7、報告第1号、委任専決処分事項（損害賠償並びに和解）の報告を行います。

本件の説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月19日に御議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容について報告するものであります。件数は2件で、物損事故に係るものです。

それでは、議案書の報告第1号の報告書を御覧ください。

まず、1件目であります。事件の発生年月日につきましては、令和7年2月26日であります。

その内容であります。野沢・下小屋地内のJR野沢駅敷地内において、当方車両が除雪作業中、コンクリートの擁壁に接触し損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和7年10月21日、76万2,300円であります。

なお、過失割合につきましては、当方100%であります。

次に、2件目であります。事件の発生年月日につきましては、令和7年8月19日であります。

その内容につきましては、新郷・高目地内において、当方車両が方向転換のため後退したところ、停車していた相手方車両に衝突し損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和7年9月25日、82万1,337円であります。

なお、過失割合につきましては、当方100%であります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終わります。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで、報告第1号、委任専決処分事項（損害賠償並びに和解）の報告を終わります。

日程第8、報告第2号、委任専決処分事項（請負契約の変更）の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 報告第2号、委任専決処分事項の報告について、御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月19日に、御議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、工事請負契約の変更契約を締結することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容について報告をするものであります。

件数は1件で、増額変更に係るものです。

それでは、報告第2号の報告書を御覧ください。

役場庁舎非常用発電設備設置工事は、頻発する自然災害に対応するため、役場庁舎におおむね72時間の給電が可能な非常用電源を確保し、緊急時においても、防災拠点としての機能を維持することを目的に行うもので、本年6月議会定例会において請負契約の御承認をいただき、鋭意工事を進めているものであります。工事を進める中で軽微な変更が生

じましたので、その主な理由について説明をさせていただきます。

現地を再精査した結果、災害時において夜間や休日等の対応を考慮し、宿直室に電源供給を行う必要があると判断したことによる電源の延長や、利便性の向上を目的に町民税務課にコンセントを増設したこと等による増額変更です。

契約内容は、株式会社佐藤電設代表取締役佐藤春幸氏と令和7年10月17日に169万4,000円、率にして2.6%増額の6,774万5,700円で変更工事請負契約を締結いたしました。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長　ただいまの報告に対し質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで、報告第2号、委任専決処分事項（請負契約の変更）の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

それでは、皆さんに申し上げます。

午後1時より全員協議会を開催します。開催時間までに議場へお集まりください。

お疲れさまでした。（11時51分）

令和7年第6回西会津町議会定例会会議録

令和7年12月8日(月)

開 会 10時00分
散 会 16時19分

出席議員

1番	渡部 佳菜子	5番	小林 雅弘	9番	三留 正義
2番	仲川 久人	6番	荒海 正人	10番	猪俣 常三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞継	11番	青木 照夫
4番	上野 恵美子	8番	伊藤 一男	12番	武藤 道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友喜	建設水道課参与	佐藤 広悦
副 町 長	大竹 享	教 育 長	五十嵐 正彦
総 務 課 長	伊藤 善文	学校教育課長	佐藤 実
企画情報課長	玉木 周司	生涯学習課長	長谷沼 充伸
会計管理者兼町民税務課長	渡部 栄二		
福祉介護課長	船橋 政広		
健康増進課長	岩 渕 東吾		
商工観光課長	齋藤 正利		
農林振興課長	小 瀧 武彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博文	議会事務局主査	大崎 友梨
--------	--------	---------	-------

第6回議会定例会議事日程（第4号）

令和7年12月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 渡部 佳菜子 | 2. 仲川 久人 | 3. 長谷川 正 |
| 4. 上野 恵美子 | 5. 小林 雅弘 | 6. 荒海 正人 |
| 7. 秦 貞継 | 8. 猪俣 常三 | 9. 三留 正義 |
| 10. 青木 照夫 | | |

○議長 おはようございます。

令和7年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 皆様、こんにちは。渡部佳菜子です。これから通告書のとおり、二つの議題について質問させていただきます。

まず初めに、ミネラル野菜の今後の方向性について質問いたします。

本町のミネラル野菜は、平成10年度から始まった健康な土作り事業をきっかけとして、健康な体は健康な食べ物から、健康な食べ物は健康な土壌からという理念の基、ミネラル豊富な野菜を食べて健康になろうという町の健康施策と深く結びついて誕生した取組でした。これまで長年にわたり、普及会の皆様と農林課の皆様を中心に、地域の健康づくりや地産地消の推進など、とても大きな役割を果たしてこられました。その努力に対し、改めて心より敬意を表したいと思います。

一方で、近年は時代の変化の中で、ミネラル野菜には健康という軸だけではなく、生産性の向上やブランド化、市場での評価といった新しい役割が求められるようになってきました。

そこで、まずお伺いします。一つ目、町としての現在の位置づけについて。ミネラル野菜の成り立ちである健康づくりという面から、今求められている生産性、ブランド化まで複数の方向性が存在する中で、バランスや重点を町としてどのように捉えているのか。まずは現時点での御認識を伺います。

二つ目、生産者の理想構想について。ミネラル野菜の生産者には大きく二つの層があります。一つは、家庭菜園の延長として、趣味や生きがいとして楽しんでおられる方たち。もう一つは、ミネラル野菜を軸に収入を得たい。あるいは、事業として取り組んでおられる方たちです。これらの立場が同じ枠組みの中で活動していることが、活動内容や負担の差、価格の考え方の違い、ブランド化への取組の温度差にもつながっていると感じています。今後町として、この2層の生産者に対し、どのように支援の方向性を整理していくお考えでしょうか。趣味や生きがいの方には、そのよさを生かす支援を、生計を立てたい方には技術や販路の支援をというように、役割に応じた整理が必要ではないかと考えています。町のお考えをお聞かせください。

三つ目、ブランド化の取組について。町では昨年、ミネラル肥料の見直しを行い、今年度は非破壊式糖度計を導入され、一定基準を満たした野菜をプレミアム野菜として販売するなど、大きな一歩を踏み出されています。この取組は非常に意義深く、ミネラル野菜の新しい可能性を広げるものだと感じています。プレミアム野菜を含めたブランド化を今後どのように進めていくお考えでしょうか。品質基準や表示の方法、PRの方向性、そして適正価格の形成などについて、町の方針をお聞かせください。

四つ目、持続可能な体制づくりと中長期的な方向性について。ミネラル野菜は、健康づくり、生きがいづくり、農業振興、ブランド化、そして担い手の育成など、実に多くの役割を兼ね備えています。その複合的な特性ゆえに、今後どのような道筋で発展させていくかは、とても重要な検討事項になると感じています。ミネラル野菜を今後、町としてどのような方向性で育てていこうとしているのか。中長期的なビジョンをお示してください。

ミネラル野菜は西会津町が長い時間をかけて培ってきた大切な取組であり、財産です。これまで支えてこられた皆様の思いを大事にしながら、時代に合わせて進化させていくためには、今町として方向性を見詰め直すことがとても重要だと考えています。町の皆様とともに、よりよい形で未来につなげていけるよう、議論を深めていければと思います。

それでは続いて、次の世代を育むという視点から、子育てに関する質問に移らせていただきます。次の議題は、高齢者の育児参画についてです。まず本町がこれまで進めてこられた子育て支援の取組に対し、心から感謝申し上げます。こども園では、保育料や給食費無償化、家庭子育て応援金、病後児保育の受入体制の整備などがなされています。小学校では、今年度から給食費の無償化、児童クラブや放課後子供教室など、子供たちの居場所、学びの提供など、町として本当に思い切った支援を続けてくださっており、多くの家庭が救われていることと思います。

そして何より、日々現場で子供たちを支えてくださっている保育士の皆さん、先生方、子育て支援員の方々、行政職員の皆さん、子供たちの成長と安全のために、とき御自身の時間も削りながら、現場の最前線で御尽力くださっていることに一保護者として、心より敬意と感謝を申し上げます。

その上で、本日の質問は西会津町だからこそできる地域の力を生かしたさらなる子育て支援を一緒に考えるためのものです。本町では、共働き家庭やひとり親家庭が増え、日々の仕事と家事、育児の両立に追われる保護者が多くなっています。子供はかけがえのない存在ですが、忙しさの中では、もう少し助けが欲しい。一息つける時間があればと感じる場面も少なくありません。

その一方で、高齢者の皆様からは「子供と関わりたい、地域の役に立ちたい、孫のような存在と触れ合いたい」という温かい声が多く寄せられています。西会津には経験豊富で、明るく元気な高齢者の方々が多く、まさに地域の財産です。子育て家庭のもう少し助けてほしいという願いと、高齢者の誰かの力になりたいという思い、この二つは本来真っすぐにつながるものです。ですが、現状ではその出会いの場が十分ではありません。私は西会津だからこそ、高齢者と子供、そして保護者が自然に関わり合える仕組みが必要だと考えています。子供にとっては、家庭以外の多様な大人と触れ合うことが、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を育む大きな機会になります。

また、家とは別に安心できる居場所が生まれることで、心の安定にもつながります。保護者にとっては、子供を安心して預けられる場が増えることで、週末でも少しだけ自分の時間が持てるようになり、心に余裕を持って子供と向き合える環境が整います。高齢者にとっても、子供の存在は大きな生きがいとなり、地域との関わりや社会参加が増えることで、健康維持や孤立防止にもつながります。そして、地域全体にとっても、子供、保護者、高齢者が日常的に顔を合わせ、声を掛け合える関係が増えていくことは、互いに支え合う

地域力を自然に育てることにつながります。こうした視点は、これからのまちづくりにおいて、ますます重要になると考えています。

ここから3点伺います。

一つ目、放課後の児童クラブにおいて、高齢者の受け入れが限定されている理由と、町として把握している課題は何か。

二つ目、高齢者、子供、保護者をつなぐ交流の場を地域サロンや老人クラブと連携して、広げていく考えはあるか。

三つ目、親のリフレッシュにつながる週末、休日の子供の見守り事業を高齢者の力を活用して施行する考えはあるか。

西会津町には、人の力という大きな財産があります。高齢者も子供も保護者も互いに支える仕組みをつくることは、町の未来に直結します。町の皆様と協力しながら、西会津らしい新しい子育て支援の形を築いていけることを願っています。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 町長。

○町長 1番、渡部佳菜子議員の御質問のうち、ミネラル野菜の今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

初めに、ミネラル野菜の現時点の位置づけと方向性についてであります。御承知のとおり、本町では平成9年度から「健康な身体は健康な食べ物から、健康な食べ物は健康な土から」という、当時の農業科学研究所所長の中嶋常允先生の指導を受け、以来、この健康な土づくりを基本としたミネラル栽培を、町農業振興の中心に据えて取り組んできたところであります。

この間、にしあいづ健康ミネラル野菜普及会の発足をはじめ、学校給食等への米・野菜の供給による食育の推進、交流物産館「よりっせ」や地域連携販売力強化施設「ミネラル野菜の家」等の整備、商標の登録、首都圏スーパーへの野菜出荷の開始などのほか、首都圏等での積極的なPR活動を行い、こうした農業振興・地域づくりの取組が評価され、平成18年には、にしあいづ健康ミネラル野菜普及会が「農山漁村いきいきシニア活動表彰」で奨励賞を受賞したほか、平成26年には同じく普及会が「豊かなむらづくり全国表彰」で農林水産大臣表彰を受賞してきたところであります。

しかし一方で、これまでミネラル野菜生産振興の中心的な役割を担っていただいている生産者団体の会員数の減少や高齢化、生産資材の高騰などの影響により作づけ面積や出荷額は減少傾向にあり、今後さらにミネラル野菜を振興させるためには、新規就農者の確保や後継者の育成、主力となる作物の選定等解決すべき課題があると認識しております。

町ではこれらの課題解決に向けて、令和5年に開催した「健康な土づくり25周年記念大会」で宣言された「自信と誇りを持って提供できる体制へ」「豊かさを実感できる農業へ」「安心・安全を自信を持って販売できる体制へ」を今後のミネラル野菜振興の柱に据え、生産者団体等とともに引き続き町農林業振興の3本柱の一つに位置づけて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、趣味や生きがいとして取り組む層と生計を立てる目的の層との支援区分についてありますが、町では令和5年に生産者団体の会員に対して、ミネラル野菜栽培に取り組

んでいる目的等のアンケート調査を実施したところ、「仲間と活動することが楽しいから」や「健康づくりのため」との回答があった一方で「利益が出ているから取り組んでいる」との回答もあり、生産者ごとに多様な目的を持って取り組まれていることは認識しております。

町ではこれまで、ミネラル野菜の生産振興に向けて、新たに取り組む方や生産規模拡大など一定の条件を満たす場合に補助金等により支援を行っており、目的や経営形態の違いによる区分はしてはおりませんが、今後につきましては、これまでの支援策を基本としつつ、ミネラル野菜の生産振興・販売拡大を図る上ではなりわいを目的とする生産者に対して、より重点的な支援が必要と考えており、意欲ある新たな担い手の確保や高収益モデル生産者等の育成を図るため、関係機関や生産者の意見もお聞きしながら、有効な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、持続可能な体制づくりに向けた方針についてであります。本事業を将来にわたり安定的に継続させ、さらに発展させるため生産者団体と町が「健康な土づくり 25 周年記念大会」で行った三つの宣言を柱に事業を展開していくこととしております。

具体的には、一つ目の柱である「自信と誇りを持って提供できる体制へ」では、今年度導入した非破壊式糖度計を活用し、一定の基準を超えた野菜を「西会津プレミアム」としての差別化販売や、町栽培指導専門員や喜多方農業普及所等による定期的な技術指導を通して、品質の安定と収量及び栽培技術の向上を図ってまいります。

二つ目の柱である「豊かさを実感できる農業へ」においては、要望の多かったミネラル資材や土壌分析機関の選択枝の拡充、土壌分析結果から必要な施肥量が算出される土壌分析システムの構築、首都圏等への野菜の出荷体制やブランド販売等について J A と連携を強化してまいります。また、意欲ある新規就農者や若手生産者を支援し、高収益モデル生産者となる人材の育成を関係機関と連携し取り組むほか、農業後継者としての地域おこし協力隊を継続して採用し育成を図り、新たな担い手の確保にも努めてまいります。

3 番目の柱である「安心・安全を自信を持って販売できる体制へ」においては、消費者から信頼される栽培管理を行うため、今年度から直売所における栽培管理日誌の作成を実施しております。

さらに、町農業における課題の解決と持続可能な農業の実現、地域経済の活性化、雇用の創出等を目的に令和 5 年に設立された一般財団法人西会津町農業公社では、ミネラル栽培野菜の振興を公社の主力事業の一つに位置づけ、専門員や地域おこし協力隊がスイカやメロン等これまで栽培実績の少ない作物栽培に積極的に取り組んでおり、既存の生産者団体とともに今後のミネラル野菜生産の中核を担っていただくことを期待しており、また町としても農業公社の取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

町といたしましては、これまで農業政策の中心施策の一つとして取り組んできた健康な土づくり事業について、生産者団体や農業公社、直売施設、J A 等との連携を一層強化し、ミネラル野菜の持続可能な生産・出荷・販売体制を構築してまいりたいと考えておりますので御理解願います。その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 1 番、渡部佳菜子議員の高齢者の育児参画についての御質問にお答えい

たします。

最初に、1点目の放課後児童クラブの運営についてであります。議員御承知のとおり、放課後児童クラブは、日中、保護者や家族が就労等により家庭にいない小学生に、適切な遊びの場と生活の場を提供し、児童の健全な育成と安全の確保を図るとともに、保護者の子育てを支援する事業であります。

支援員など職員の指導により、遊びを中心に活動しており、長期休業中は、本田よう一先生の料理教室や、福島大学食農学類の平ゼミによるサイエンスカフェ、中学生・高校生によるボランティア活動など、様々な方との触れ合いや体験活動にも取り組んでおります。

議員おただしの高齢者の受け入れにつきましても、限定している事実はなく、これまでも、退職された先生方による学習支援などの取組について、打診・検討した経過があります。

しかしながら、「定期的な対応は難しい。」、「夕方時間帯は都合がつかない。」、「活発になってきている子供たちに、体力がついていかない。」などの課題もあり、実現には至っておりません。

今後も引き続き、子供たちが安全に過ごし、保護者の皆さんが安心して御利用いただけるように、そして地域の皆さんの協力が得られるように努めてまいります。

次に、2点目の地域サロンや老人クラブ等と連携した交流の場の拡大についてであります。町では現在、社会福祉協議会やボランティア活動サポートセンターと連携し、こども園の園児や子育て広場「おいでおいで」の利用家族が地域の方々と触れ合い、交流することができる体制を整えております。本年6月には高目サロンでこども園の園舎や園児の活動の様子を見学し、10月には奥川元気クラブの皆さんが、「おいでおいで」の利用者と輪投げやスタンプラリーで交流を深めたところであります。

今後につきましても、高齢者の方々から元気をいただけるような、そして高齢者の皆さんに元気になっていただけるような多世代交流の場を、引き続き確保していけるよう働きかけることとしております。

次に、3点目の週末・休日の高齢者による子供の見守り事業についてであります。現行の第三期子供・子育て支援事業計画の策定に当たり、令和6年2月に、子育て中の保護者を中心に、中学生から60代までの方々を対象に、家庭や子育ての状況、子育て支援サービスの利用や協力意向等を把握するためのニーズ調査を実施しました。

本調査の結果では、「土曜日に保育事業を毎週利用したい。」との回答は5%、「日曜日と祝日は毎回利用したい。」は0%となり、週末や休日の保育ニーズは低い現状であります。

また、こども園の送迎、そして降園後や休日等の一時預かりを地域の方に担っていただくファミリーサポートセンター事業について、担い手として協力できると回答いただいた方も大変少ない状況でありました。

こうしたアンケート結果ではありましたが、町では、多様な働き方や家庭環境の変化などに対応すべく、土曜保育の拡充や休日保育の実施等の検討を行うとともに、地域の皆さんによる保育補助等こども園の運営に対する協力の働きかけなどに努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　それでは、再質問に移りたいと思います。

まずはミネラル野菜の運営体制について伺います。ミネラル野菜普及会は独立した任意団体として、自主的に活動されている一方で、町の施策との境界が曖昧なまま慣例的に続いている部分があるように見受けられました。その結果として、普及会に大きな負担となっている部分があるのではないかというふうに、私自身が感じてきていました。

私自身も普及会メンバーとして役員をしていたことがありますので、イベントへ出ることを頼まれれば、町の事業だからやらなければいけないというふうに、暗黙の了解じゃないですけど、そのように思っていました。

なので、今回質問するに当たり農林課課長とちょっとお話させていただく中で、任意団体であるということが、私の中で結構衝撃で、独立した団体であるというのが分からないで、私役員やっていたんだなということで驚きました。もしかしたら、私のほかにもこうした状況、分からないでイベントに出てくださって言われれば、出なきゃいけないと思っている会員の方たちもいるのかなというふうに思っています。

農林課振興施策の一つとして位置づけるのであれば、町が主体的に体制づくりというのを今後整理していく必要があるのではないかなというふうに思っています。例えば、ふるさとまつりや道の駅でのイベント販売、PR活動、視察対応など、これまで慣例的に行われてきた活動が、町として正式に依頼しているものではないということなんですけれども、その辺もう少し明確にする必要があるのではないかと感じています。町の御見解をお伺いします。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それでは、渡部議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず先ほどからの御質問にありました西会津健康ミネラル野菜普及会でございますが、事前にお話をさせていただいたとおり、任意の団体となっております。

この組織ですが、平成14年に組織をされたということでございます。普及会の設置の目的でございますが、ちょっとこのまま読ませさせていただきます。

この会は、土壌分析を基本に、土壌改良を行った健康な土からの農産物の生産及び加工品の製造を行うことにより、会員の所得の向上と健康増進を図り、町農業の活性化を図ることを目的とするということで、組織の目的が規約の中でうたわれているということでございます。

その上でございますが、議員おただしのイベントでありますとか、そういった様々な行事に、町から依頼をして出ているのではないかとということでございますが、これについては、毎年ミネラル野菜の普及会の役員会なり、総会なりで、今年度の事業の実施する予定の事業を計画して、その中で会員の皆さんの承認を得て、イベントなり、ふるさとまつりへの出品をしているということで、決して町から強制的に出いただくようなお願いをしているということではなくて、あくまでもミネラル野菜普及会の総会の中で御承認をいただいて、それぞれ会員の方が目的を持って出店をされているということで、町は理解をしております。以上です。

○議長　1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　ありがとうございます。次の質問に移ります。

若い世代の就農に関しても、私自身課題を感じております。現在、ミネラル栽培によって、新規就農者が生計を立てられる具体的なモデルというのが示されているようには見れなくて、若手農家にとって魅力的な所得確保の仕組みが十分整っていないのではないかと、いうふうに思っています。

今後どのようにして、若い担い手が持続的にミネラル野菜にミネラル栽培に取り組める環境をつくっていくのか、町の御見解をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。先ほど2番目の御質問にありましたように、ミネラル普及会の中には、生産者の中には様々な目的を持って取り組まれているということは、町も認識をしております。

その中で、健康づくりでありますとか、仲間づくりという方も一定程度おりますが、やはりその中に収益が上がるから取り組んでいるという方もいらっしゃいます。このような方を議員申されましたように、収益と言うか、モデル農家として育成していくということは今後必要だと考えておまして、より収益を、なりわいとして取り組む方への支援の重点化、これについては、今後関係機関あるいは生産者の意見を聞いて、どういった施策であるとか、どういった事業があればそういった方向に行くのかということは、今後、町としても検討をしていきたいということで考えております。

また収益と言うか、なりわいとして取り組んでいただく方には、そういった町の施策に加えて、御本人の相当高い意欲ということも必要になってくると思いますので、そういったところも併せて今後検討していきたいということで考えております。

○議長 渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。次にブランド化についての御答弁がありましたので、そこにも触れたいと思います。ミネラル肥料の見直しや非破壊式の糖度計によるプレミアム野菜の取組など、本当町が新しい挑戦を始めていることは本当に大変心強いと感じています。

そこで改めて伺います。ブランド化を進める上で、町として重点を置いている点はどこでしょうか。例えば、品質基準の明確化、表示、ロゴなどの統一、道の駅での見せ方、町外への情報発信、5項目の中で、特にここを強化していきたいなど具体的にありましたら、お聞かせ願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、ブランド化についての再質問でございますが、これまでブランド化、産地化に向けて、様々な取組を行ってまいりましたが、一つとしては先ほど申されましたように、厳格な栽培基準の維持ということで、土壌分析と結果に基づくミネラル資材の投入、あと令和5年度からになります。ミネラル補助認定委員会というのを設置して、しっかりとそこでミネラルの資材を使っているのか、ミネラルのコツで生産されたものなのかということ、しっかりと確認する。そういった組織も設置をしております。

また、商標登録につきましても「ミネラルっ娘(こ)」という名前でも今販売しておりますが、これも10年の期間が経過しまして、また更新をさせていただきまして、また「ミネラルっ娘」という名前でも販売戦略をしていきたいということで考えております。今後という

ことの部分につきましては、短期的に取り組む部分と中長期的に取り組む部分と出てくるかと思いますが、短期的には先ほど町長の答弁でもありましたとおり、糖度計を活用した差別化販売、西会津プレミアムという形での販売をしていきたいということで考えております。

またもう一つが、今一定程度西会津町と言え、ミネラル野菜という認知はしているのかなと思うんですが、その中でもミネラル野菜と言え、何々という作物を今度一品作りと言いますか、主力となる作物作りを今後していきたいということで考えております。

また、近年栽培されている方が多くなっております果樹ブドウ、こういったところの生産者の支援をしていきたいということで考えております。様々短期的に取り組める部分、あるいは中期的に取り組んでいかなくはいけない部分を通して、ブランド化につなげていきたいということで考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 今お話にありました一品作りという作物、一つの作物のブランド化ということで、近隣では金山町の金山カボチャですとか、南会津町の南郷トマトなど、地域の気候と土壌に合った作物を選び、小さな地域でも全国に誇れるブランドに育てていると思います。西会津町も中山間地でありまして、どうしても平地のように大規模化を図るのが難しい地域であると思います。大量生産、大量販売の方向性では、大規模農家が強い市場では、地元農家が苦しくなるばかりですので、逆に言えば大規模農家が入り込めない領域、小規模でも単価が高い作物を作ること、西会津のような環境だからこそ、持続可能な農業が作れるとも言えると思います。その上で、今回この質問するに当たり、私なりに考えさせていただいて、この地域、西会津の気候や地形、そしてミネラル栽培との相性なども考えて、本当に私の個人的な見解なんですけど、ちょっと二つばかり提案させていただきま

まず一つ、在来種である秘伝豆、固定種の豆なんですけれども、そこが一つ。

二つ目、高糖度のミニトマトに大きな可能性を感じています。秘伝豆は枝豆としてもすごく風味がよくておいしいですし、大豆としての価値がすごく高くて、みそや醤油、スイーツなどの加工品などにも展開でき、将来的にも地域を象徴するような作物になり得るのではないかとこのように思っています。

二つ目に挙げたミニトマト、高糖度のミニトマトは今年のような夏の干ばつの状況下でも、比較的影響が少なく、私自身も過去にミニトマトを栽培した際には、フルーツのようだと評価をいただいた経験があるものですから、小規模でも確実に価値を作り出せる作物ではないかと思っています。このように、町として、先ほど町長の答弁にありましたように、スイカやメロンということで、試験的にやられているそうなんですけれども、どの作物にも将来性がありまして、ブランドを図っていけると思うんですけれども、現時点でどういうふう作物を選定していくお考えかというのはあれば、支援とか育成のことです。栽培技術もそうだと思いますけれども、現時点のお考え、作物の選定についてのお考えがあれば教えてください。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それでは、お答えいたします。まず議員のほうから、ただいまの秘伝豆、枝豆と高糖度のミニトマトが今後主力作物として、どうかという御提案いただきましたので、これについて、今後町でもいろいろ研究をさせていただきたいと思えます。

あと町で、現在選定について、どのような状況なのかということですが、具体的にどの作物を主力として一品作りにやっていくかということは、今いろいろ試行的に栽培をしており、これといったものがまだないという状況ですが、これについても、やはり生産に関わる労力と言いますか、あとコスト、近年の気候状況、こういうことも含めまして、西会津のこれからのミネラル栽培としてどういうものが一品作りに適しているかというのは、現在検討しているという段階ですので御理解をいただきたいと思えます。

○議長　1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子　ありがとうございます。町民への普及という視点で、再度提案をさせていただきたいんですけども、ミネラル野菜は本町が誇る取組である一方、町民の皆様自身が意外とそのよさを実感できていないのではないかとこのふうに感じています。せっかくミネラル野菜が道の駅で購入できるのにもかかわらず「ほとんど食べたことがない、聞いたことはあるけれど、買ったことはない」など声を耳にすることがあります。そこで一つ、町民の最初のきっかけづくりとして、例えばなんですけれども、道の駅よりっせで、ミネラル野菜を購入するときに使えるミネラル野菜商品券みたいなものを期間限定で発行するのはいかがでしょうかということなんですけども。これは、継続的な制度にするというよりも、あくまで起爆剤としてのプロモーションとして考えていただければと思えます。まず1回買って食べてもらうことで、新鮮でこんなに味が違うんだとか、普通の野菜より健康によいなら続けてみたいとか、地元農家を応援できるなら買ってみようというような気づきにつながるのではないかと考えています。この取組により、町民が地元農家を支える循環が生まれ、結果的にミネラル野菜の価値を町内に浸透させることができるのではないかと考えていますが、御見解を教えてくださいたいと思えます。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　ミネラル野菜の町民への理解という御質問でございますが、まず多くの町民の方については、もう既にミネラル野菜というのはどういうものか、その深さは違っても、ある程度理解をしていただいているのかなというふうには、担当課としては考えております。その上で、先ほどミネラル野菜を食べたことがない町民の方が多いということですが、やはり町内では自家消費と言いますか、自分でミネラル野菜に限らず、自分の家の畑で野菜を作っている方が相当数いらっしゃると思えますので、必ずしもミネラル野菜を分かっていても口にする機会がないというのは、自分で作ったり、作ったものを知り合いに挙げたりとか。そういったことで、なかなかミネラル野菜として、口にする機会が少ないのかなというふうには考えております。町でミネラル野菜の普及、PRのために、毎月6月からですか。道の駅で、ミネラル野菜市を開催しております。やはりこういうところで、ミネラル野菜の販売をして、ミネラル野菜を売るだけではなくて、ミネラル野菜の価値もしっかりPRする場ということで、ミネラル普及会のほうと、ここは町職員も一緒に参加してPRをしておりますが、そういった場面、そういったことをPRして、できればそういったイベントなんかでミネラル野菜をより多く購入していただくようなP

Rのほうを強化をしていきたいということで考えております。御質問にありました商品券というようなものは今時点で考えてはおりませんが、できればそういった町が今実施しておりますイベントを通して、より広く知っていただくように今後もミネラル普及会とともに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 御答弁ありがとうございました。今回の議論がミネラル野菜をさらに前へ進める大きな一歩になることを信じています。今後町民の皆さん、生産者の皆さん、そして行政が同じ方向を向いて取り組むことで、ミネラル野菜が本町の誇りとして、より一層輝く未来につながることを期待しております。

それでは、次にまいります。子育てに関して、先ほどの御答弁を踏まえて、さらに伺いたいと思います。本町には、老人クラブのサロンをはじめ、高齢者の方々が定期的に集う場が各地域に存在しております。そこに、小学生や未就学児、そして保護者が気楽に参加できる子供親子交流デーを設けることは、比較的取り組みやすい施策だというふうに考えております。昔遊びや読み聞かせ、一緒に料理をする、保育士が少し休めるスペースを作るなど、地域の力をそのまま生かせるモデルであると思っております。「おいでおいで」とか、こども園でも受け入れているよということではあったのですが、そこに入っていないと言うか、関わりたいのに関わる機会がないとおっしゃっている御年配の方がまだまだいたので、そういうまずは1か所モデル地区として、小規模に施行することについて、町として御検討をいただけないでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 渡部議員の再質問にお答えいたします。そういった子供たちと高齢者、あるいは保護者も含めての交流の場ですけれども、まず行政が主体になる。もしくは地域が主体になる。いろいろな考え方あると思えますけれども、例えばなんですけれども、今私答弁をしました子育て広場「おいでおいで」あるいはこども園というところでのふれあいの機会というのは、やはり行政が主体的に取り組まなければ実現ができない取組だと思います。地域活動の中で、そういった出会いの場、交流の場が必要だということであれば、町は当然ながら支援はさせていただきますけれども、まず地域の方々主体で動き出してみるのも一つの方法かなと。実際そういった形で動いていただいて、実現に結びついている活動もございます。そういった活動を支えるのが社会福祉協議会であり、ボランティア活動、サポートセンターでありますので、そういった機関、もしくは団体も活用をして、そういう活動の活性化が図れていければいいと考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。子供と関わる機会をたくさんつくっていただくのは本当にありがたいなというふうに思っております。子供と関わりたいと願う元気な高齢者の方々の登録制で募り、児童館やサロン、町のイベントなどで子供の見守りや遊び相手として、協力いただく子育てサポーター制度みたいなのを創設したらどうかというふうに質問しようと思っていたのですが、アンケート結果で、そういうのは受け入れるのは難しいよということで、アンケート結果が出たということで御答弁いただきましたので、残念だなというふうに思うのですが、アンケートというのは、どのような、どの地

区までと言うか、どの世代までと言うか。どういう体制でアンケートをされたのかなというふうなことを一つ聞きたいです。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 御質問にお答えいたします。アンケートの内容ということであります。先ほど答弁でも申し上げましたとおり、現行の子供子育て支援事業計画を策定する際に、保護者の方、あるいは今後保護者になっていくだろう中学生から、現在あるいはもう子育てを卒業した方ということで、60代までの方を対象に「子育て支援こういうものがあります。それに対して御利用の希望はありますか。あるいは協力できる機会があれば、協力できますか」というような、内容を大まかに申し上げますとそういったことでアンケートを取らせていただきました。その結果、やはり高齢者の方であっても、60代の方、それよりも70代80代には取っておりませんので、やはり60代は、今現在の世の中としては、しっかりとした働き盛りということですので、やはりそういった休みの日にほかの活動に協力するのは、少し控えたいというようなアンケート結果の状況でありました。

しかしながら、先ほど議員おっしゃいましたアンケート結果はそうでありましたが、議員おっしゃるとおり、協力したいという方も少ないながらもおります。そういった方の活動を支えるということは大切だと思いますので、繰り返しになりますけれども、そういったものを支えるのが、個別具体的に申し上げれば、先ほどのボランティア活動、サポートセンター、社会福祉協議会でありますので、そちらとともに、町は一緒に活動の促進を図っていきたいと考えております。

○議長 1番、渡部佳菜子君。

○渡部佳菜子 ありがとうございます。60代までのアンケートだったということで少し安心しました。本町は本当に70代、80代以上でも元気な高齢者が多く、すごく意欲的で、私なんかよりも元気じゃないかというふうに思うぐらい本当に魅力的な高齢者の方が多くて、子供たちとこういう大人の方たちと子供たちと触れ合わせたいというのを、一保護者として思いましたので、今後子育てサポーター制度というのを町主体になるまでの体制づくりというのを今後私自身も働きかけていけたらいいかなというふうに思いました。ありがとうございます。

これまでの御答弁本当にありがとうございます。人として大切にしたい優しさや助け合いは、むしろ今の時代だからこそ必要になっていると感じています。高齢者の方々にとっては、子供たちと触れ合うことが大きな生きがいとなり、保護者にとっては、いざというときに頼れる心強い地域のサポーターと出会う機会にもなるというふうに思っています。

そして、子供たちは多くの大人の温かなまなざしの中で、心豊かに育っていくのではないかなというふうに思います。こうした関わりが地域の未来を支える力になると信じておりますので、今後も保育体制とかよろしく願い申し上げます。

以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 改めまして、おはようございます。2番、仲川久人です。通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

まず定時定路線バスの役場庁舎前の乗入れについてでございます。現在、町民バス定時

定路線バスの終点は野沢駅停留所となっておりますが、そこからさらに 500 メートルほど先に位置する役場庁舎に行くには、循環バスに乗り換える必要があります。多くの町民の方々が行政手続や相談のために、役場を訪れるにもかかわらず、定時定路線バス、公共交通であるバスが役場庁舎前まで運行していない現状は、特に高齢者や体の不自由な方々にとって、大変不便であると考えられます。

そこで、お伺いいたします。現在の町民バス、定時定路線バスの終点を役場庁舎前まで延伸することは可能でしょうか。

一つ、過去に役場庁舎前へのバス停設置、定時定路線バス停です。路線延伸について検討されたことはありますか。ある場合には、検討内容と結果をお教えてください

一つ、延伸によって、どの程度の運行コストの増加が見込まれるのか。また、費用対効果について、町はどのように考えているのかお聞きします。

次に、公共下水道の未加入者への対応と加入促進についてお尋ねいたします。

本町では、公共下水道が整備されて以降、着実に接続世帯が増加してきたものと認識しております。しかしながら、整備済み区域内においても、いまだ公共下水道に接続していない未加入世帯や事業者等が一定数存在していることも事実であります。

そこでお伺いします。現在、公共下水道の整備済み区域における未接続世帯、事業所の件数及び接続率はどのようになっているのか、最新の状況を御説明ください。

一つ、公共下水道に接続していないことによる衛生面、環境面、水質汚染、生活排水の流出などの課題について、町としてはどのような認識をされていますか。

一つ、特に老朽化した浄化槽や処理槽などを使い続けているケースでは、公共水域の影響も懸念されますが、その点について、町の見解をお伺いいたします。

続いて、町道漆窪～泥浮の損傷箇所に関する早急な修繕の実施について。新郷地区、漆窪自治区から泥浮に関しての町道において、舗装の劣化、ひび割れ、陥没、側溝の破損等、様々な損傷が確認されております。新郷自治区町連合協議会のほうでも要望を提出している案件であります。特に県道から漆窪付近に行くまでの間であったり、漆窪から泥浮に向かう区間では、通行する車両にとって危険な状況になっております。一部アスファルトの補修がされてはおりますが、住民からも危険性がある。これから除雪の時期に入りますが、そういった除雪をされる方も非常に危険というふうに認識しているようでございます。

そこで、お伺いします。損傷箇所について、町としては現在の状況をどのように把握されているのでしょうか。

一つ、損傷の原因と考えられるものは何でしょうか。

一つ、これまで現地の点検や調査は実施されておりますでしょうか。また、その結果はどのようなものなのでしょうか。

一つ、この町道の修繕について、今後の対応方針と修繕の時期や方法について、具体的にお示しいただければと思います。

以上、3点の質問をいたします。よろしくお願いたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、仲川久人議員の定時定路線バスについての御質問にお答えいたします。

町内を走るバス交通については、かつて民間事業者が事業主体となり、長年、乗合バス

事業により運行しておりましたが、自家用自動車の普及や人口減少などから利用者が減少し、さらに乗合バス事業の自由化などが重なり、維持存続に向けて抜本的な見直しを行う必要があったことから、運行事業を町が担うこととし、平成 14 年 4 月の統合中学校開校と同時に、児童生徒と町民が混乗する西会津方式による新たな生活路線バスの運行を開始いたしました。

その後、平成 24 年 4 月からは、町内小学校の統合に併せて混乗方式をスクールバス単独に変更し、また定時定路線バスを廃止して、デマンドバス、まちなか循環線、及び野沢坂下線の 3 系統による運行といたしました。

また、平成 30 年 10 月からは、地域からの強い要望を踏まえ、国県道など幹線沿いにある集落を結ぶため、以前の定時定路線・3 路線を再開し、近年では、令和 3 年 11 月に利便性の向上をはじめ、配車の効率化等を図るため、アプリ予約により乗車が可能となる、AI オンデマンドバスの運用を開始しております。このように、情勢の変化に対応し町民の皆さんの利便性の増進を図るため、町バス交通体系整備検討会議等で協議し、より利用しやすいバス運行に努めてまいりました。

まず、1 点目の定時定路線バスの役場本庁舎前までの延伸についてであります。町民バスの運行については、国土交通省東北運輸局福島運輸支局より、町が自家用有償旅客運送者として登録され、さらに、各路線の始点と終点の登録を経てバス運行をしております。このため、各路線の始点と終点、停留所の追加など、その目的に応じて町が登録変更手続を踏むことにより、延伸をすることは手続上、可能であります。

次に、2 点目の役場前バス停の設置及び延伸の検討についてであります。これまで町民バス全体の運行を検討する過程において、見直しや変更を行ってきており、具体的には、役場新庁舎への移転に伴い、平成 30 年 10 月にまちなか循環線の新庁舎乗入れ、及び停留所の新設を行ってきたところであります。

次に、3 点目の延伸による運行コストや費用対効果についてであります。各路線の始点と終点が変わることで、車両の走行距離が伸び、燃料費をはじめとする運行コストが増えるとともに、乗務員の運転時間が増えるため、実施に当たっては、運行受託事業者との協議・調整が必要不可欠となります。

具体的な運行コストについては、定時定路線 3 路線を延伸することに伴い、距離にして 3 路線合計で年間約 3,400 キロメートルが伸び、運行単価によりその運行費用を試算すると、年間約 102 万円の負担が増える見込みとなります。

次に、費用対効果については、運行コストの見込みや利用者ニーズがどの程度あるのか等を的確に把握し、高齢者等交通弱者対策といった数字では表せない効果も含めて、今後十分に調査してまいります。

町といたしましては、定時定路線の役場庁舎前への乗入れについては、運行コストや費用対効果、運行受託事業者との調整などの課題について、町バス交通体系整備検討会議などで協議し、持続可能な町民バスの運行維持に向けて努めてまいりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 2番、仲川久人議員の公共下水道未加入者への対応と加入促進策についての御質問にお答えいたします。

町の公共下水道は、河川等の公共用水域の保全だけでなく、汚水の排除・処理及びトイレの水洗化等の生活環境の改善といった役割を目的に、平成12年度から野沢処理区、翌平成13年度から大久保処理区の供用を開始したところであります。

初めに、1点目の公共下水道計画区域内における未接続世帯及び事業所の件数及び接続率についてであります。令和7年3月末現在（野沢処理区と大久保処理区の合算）の接続率は人口ベースで73.9%、接続人口1,574人となっております。なお、未接続世帯及び未接続事業所の件数につきましては、関係機関の統計では人口ベースによる接続率等のみとなっておりますことから、町では正確な数値について把握をしておりません。

次に、2点目の公共下水道に接続していないことによる衛生面などの課題についてであります。町としましては、公共下水道に接続されていないことにより、生活雑排水が河川に流れ込むことによる水質汚染や、悪臭・害虫の発生など、生活環境に悪影響を及ぼす可能性があるものと認識しておりますが、現在のところ、町に対して苦情等の情報は寄せられておりません。

次に、3点目の老朽化した合併処理浄化槽や単独処理浄化槽における公共水域への影響についてお答えします。合併処理浄化槽は浄化槽法に基づき年1回の県知事指定検査機関による定期検査が義務づけられていて、判定結果が不適正となった場合、合併処理浄化槽の管理者に対して、建設水道課が助言・指導等の通知を行い、改善を図ることとしています。このようなことから、町に届出をしている合併処理浄化槽につきましては、公共用水域等への影響は、ないものと認識しています。

次に、単独処理浄化槽の影響についてであります。単独処理浄化槽につきましても、合併処理浄化槽同様、浄化槽法に基づき年1回の県知事指定検査機関による定期検査が義務づけられてはいますが、し尿のみの処理であることから生活雑排水が河川等へ垂れ流し状態になることによる、水質汚染等の課題があるものと考えております。

町といたしましては、公共下水道計画区域内の接続率向上を最重要課題の一つと位置づけ、引き続き広報誌やホームページへの掲載による加入促進に取り組むとともに、関係機関等と緊密に連携を図りながら、適正な維持・管理に取り組んでまいりますので御理解願います。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 御答弁のほうありがとうございます。

それでは、再質問のほうをさせていただきます。まず町民バスのほうですが、具体的には、町民定時定路線バスのほうを役場庁舎前に乗入れることは可能であるというような町長の答弁もありましたので、可能であるというふうな認識で、改めてもう一回確認しますが、庁舎乗入れで、その認識でよろしいのでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、仲川議員の御質問にお答えいたします。御質問の庁舎前の定時定路線バスの停留所延伸の乗入れの可能性についてでございますが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、所定の手続を済ませさえすれば可能であるということござ

います。ただ答弁の中で申し上げたように、ニーズですとか、また費用対効果、さらには運行事業者との調整なども必要となつてまいりますので、さらに検討をしながら、可能性に向けて検証してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。可能であるということで、様々な検討課題あるかと思ひます。西会津町、やっぱり薄町長も常々申されているとおり、みんなに優しい町であるということですので、役場まで僅か数百メートルの区間ですけど、バスを延長することを、こういった小さい改善であっても、町民生活の質は大きく向上させることができると思ひますので、こういったちょっとした改善をぜひ進めていただいて、町民生活が利便性がよく、高齢者、交通弱者の方々にとって優しい町になる施策のほうを進めていただきたいというふうに思ひます。町民バス、定時定路線バスのほうも非常に利用されている方からの御意見では、デマンドバスと違って、沿線でぐるぐる回るわけじゃないので、時間が読みやすく非常に利用しやすいという意見もありますので、コストだけで考えると、確かに採算性は合わなくなる事業であるのかなというふうには思ひますが、こういう町民を大切にす町づくりにとっては、非常にコストだけでは考えられない事業でありますので、今後も継続してよりよいバスの運行につなげる施策のほうを進めていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、公共下水道のほうです。公共下水道の質問の内容が公共下水道ということだけで質問して、一般質問書のほうに記載させていただいたので、農業集排水、集落のそういった設置の状況については、どのようになっているのかをお示しください。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 農業集排水につきましては、今回質問がなかったので詳しい資料はありませんが、箇所としましては笹川地区、それから小島地区、それからあと宝川地区、白坂地区、それから群岡地区ということで、5地区で現在運営と言うか、処理施設として運営しております。森野地区につきましては、公共下水道と統合しまして、地区としてはなくなっておりまして、5地区の農業集落排水処理事業を運営しているところであります。

○議長 仲川議員、農業排水事業につきましては、通告外でありますので、この辺にとどめてください。

2番、仲川久人君。

○仲川久人 それでは、町側のほうで下水道のほうに接続しない理由等などは、どのように把握しているのでしょうか。その辺分かる範囲でお示しください。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 町では、直近ではアンケート等は行っておりませんが、過去に排水設備工事の業者さんに、一般家庭で作業をする場合に、下水道の加入について営業していただくような文書を発出したことがございます。そのときの業者さんの話、あとは国で、国交省でアンケートをした結果などが公表されておりますが、やはり一番課題となっているのが、費用が高いというようなことは挙げられております。あと、工事が面倒だからというようなことが上位になっておりまして、本町も同様な状況であると推測をしているところであります。

- 議長 2番、仲川久人君。
- 仲川久人 そうですね。やはり費用の問題、少額な工事ではないので、ある程度の費用がかかる。それについて、やはり二の足を踏んでしまう、ちょっと考えてしまうということも大きくあるのかもしれませんが。こういった費用の助成とか、下水道を普及させる策として、補助制度であったりということは、建設水道の町側のほうで、そういったことの取組をした経緯はありますでしょうか。
- 議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。
- 建設水道課参与 過去に事業開始から3年に限ってであります、加入にかかる工事費の利子補給を町がしているという制度がございまして、それを利用された方も結構いらっしやいました。現在のところは、年数がきて利用できない状況にはなっております。以上です。
- 議長 2番、仲川久人君。
- 仲川久人 以前はそういった補助であったり、助成を実施していたということですが、今後も普及率を上げていくために、町としてそのような助成を今後検討するというようなことはありますでしょうか。
- 議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。
- 建設水道課参与 今後の支援策でございまして、町だけでなく、近隣市町村や要望の実態などの把握に努めまして、調査・研究を進めていければというふうに考えております。
- 議長 2番、仲川久人君。
- 仲川久人 ぜひそういった、経済面での導入をためらっている方々の手助けになるような、そういった補助金であったり助成制度を、町単独でなくても国・県、そういったものを利用できるような、そういったものがあればぜひ御紹介いただいて、そういった施策のほうに生かしていただきたいというふうに思います。
- それでは、生活排水の河川への垂れ流し状態になっているということで、水質等の課題があるというふうに町のほうでも認識されているということなんですけど、こういった最終的に河川のほうに流れる水というのは、農業用水として利用している面もありますので、この辺について、町としては問題があるというふうな認識を持っているのですが、具体的にどのようにそれを解決していくというふうにお考えでしょうか。
- 議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。
- 建設水道課参与 町といたしましては、やはり接続率の向上を進めまして、影響を少なくしていくようにしていくほかないというふうに思います。答弁でも申し上げましたとおり、広報誌とか、ホームページなどに掲載しまして、関係機関と連携しながら普及促進、普及を促進していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思ます。
- 議長 2番、仲川久人君。
- 仲川久人 やはりそうなんですよね。こういった環境に配慮する水質汚染で、やはりこういった公共下水道の普及率を上げるというのが、やはり一番の解決策ということにつながってまいります。確かに広報誌であったり、ホームページであったり、加入の促進、今までも取り組んできたことと思います。これをさらに進めるには、やはり未接続事業者、

まだ利用できない町民の方々、事業者とやはり町がそれを接続していただけるような、やはり戸別訪問であったり、様々な説明をしていくというのが、非常に大切になってくるのではないのかなというふうに思います。こういったことについては、町側のほうで、業者さんですね、工事業者さん。以前は結構町の中にも、多くの下水道、水道の工事の業者さんがおられたと思いますが、今大分減っているようにも見受けられますが、そういった業者さんと協力しながら、町側のほうでも職員含めて町民の皆さんに説明をしていくということが大切になってきますので、その辺実際戸別訪問をして、理解をいただくというような活動までしていくお考え等がありますでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 今後も普及促進に向けて活動はしてまいります。今ここで具体的にこういうことでということまではちょっとお答え難しいのでありますが、普及促進に向けて努力はしていきたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。根気よくこういった取組を続けていただけて、下水道の普及率を上げていただきたいというふうに思います。下水道、地域の生活環境や水質の保全であったり、住民の快適な生活に欠かせない重要なインフラになります。せっかく整備された町の下水道が十分に活用されなければ、整備にかけた財政的投資の回収であったり、環境の改善であったりというのでも半減してしまいますので、今後未接続者への丁寧な説明と支援、そして様々な実態に即した柔軟な促進策を講じていただけて、公共下水道の普及率の向上に努めていただきたいというふうに願います。

それでは、3点目の町道の漆窪・泥浮線の修繕ということで再質問をさせていただきます。今回、様々な経年劣化であったり、車両の大型化によるものが道路破損の損傷の主な原因であるということではありますが、やはり経年劣化、当然道路は公共インフラですので、数十年たてば破損するところも出てきます。そういったことで、こういった町道について、新郷の漆窪線の部分については、経年劣化はどのぐらいの耐久性を持って、どのぐらいでそういう補修が必要になるというふうに町では認識しているのでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 道路の舗装につきましては、アスファルト舗装については、法定10年ぐらいというふうに言われておりますが、道路の利用状況や除雪車がいっぱい通るような路線、あるいは交通量、それからあとその地盤なり、いろいろな問題がありますので、先ほど言ったように様々な問題で劣化しますので、一概に何年ということは難しいと思っております。町道だったり、林道だったり、また基準も違いますので、それについては明確に何年というようなことは難しいかなというふうに考えております。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 おおよそ10年ぐらいと、様々な状況確かにあると思っております。一部林道になっていきますので、山林の伐採であったり、そういうことで、大型車も通る、数十年に1回程度、そういったことが発生する道路であるということも原因なのかなというふうに推測はします。ただこうしたことで、常日頃から建設水道課、道路パトロールということで町内の道路を巡回し、パトロールされておるわけですけど、その際にこういったこの道路、

昨年も自治区長会のほうで同じように改善の要望が出されております。本年も出されました。2年続けて出されたんですけど、やはり通行量が少ないとか、そういったことで修繕補修の重要度が下がっている路線なのか。その辺はどうなのでしょう。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 御質問の路線につきましては、地元の区長さんと協議を、ちょっとお話をさせていただきまして、優先順位の高いところについては早急に対応できるように検討していきますということで、お話をさせていただいております。明確に何か順位をつけているというわけではありませんが、緊急度の高いものから計画的に進めているということですので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。来年度の事業計画のほうでも検討しているということですが、具体的にどのぐらいの区間を整備していこうという計画でしょうか。現在、地元住民の方々からの要望では、県道の部分から漆窪に分かれる部分から凸凹が始まって、それから漆窪の集落から泥浮部にかけては陥没、ちょっと道路が下がっている部分が多く発生するというんですけど、今回、来年度の事業計画の中ではどの程度の補修が行われるような計画であるのでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 先ほどの答弁でもお答えしたとおり、今現在新年度の予算編成の時期でもありますので、今ここで具体的なお話がまだできる段階になっておりませんので、早急な対応を心がけて編成していきたいというふうには考えておりますが、現在のところそのような答弁で御理解いただきたいなというふうに思えます。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 なかなか答えづらいような部分もあるかと思いますが、ぜひそこに生活されている方であったり、デマンドバス等も利用される路線でありますので、十分そういった現在の状況、町三役の方々が一番多分連絡協議会のほうから御要望いただいて、詳細は分かっているというふうに思えますので、ぜひそういったことを地域住民の生活に支障がないような修繕のほうを進めていっていただきたいというふうに思えます。やはりこうした道路の管理というのは重要になってきます。大きな損傷が発生してから修繕をすると、より大きなお金がかかっていきます。これはインフラだけでなく、予防保全という考え方で、いろんな会社でとかでも大きなトラブルの起こる前に、日頃の点検をしっかり行って、損傷が小さいうちに補修を進めていくことで、長く安全に使えるというような考え方があります。ぜひこういった考え方で、道路のほう点検、補修のほうを進めていっていただき、町民生活がよりよくなっていく政策のほうを進めていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問のほうは終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議いたします。

再開は午後1時です。(1 1時45分)

○議長 再開します。(1 3時00分)

3番、長谷川正君。

○長谷川正 皆さん、こんにちは。長谷川正でございます。

ただいまより、一般質問1項目についての質問を行います。質問事項といたしまして、これからの雪対策についてということでございます。先週の初雪、思いも寄らぬどか雪に見舞われまして、私も驚いております。過去に初雪がこんなにどか雪になったことは、私の記憶にはあまりないことであり、本年は、昨年度のようなどか雪にならないような優しい降雪をお願いしたいと思っております。

そうしたことを踏まえまして、質問をいたします。人口減少や高齢化に伴い、雪処理の担い手不足により、冬期間における住民生活に支障を来しております。特に昨年度の大雪は警報級の大雪となり、町民生活に大きな影響を与えました。そのようなことから、今後の雪対策について伺います。

一つ、過去の降雪量のデータなどはありますか。

二つ目、雪対策を考えた新築、改築物件の補助の考えはありますか。

三つ目、除雪の際の雪押場の現状と課題、今後の対策はどうでしょうか。

四つ目、雪害弱者と言われている高齢者世帯などの具体的な支援策はどうでしょうか。

五つ目、直営除雪オペレータの人員確保と、新規什器購入の考えはございますか。

六つ目、除雪オペレータの今後の報酬、手当等の増額の考えはありますか。

以上6点、分かりやすい簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 3番、長谷川正議員のこれからの雪対策の御質問にお答えします。

初めに、1点目の過去の降雪量のデータの有無についてでございますが、気象庁のホームページから過去約50年分の気象データを検索することができますので、町ではこのデータを活用することとしています。

次に、2点目の雪対策を考慮した建物の補助制度についてお答えします。本町では現在のところ耐震等に対する補助制度は有していますが、雪対策に対する建物の補助制度はありません。今後、他の自治体の事例などを参考に、雪対策を考慮した建物に対する補助制度の必要性等について、調査研究を行ってまいります。

次に、3点目の除雪における雪押し場の現状と課題や対策についてお答えします。除雪作業を行う中で狭隘で家屋が連担している地域などでは、排雪場所がないことなどから、除雪作業が円滑に行えない場合があります。このような除雪区域での対策として、地域や土地所有者等の協力をいただき、空き地等を一時的な雪押し場として活用するとともに、ダンプを活用した排雪作業を行っているところあります。今後も、新たな雪押し場の確保や排雪作業により適切な対応をしていきたいと考えております。

次に、5点目の直営除雪オペレータの人員確保と重機の増強についてお答えします。町の直営オペレータは、中山間部を中心に高齢化等による担い手不足が懸念され、人員の確保が喫緊の課題となっております。このようなことから、町では持続可能な除雪体制構築のため、現在の人員数を維持できるよう、大型特殊免許取得に係る費用の一部を補助する制度を設けるなど、新たな人材確保に向け、最大限の努力を図ることとしています。

また、除雪機械の増強につきましては、現在の保有台数が適正であるとの考えから、現段階では増強ではなく、現有機械の適正な維持管理と更新を行い対応して行く考えであります。

次に、6点目の直営除雪オペレータの賃金等の増額についてお答えします。町では県の労務単価の上昇率等を参考に、本年度の除雪オペレータ賃金を増額したところであります。また、その他にもチーフ手当の増額を行い、除雪オペレータの意識向上に努めているところであります。

町といたしましては、冬期間においても町民が安全・安心に暮らせる道路交通の確保を目指し、今後も適正・的確で持続可能な除雪体制の構築に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 3番、長谷川正議員の雪対策についての御質問のうち、高齢者世帯などへの具体的支援策についてお答えいたします。

町では現在、高齢者や障害者、母子世帯などで、経済的に、そして体力面などでも雪対策に苦慮されている世帯を対象として、除排雪費用助成事業と雪処理支援隊の派遣事業を実施しております。

最初に、除排雪費用助成事業につきましては、町長の提案理由の説明にありましたとおり、住民税非課税の対象世帯に、屋根の雪下ろしなどを町の登録事業者へ依頼した際に使える1万円分の給付券を交付し、低所得世帯の除排雪に係る経済的負担の軽減を図っているものであります。

なお、町が豪雪対策本部を設置した場合には、1万円を追加し2万円分の給付券を交付しているところであります。

国の災害救助法も適用された昨年度につきましては、334世帯からの申請があり、509万5,000円の利用があったところであります。

また、町では、本事業の対象とならない方からも除排雪を依頼できる事業者を紹介してほしいとの問合せがあることから、公表を承諾いただいた登録事業者のリストを作成し、本事業の対象とならない高齢者等世帯にも民生児童委員を通して情報を確実に届けていくこととしております。

次に、雪処理支援隊の派遣事業につきましては、住民税非課税で自力での除排雪が困難な、親族や近隣からの支援も受けられない対象の世帯に、玄関から除雪道路までの道つけや雪踏み、道路除雪後の大きな雪の塊など残雪の処理と、声かけなどの見守りを行い、冬期間の暮らしの確保を図るもので、今年度の対象世帯数は現在、野沢地区11世帯、尾野本地区5世帯、群岡地区1世帯、新郷地区2世帯、奥川地区9世帯の合計28世帯となっております。

今年度からは、隊員の募集から現場作業に係る業務について、協同組合マルチワークスにしあいつと公益社団法人西会津町シルバー人材センターに委託し、17名の隊員確保を図ったところであります。

町では、自宅周りの雪対策につきましては、自分自身や身内の方、御近所の方を含めたお互いさまの精神による助け合いが基本であるとの認識から、関係機関とともに、地域での生活課題を話し合う場の設定と合意形成をアウトリーチ型で支援し、自助、互助力の再生と発揮に努めております。しかしながら、様々な理由でそのような支援体制により難しい方への現実的な対応も途切れることがないように、雪処理支援隊など公助における人材の

確保と育成にも引き続き努めてまいりますので、御理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 順次再質問させていただきます。データはありますかという問いに対して、過去50年間の気象データということではありますが、それはすぐに活用できるレベルになっておるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 これは気象庁のホームページにあるデータでございまして、数値が約50年分ぐらい、欠測している日ももちろんあるんですが、データが蓄積されておりました、グラフにして出すことも可能ですので、各種な活用が可能だというふうには見ております。御理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 私たち経済で、先月新潟県津南町のほうに視察に行つてまいりました。津南町さんでは、約60年間のデータを何日に初雪が降つた、毎月の降雪量はどのくらいかということがグラフで一目で分かるようになっておりました。そして、消えた日はいつなのかというところが一目瞭然で分かるような感じで、私見てまいりました。あそこまで詳しいデータは要らないとは思いますが、やはり仕事をする上ではデータなんですよ。何にしてもデータ、過去のデータがどうだったかということで、今年はどうなるかということが分かると思いますので、その辺もっと本当に言えば、夏の気温がどうだったかとか、夏の降雨量がどうだったか、そういうところまでやっぱりきちっと把握して、これから活用していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 ただいまの御質問であります、町といたしましては、気象庁なりの発表しております気象データ、気象予報、長期予報などを活用して、除雪体制なりをするというようなことで、県西事務所なりからも気象の情報が届きますので、その辺のデータを基に推測をして、体制を整えるというようなこともございます。いずれにいたしましても、各種のそういう機関からのデータを最大限活用して対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 これからもデータです。本当にデータは大事だと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

2点目の補助の制度というところであります。補助の制度はありませんということですが、この先やはり屋根から雪を下ろすのが大変とか、落とした雪をどかすのが大変とか、そういったことにもなってくると思うんです。そういった意味からも、私また津南町のことを言つてあれですけども、本当にそういう補助制度が充実しております。これから新築する、改築する、そういった家屋には、これをやはり適用していつてもらいたい。あと雪下ろしの安全対策として、アンカーといった屋根の雪下ろしのときの安全装置、これも補助が出るということでもありますので、その辺、安全に雪下ろしをしていただく、安全に雪を排除雪してもらつて、そういう補助を考えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 長谷川議員、建物に対する補助、雪下ろしに対する補助ですか。雪下ろしについては、一応質問通告外になっておりますので、建物でよろしいですか。建物で。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 雪対策基本計画の策定の担当課であります企画情報課のほうから、その件につきましては、お答えをさせていただきたいと思います。

確かに議員おっしゃるように、昨年度の大雪に関しまして、様々に今後の住宅の克雪対策については、心配されているというような状況でございます。一方で本町におきましては、過去にはそういう克雪住宅等の普及促進のための事業の補助金というのがございました。ただ13年前になります、平成24年度で要綱廃止になっております。理由としましては、確かに雪下ろし等を安全に言いますか、支障なくするために、融雪式だったり、あとは省エネルギー式だったり、落雪式だったり、融雪式だったりというような住宅の改修の補助はメニューにあったわけですが、何分事業費が高額になるということで、補助の要望が少なかったというふうに、当時、聞いております。そういうこともございまして、要綱廃止で補助金はなくなったわけでありまして、現在のところは議員おっしゃるような新潟県のような先進地の事例、対策の事例について、新築または増改築をされる際の情報提供に努めているという程度で実施しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そういたしますと、13年度に終わったということですが、再開するというお考えは今後ないということですか。その辺をきちっとお聞きいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。13年前、平成24年度で廃止になったということで御確認をさせていただきたいと思いますが、補助制度につきましては、先ほど建設水道課参加が1回目の答弁で申し上げましたように、必要性等については調査・研究を行ってまいりますということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それでは、復活するお考えもあるということでしょうか。その辺をお願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 繰り返しの答弁になってしまいますが、調査・研究を行ってまいりたいということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 この先温暖化になり、雪が多分多くなると考えているんですけども、その際困らないように、やっぱり今から準備しておく必要があるのではないかと思いますので、この辺はよろしくをお願いします。

次の質問にまいりたいと思っております。3点目の除雪における雪押場の現状です。狭い道路、裏通りは、雪押場がなくて大変除雪の作業のときに困っていらっしゃると思うんですけども、その辺をやはりこの先、この答弁では、新たな雪押場の確保というのがありますけども、新たな雪押場の確保というののはどの辺をお考えですか。

- 議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。
- 建設水道課参与 まだ現在のところ具体的な場所については選定しておりません。これからオペレータなりと協議しまして、必要な箇所について検討していきたいというふうに考えております。
- 議長 3番、長谷川正君。
- 長谷川正 雪押場ではありますけども、本当に今空き家が大分多くなっているという現状を見て、そこのところを取り壊しなりして、そこに町の補助を出して、そこを空き地にして、そこに雪押場を作る。そういうお考えはございますか。
- 議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。
- 建設水道課参与 除雪担当課といたしましては、恒久的な雪押場などの確保については、今後も確保するために努力していきたいというふうに考えておりますが、空き家については、今後ちょっと調査・研究をさせていただきまして、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。
- 議長 3番、長谷川正君。
- 長谷川正 雪押場、よく畑、あと田んぼとか見受けるんですけども、そうなった際に、春そこに大きな雪の山があつて、その後の農作業に大変だということもありますけれども、その辺はどうお考えですか。
- 議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。
- 建設水道課参与 現在大きな雪押場については、全て春先にキャタピラーのブルを使って、できるだけ薄く伸ばして、雪が残らないような対策はしているところであります。ほかにも要望があれば、すくって持っていくというようなこともありますので、そこは要望があれば、また場所場所によってになります。対応していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。
- 議長 3番、長谷川正君。
- 長谷川正 春先までは平らにしてということですけども、やはり農作業の邪魔にならない程度に、本当に原状回復して開始してもらいたいと思っております。その際に、ダンプを活用した除排雪作業ということがありますが、これはダンプに積んで、要するにその一時、雪押場に雪を置いたときに、その際にダンプを活用して、除排雪をするということでしょうか。
- 議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。
- 建設水道課参与 ダンプでの排雪というのは、もちろん仮置場のものもございまして、雪捨場のもの、あとは行事や、あと去年のように大雪の場合については、ダンプによる運搬排雪ということで、昨年ですと中央通りとか、中の通りもやっておりますが、そういうことで、状況に応じてダンプによる排雪は行っているところでありますので、御理解願います。
- 議長 3番、長谷川正君。
- 長谷川正 雪押場等については理解いたしました。
- 続きまして、次の雪害弱者と言われる高齢化世帯にはということで先ほど答弁いただきましたが、これにつきまして、今現在 28 世帯 17 名ということで、17 名の隊員で賄える数

でしょうか。この先増員するというお考えはありますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。昨年の実績で申し上げます。対象者が30世帯ございました。それに対して11名の隊員で対応をしておりました。ただ、その隊員が常に毎日出られるわけではございません。休みがどうしても入ってしまうことがあります。そういった際には、やはり農業公社、昨年は農業公社に委託しておりましたので、農業公社の職員が対応していたということでございますので、それ以上の隊員を確保して対応をしていたわけですが、今年は28世帯ということでございますので、17人を確保して、通常必ず業務に当たるのは9名程度の体制を予定しているところであります。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 昨年度までは農業公社の方々をお願いしていたということですが、これおやめになった、それとも違う仕事になったということですか、どうですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。農業公社から、今年度はマルチワークス、そしてシルバー人材センターに委託変えということでもあります。それで理由でございますが、農業公社にもともと委託した経緯が農業公社で雇用をされている職員の通年雇用を目指してというような趣旨が最初の目的にございました。しかし運営をする過程の中で、やはり雪処理支援隊は雪処理支援隊の業務でというようなことで雇用されていた経緯がございますので、そういったところ持続性を保つという意味では、マルチワークス、あるいはシルバー人材センター、活力の満ちたアクティブシニアの活用ということもありますので、そういったところで、委託先を変えたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 具体的な雪処理支援隊の作業で言いますと、やはり人力で行っておるのでしょうか。それとも、小型除雪機械等を使っておやりになっているのか、それを聞きたいです。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。人力か、もしくは機械を活用しているのかということでございます。除雪機械を活用して対応しているところであります。基本的に奥川地区で1台、尾野本、野沢地区で2台を最大稼働させるような体制で対応をしているところであります。奥川地区のものについては、新郷、群岡にも使うというようなことで体制を取っているところであります。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 やはりこれからを考えたときに、雪が多くなる。そして、皆さんのニーズが多くなるということでしょうから、機械にやっぱり頼る、そういう除雪というのを重点的に考えていったほうがいいと思いますけども、その辺はいかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 機械除雪に転換していったほうがいいのかというお話でした。雪処理支援隊のもともとの業務、主な業務というのは、玄関先から除雪道路まで歩ける幅

の道づけが基本であります。ただ、山手のほうに行くと、その距離が 10 メートルも 20 メートルもあるお宅があります。そういったところに対しては、やはり除雪機械を使ったほうが有効だと思いますけれども、そこが短いお宅については、人力でしたほうが効率的だと考えておりますので、そこはうまく使い分けて、組み合わせで対応して、現在も行っておりますけれども、今後もそのような対応を計画しているところです。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 その辺は理解いたしました。あと雪下ろしなどを町の登録事業者に依頼した際に使える 1 万円分ということがありますけれども、登録事業者というのは、今冬は出しておられますか。どうですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。登録事業者の確保についてということだと思います。確保につきましては、既に登録をいただいている事業者の方には確認をして、さらに新たにそういった御希望がないかというようなことで募集をしているところでもあります。現在のところ、130 社を超えるような登録をいただけることを見込んでいるところです。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 募集は今行っているということで、それを町民の皆さんにお示しはまだしておらないということですか。それとも、すぐにでもそれを知らせるということですか。どうですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 登録事業者の町民の皆さんへのお知らせということでございます。答弁でも申し上げましたとおり、まず対象の世帯の皆さんには、給付券を送るのと一緒に、対象の世帯の方の属する地区で登録されている業者の皆さんを御紹介させていただいています。

あと、対象にならない世帯からも、どこも頼むようねえだというようなお問合せもありますので、そういった中でもやはり高齢世帯などにつきましては、公表してもいいよというふうに承諾をいただいた業者さんについては、御紹介をするようにしておりますけれども、御紹介については、この後進めさせていただく予定としております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 そのときに使える 1 万円分の給付券を発行しているんだということですが、給付対象というのはどういう方に給付を行っていらっしゃるのでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 給付券の対象の世帯ということでございます。答弁でも申し上げました、繰り返しになりますけれども、まず住民税非課税の高齢者世帯、75 歳以上の方のみで構成されているような高齢者世帯、あるいはそこに障害者の方が加わる障害者世帯、あるいは女性の方のみのそういう世帯、あるいは女性の方プラス中学生以下のお子さんで構成されているような世帯を主な対象の世帯としているところです。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 1 万円分の給付券ということですが、ちょっとした除雪作業でもすぐにこれはいってしまうのではないかと思いますので、今後増額という考えはございます

か。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 増額ということで御質問いただきました。あくまでも、町が助成するのは、助成とついているとおり一部を支援をさせていただくというものでありますので、そういったところで、ただ除雪にかかる経費も年々増しているということでもありますので、そういったところのバランスを考えながら、他の近隣市町村の取組も参考にさせていただいて、調査・研究の段階を進めさせていただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ということは、今後増額の考えもあるということでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。増額の考えがあるのかというおたかしです。それを否定するものではございませんが、現段階でする、しないというようなことを明確に答弁する段階ではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 おおむね理解しました。手厚い補助お願いしたいと思います。

それでは5点目なんですが、オペレータの人員確保ということで、これから人員確保、特に難しくなってくるのではないかなと思っておりますが、その辺の具体的な策の考えはどうでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 オペレータの確保につきましては、やはり今答弁でも申し上げましたとおり、資格所得の制度を創設されましたので、これを積極的にPRして、人員の確保につなげていきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それを広く公募していくということですので、広く求める具体策というのをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 現在考えられるのは、広報誌やケーブルテレビ、あとはホームページなど、様々な媒体を使っていきたいなというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 人員の確保、この先それが問題となってくると思いますので、速やかな人員確保をお願いいたします。それで、機械です。重機、新型重機の、新規重機購入の考えはございますか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 町では、まず除雪の機械の考え方ではありますが、町では現在適切な適正な保有台数だというふうに考えております。直近で言えば、グレーダーの購入、あるいはロータリーの更新など、こういうのも全て計画的に進めているところではあります。この選定に当たりましたが、財政面はもちろんなんですが、オペレータとの内容、除雪内容の協議をした結果などに基きまして、計画を立てまして、計画的な更新を進めているところでもあります。基本的には、今の体制が適切な体制だという考えの基から、適切な維持

管理と更新を進めていきたいということで考えておりますので、御理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 やはり人員の確保がある程度難しいということですよ。そうなれば、やはり機械を使って、本当に除雪をすると。大型ロータリー車を入れて除雪をする。そんなところの考えになると思うんですけども、それをもう今は適正だということですけども、昨年度はそれで大分手間取りというか、予想外の大雪だったということもありますけども、昨年度津南町は4メートル降ったそうです。それで「支障はありますか」って聞きました。支障は全然なかったです。何が違うのか、大型重機なんです。津南町は大型重機10台、ロータリーを10台持っているんです。そこと、すぐにでも買ってくださいというのは無理な話ではありますけども、計画的に何年後にロータリーを入れるんだと。そういう方向でいかないのかなと思っているんですけども、その辺のところはどうですか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 委員会の報告で、津南町の状況ちょっと見せていただきましたが、津南町は4メートル級の降雪があるということで、うちの町ですと平均すると大体1メートル弱ぐらいの降雪量ということで、降雪の量が大き大きく違うということが一つと、除雪車のロータリーの選定に当たっても、更新の計画を見ても、オペレータの人たちの除雪体制からの御意見を聞きますと、うちの町では主にローダで、ホイールローダで除雪をして、その後ロータリーで幅だしをするというのが基本的な除雪の体制だということで。先ほど話したグレーダーで圧雪を剥がしたりというような作業を行っているということであります。建設水道課の係長、委員会に同行させていただいたのでちょっと話を聞いたんですが、津南町は時間前に1本がきを、ローダで1本がきをして、その後8時半からロータリーを入れて拡幅作業をするということで、降ってる量も、一晩に降る量も津南町の状況を見てみますと、一晩に1メートル以上の雪が降る日が結構あるということなので、単純に津南町と西会津町の除雪体制を比較、検討するということが、適切かどうかちょっと検討が必要かなというふうに思っておりますので。除雪車の更新計画につきましては、今後もオペレータ、除雪体制見直しの中で、計画的な更新計画を作っていきたいと思っておりますので御理解願いたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 分かりました。でもやっぱりロータリー除雪車は2台より3台のほうが効率よく除雪できると思うんです。1台でも増えれば。だから、それを何年後かでもいいので、ロータリー除雪車を買いますということで、そういう計画というのはないのでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 ロータリーの除雪機械の増設を否定しているわけではありませぬので、今現在協議した中では、計画を立てている中では、そこまで必要ないだろうということで計画をしているものでありますので。今後去年のような雪が続くようなことがあれば、またそこは検討する必要が出てくるというふうに考えておりますが、現在のところは、今の体制を構築するための更新や維持修理を適切に行っていきたいということでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 今後の降雪によってはという話をお聞きしましたので、今後の降雪を見て御判断願いたいと思います

あと最後ですが、除雪オペレータ等の賃金等の増額についてということで、これは増額したところでありますということですが、今山間部と平地のほう、山間部のオペレータは非常に朝早くから何回も何回も出ております。その辺のところを補充すると言うか、手当をつけるとか、そういったことの判断はございますか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 山間部のオペレータ、言い換えれば奥川のステーションとか、新郷のステーションは、当初の除雪の時間は長くなる傾向にあります。雪がやっぱり降る回数も量も多いものですから。ただ野沢のステーションに限って、野沢のステーションのことをお話ししますと、除雪する時間は短いかもしれませんが、ロータスインとかさゆり公園の駐車場や、あるいは初市や出初めのときの対応など、いろんな除雪に附帯すると言うか、除雪のいろんな作業を行っているところもありますので、一概にどっちが大変とかということではないと思いますが、オペレータの皆さんの御意見もちょっとお聞きしてみたいと思いますが、今のところどちらがどうだというようなことにはなっていないというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 やはり朝早くから夜遅くまで、もう出ずっぱり。昨年の雪は、どこもそうだったと思うんですけども、特に山間部は、ここの倍、3倍ぐらい降って、もうそれは大変だということは、やっぱり皆さん私もですけども知っておりますので、その辺のところの賃金と言いますか、そういったところの考えをお聞かせください

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 昨年度の大雪のときには、3月末に精算して、いつもですと余計に出た分は休んでいただくというような対応を取っていたところなんですけど、休み切れないような内容もあったので、オーバーした分については、追加で委託契約を結んで、お支払いをしているというような実態もありますので、昨年度同様のことが、今後もあるのかもしれないし、ちょっとそこはまだ雪の状況分かりませんので、はっきり言いませんが、昨年度についてはそういうことがあったということはお答えしたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 昨年度はそういうことがあったのでということは分かりました。そういったときに、担当しているところをどうしても体調不良か何かでお休みになるといったときに、代わりの人というのは、それは今存在しているのでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 今年から1名増員をさせていただいておりますので、台数に2人ずつ乗っても、1人予備ができるというような状況に現在なっておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それでは、そういったときのオペレータが休んでも、スムーズに除雪は行え

るという解釈でよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課参与、佐藤広悦君。

○建設水道課参与 今年から増員になっておりますので、さらに円滑な除雪体制になったというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 いろいろ除雪のことをお伺いしました。納得するところもありますが、今以上に進めていただきたいことがいっぱいありますので、これからもよろしく願いいたします。本当に私除雪してくださる方には、頭が上がらないです。朝も早くから、私たちのために道路を除雪していただくということでもありますので、本当にありがたいことだと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4番、上野でございます。私は、今期定例会に2件の一般質問を通告しております。

1件目は、子供の教育についてであります。一つ目として、町が目指す幼児教育及び学校教育をお聞きいたします。

二つ目、GIGAスクール構想の効果と課題をどのように捉えていますか。

また、それを踏まえ今後どのような取組が必要だと考えるか、お聞きいたします。

三つ目、保小中一貫教育への考えをお聞きいたします。

四つ目、第5次西会津町総合計画の中に新たに取入れられた、いわゆるウェルビーイングですが、教育におけるウェルビーイングをどのように考え、展開していくのかお聞きいたします。

2件目は、キッズランド柴草の活用についてであります。

一つ目として、キッズランド柴草を活用した事業の目的をお聞きします。

二つ目、利用状況をお聞きいたします。

三つ目、今後どのような取組が必要だと考えるか、お聞きいたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 4番、上野恵美子議員の子供の教育についての御質問にお答えします。

まず、町が目指す幼児教育及び学校教育についてですが、町では、文部科学省の採択を受け、令和4年度から6年度まで「幼保小のかけ橋プログラム事業」に取り組み、「保小中と家庭・地域が力を合わせて育てよう『挑む心とやり抜く力で、未来を創る西会津っ子』」を目指したかけ橋プログラムを開発し、令和7年度からも引き続き、小中学校9年間のみならず、ゼロ歳から中学校3年生まで一貫した方向性で、発達段階に応じた育てたい子供の姿を目指し、保育士・教員・家庭・地域が力を合わせて育む保小中連携教育を、保小中の園長、校長、先生方で組織する保小中連携推進協議会で合意形成を図りながら、活発な交流活動等を通して、保小中の円滑な接続と個別最適な学び・協働的な学び・探求的な学びを実践しているところであります。

町が目指す教育は、変化の激しい社会に対応できる「生きる力」の育成が重要であると

考えております。具体的には、知・徳・体のバランスを取りながら、自立心や探求心を育み、主体的に深く学ぶ力をつけること、情報化社会やグローバル化に対応する能力を養うこと、そして、地域とのつながりを通して、多様性と包摂性を重視した人間関係を培うことのできる人材の育成であります。

町としては、引き続き教育委員会と福祉部局が連携し、より緊密な情報共有や合同研修などを実施し、幼児教育から義務教育まで一貫性を持った教育を推進してまいりますので御理解願います。

次に、GIGAスクール構想の効果と課題、今後の取組についてであります。本年9月定例会において、7番委員にお答えしたとおりであります。町では、国が進めるGIGAスクール構想に対し、1人1台端末やネットワーク環境等のICT教育環境を先駆けて整備するとともに、ICT活用を円滑に進めるため、教員のサポートを担うICT教育支援員を小中学校それぞれに配置し、ICT教育を進めてきたところです。

各教科の学習のみならず、総合的な学習の時間など様々な活動でタブレット端末を利用することにより、学習意欲の向上や学びの個別最適化、情報活用能力の向上などの効果が認められます。

しかしながら、タブレット端末は、あくまで学びをサポートするツールで、ノートや鉛筆等と同様に、よりよく利用することで学習効果が向上すると考えており、デジタルとアナログをバランスよく活用することが必要であると認識しているところであります。

なお、本町ではデジタル・シティズンシップ教育を推進するとともに、教科書を正確に読み解く力である「リーディングスキル（読解力）」の向上のために、授業においては、紙の教科書をフル活用することや「書く力」の育成として、視写や共書きなどに取り組んでいるところであります。

次に、保小中一貫教育についてであります。先ほど町が目指す教育でもお答えしたとおり、ゼロ歳から中学校3年生まで一貫した方向性で発達段階に応じた育てたい子供の姿を目指し、保育士・教員・家庭・地域が力を合わせ育む保小中連携教育を進め、保小中の円滑な接続と個別最適な学び・協働的な学び・探求的な学びを実践しているところであります。

この保小中連携教育の取組により、保育士と教員の相互理解・連携が行われ、子供たちの育ちや学びがつながり、教育の連続性と一貫性が図られており、例えば、全国の教育現場で課題となっている小1プロブレムや中1ギャップといった環境の変化になじめないことからの不登校などが、本町においては状況となっており、保小中連携教育の大きな成果であるものと考えております。

今後も、保・小・中それぞれの特色ある取組を生かしながら、引き続き保小中連携教育を推進してまいりますので、御理解願います。

次に、教育におけるウェルビーイングについてであります。第5次西会津町総合計画における西会津町にとってのウェルビーイングは、「一人一人が幸せな暮らしを実現できる能力・環境があること」、具体的には、「問題に直面したときに自分や周りの人と一緒に取り組めること」とされております。

本計画に位置づける各種教育施策を実行すること、及び、地域とのつながりなどを通し

て、多様性と包摂性を重視した人間関係を培うことにより、子供たちが「ありのままの自分」を認め、他者とのつながりを感じながら、困難に立ち向かう非認知能力、忍耐力・集中力・自尊心などや、汎用的スキル、思考力・問題解決力・リーダーシップなどが育まれ、問題に直面したときに自分や周りの人と一緒に取り組める状態になっていくと考えておりますので、御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 4番、上野恵美子議員のキッズランド芝草の活用についての御質問にお答えいたします。

最初に、1点目の事業の目的についてであります。キッズランド芝草は、第2期子供・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査をもとに、土日、祝日などの休日に子供の遊び場を提供するとともに、子育て世代の居場所や仲間づくりの場、そして地域交流の拠点とし、令和3年10月に旧芝草保育所を改修し開所した施設であります。このことから、当該施設を活用した事業についても、整備目的に沿ったものと考えております。

次に2点目の利用の状況につきましては、初年度の令和3年度は517名、月平均で86名、令和4年度は950名、月平均で79名、令和5年度は1,480名、月平均で123名、令和6年度は1,834名、月平均で152名、今年度は11月までに1,099名、月平均で137名と若干の増減はあるものの、年々、施設の存在が浸透してきているものと認識しています。

また、当該施設では定期的に町による親子イベントを開催するとともに、地元自治区の行事や、令和5年度からは町民の皆さんが主体となって活動している協働のまちづくり推進委員によるイベントにも活用されております。

次に3点目の、今後の事業展開についてであります。現在、課題としております学びの場、そして仲間づくりの場として、利用者自らが主体となった活動を実践していけるように、ワークショップなど一緒に考え体験する機会を確保し、自分の考えや希望が生かされる自己実現の場の一つと感じていただき、さらに親しんでいただけるように考えておりますので、御理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

まず子供の教育からお聞きしていきます。町の教育が目指すところ、とても詳しく御答弁いただきました。本当に共感するところでもあります。それがとても分かりやすく簡潔に、そして的確に示されているのが、先ほど答弁にありましたかけ橋プログラムの中に示されている、これの中に示されているスローガンで「保小中と家庭・地域が力を合わせて育てよう『挑む心とやり抜く力で、未来を創る西会津っ子』」、この言葉、短い言葉ですけども、これに込められた思いというのはすごく伝わってくるスローガンだと思って、本当にまさにこのとおりだと思っています。そして、やり抜く力であったり、生き抜く力であったり、生きる力というのは、子供の現在と、そして将来も含めて、子供たちの幸せにつながっていくのだとも思っています。ということで、町の教育が目指すところは理解いたしました。

次に、GIGAスクール構想の効果と課題、今後の取組ということでお聞きしていきます。繰り返しになるかもしれませんが、ちょっと大切なところなのでお聞きしてい

きますが、今取り組んでいるG I G Aスクール構想の目的を確認させてください。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 それでは、再質問にお答えいたします。G I G Aスクール構想自体は、国、文部科学省が進めているという取組でございまして、教育長が御答弁したとおり、これからの時代A Iも含めたそういった活用がどんどん進んでいくということで、そういったスキルを当然学んでいくことが必要だということが目的だと感じております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 文部科学省では、G I G Aスクール構想を次のように定義しています。「1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供も含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する」と、このように定義づけています。ここでは、G I G Aスクール構想の目的の根幹のところが示されていて、とても重視してるところなんですけれども、それは特別な支援を必要とする子供も含めて、一人一人の個性であったり、資質であったり、能力を確実に引き出す、育てていくということが、構想の根幹だと捉えています。答弁の中でもそのような説明がありましたので、共感するところなんですけれども、そこの認識をもう一度確認させてください。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。G I G Aスクール構想に基づいた、いわゆる個別最適な学びという部分で、本町でも先ほど答弁申し上げたとおり、そういった個別最適な学びが実現されつつあるというふうに考えております。それは学び方というものが、特別支援の必要な子に限らず、紙の本で読んだほうが理解が進む子供もあれば、こういうデジタルの大画面を見て、動画だったり、そういったものに触れたほうがより理解が進むということも、そういった一人一人の子供の特性に応ずる選択肢として、I C Tというものが入ってくると。従来の紙の教科書であったり、参考書であったりするだけじゃなくて、こういった選択肢が増えて、個別最適な学びが実現されるということで、これは学習意欲にも結びついているということで、現在も活用に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 タブレットはあくまでもその手段であって、個々に合った教育というところを目指しているというところでは分かりました。先ほどのスローガンの中に「こども園、小学校、中学校と家庭・地域が力を合わせて育てよう」というところがあるんですけども、家庭とか地域とともに取り組まなければ実現できない構想であると思っています。そこで家庭や地域の方々にG I G Aスクール構想の目的が正しく理解されているのか、また広く浸透しているのか。G I G Aスクール構想が目指す目的の正しいところが理解され、広く浸透しているのか、その辺はどのように考えるかお聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 保護者の皆様、地域の皆様に理解を深めていただくというのは、極めて大切なところでございます。具体的には、小学校、中学校、あるいはこども園において、こども園のほうでは子供たちが活用するというようなことはないかなと思いますけれども、小・中学校においては、各学校の取組を日々ポータルサイト等で授業の様子等であったり、活

動であったりというものを通して、こんなふうに活用しているんだとか。そんな形で、あと授業参観等です。御理解をいただいているようなところで、教育委員会としては、年度初めにかけ橋プログラムについてお話しする中で、細かく触れてはいませんが、発達段階を通したICTの活用というものの考え方だったりといったことをここに書いていますので、そういったものを通して御理解をいただきたいなというふうに考えておりますが、まだまだ今後もこのことについては、しっかりと御家庭、地域の皆さんに御理解いただけるような情報発信をしていきたいなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 取り組んでいるということでありましたが、議員としては、町民の方々の声を広く聞く機会というものはあるんですけども、その中で今町が進めているのはタブレット学習だと捉えている方も少なくないとは捉えています。タブレット学習には、疑問を抱いている方とか、否定的な方々が一定数いるというふうにも捉えているところなんですけれども。でも本当の目的を理解すれば、多分共感してくださる方々はもっともっと増えて、自分の今までの経験を子供たちに役立てたいとか、支援したいという方々は、すごく増えてくると思うんです。というのは、この町はそういう町民性があるということは理解されていると思います。なので、多くの町民の方々に御理解をいただきながら、町を挙げてと言うか、町民ぐるみで取り組んでいく必要があると思いますので、目的を正しく、また広く理解していただくというところ、ここ一つ課題だと思っておりますので、そこを強化するようにちょっと努めていただきたいと思いますと思いますが、ちょっとお考えをもう一度お聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 議員のおっしゃるとおりでございます。やっぱりデジタルというものに対する理解が偏ったと言うか、狭い部分での解釈ということになると、デジタルなのか、アナログなのかみたいな話になってしまって、答弁でも申し上げたとおり、それぞれのよさを生かしながら、子供たちにとって一番よい学びの形をつくっていくのが務めですので、正しい理解をしていただけるように、いろいろな機会を捉えて発信をしていきたいというふうに思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひお願いしたいと思います。

次に、GIGAスクール構想に取り組んできたことで、タブレットを教育に取り入れたことで、教育の現場で子供たちにどのようなことが起きているかということで、タブレットを活用できる子は、効率よく学習に取り組んでいるために、学力が向上している。しかし一方で、タブレットを十分に活用できない子もいる。そこに差が出てきている。個人差を生んでいるという、そういう状況があるということでお聞きしていますが、その辺ちょっともう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。個人の格差と言うか、スキルの差であったり、実は国全体としても、学校によつての差が大きい。取組の差が大きい。学校の中でも、個人差があるということで。本当に取組がなかなか浅い学校の中でも、ほとんど使っていないようなと

ころと一生懸命使っているところでは、大きな差が出てきているというのが、国としても大きな課題です。今、次期学習指導要領に向けての協議がなされている中で、予定では2030年から小学校が新しい指導要領、2031年度から中学校、2032年度から高校なんですけれども、この中で今現在もそうですが、学習の基盤となる資質、能力というのは二つあるんだと。言語能力と情報活用のこの二つが学習基盤になる。その中で、情報活用能力についてのこれまでの取組が非常に曖昧だと。学校任せだったというような反省があって、次期指導要領の中では、例えば小学校では、特に小学校で、そういったスキルの部分であったり、情報モラル教育であったりというのが曖昧なまま進んできたというところがあるものですから、次期指導要領では、総合的な学習の時間に情報の領域というものを入れますよと。小学校で。

それから中学校においては、今まで技術家庭という技術科と家庭科一緒だったものを別々にして、技術という教科も情報技術科という名称にして、より情報教育についてしっかり取り組んでいこうということが言われています。例えば小学校で情報領域ということであるわけですが、実は西会津町では、小学校今5・6年生ですけれどもDQWorldという学習教材を、ほかではやっていないものを取り入れて、先駆けて情報スキルであったりモラルであったり、そういうことをしっかり学習できるようなそういう教材を入れて今取り組んでいます。

それから中学校においては、具体的に3Dプリンターの設置ということを文科省のほうで今言っているんで。そういうものも取り入れて、そういう技術も学ぶ。これも本町では昨年既に3Dプリンターを導入して活用しているということですので、そういう意味では、今取り組んでいるものをさらにしっかりと整理しながら、新学習指導要領に向けて、まさに整備をしっかり行って、そういった子供たちの情報活用のスキルに大きな差が出てこないように指導していきたいなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 デジタル情報技術に対するこれからの取組ということでお聞きし、理解しましたが、GIGAスクール構想の目的というのは、誰一人取り残すことがなく一人一人の能力を育てるということだったと思います。現在、個人差を生んでいるということであれば、GIGAスクール構想の目的とはちょっと異なった現状があるのではないかとこのころで心配していたんですけれども、情報的なところは、今教育長が言われていたので、そこを取り組んでいくということは分かりましたが、構想の目的の中の個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成するということ、情報とか技術とか、そういう部分以外のところでも、やはり一人一人を見ていく必要があるのではないかと思うんですけれども、その辺はどのように考えるのかお聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。ちょっとお答えになるかどうか心配なところあるんですが、GIGAスクール構想に関連したところで申し上げますと、デジタル教科書のことが今取り上げられて、紙の教科書なのかデジタルの教科書なのか、まさにどっちがよくてどっちが悪いのみたいな話もあったりするわけですが、先ほど申し上げたとおりに、紙を使ったそういった学習の仕方が非常に合っている、授業の中身にももちろんよるというところはあ

るんですが、デジタルの部分で、例えば英語なんかの場合だと、デジタル教科書ですと英語の発音とか、そういったものが簡単にQRコードとか、そういうところを使いながら聞いたりできるというメリットって言いますか、よさが。本町で考えている将来的な教科書の取扱いについては、紙の教科書とデジタルの教科書を両方使うハイブリッド型の学びということを考えています。GIGAスクール構想と言うと、どうしてもデジタルの部分だけが何か強調されますけれども、そうではなくて、先ほど申し上げたように、情報能力、活用能力と言語能力、言語能力という部分は、先ほど答弁で申し上げた読解力向上ということで、紙の教科書をフル活用するという取組を今やっております。まさにそこをやっぱり両方しっかりと取り組んでいくことによって、いろいろな個性、特性を持った子供たちの、一番よりその子に合った学びというものができてくるのではないかなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 もう一つお聞きしますけれども、全体的に学力が向上しているのかどうか、それを教えてください。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 何かと比べてというような捉えではなくて、子供たち一人一人が力を伸ばしているのかということで申し上げますと、福島学力学習状況調査の結果を見ると、伸びています。これは調査対象になった学年全て向上しているということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 伸びた要因というのは、どういうふうに分析されているのかお聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えします。これはいろんな要素がございますので、簡単にこれということではなかなか申し上げにくいところはあるんですけれども、例えば中学1年生の数学が非常に伸びたんです。これは、大きな要因は、やっぱり子供たちの取組の本気度と言いますか。西会津の子供たちは、非常に素直に授業にも取り組んで、一生懸命やっている子供たちなんです。中学生になって意識が、自分が中学生になっていよいよ3年後には高校入試もあると。一生懸命頑張らなきゃなんないという中で、中学校の先生方も数学の先生のみならず、教頭先生も数学の免許をお持ちなので、教頭先生も授業に入りというような、本当に学校総力を挙げて、子供たちの指導に当たったということが、やはり総合的に学力を大きく伸ばしたというふうに私は考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今教育長の答弁で、子供たちの本気度というお話がありました。やっぱり学力向上を支える土台はやる気であったり、そういう非認知能力であると言われていて、例えば子供が学ぶことの楽しさであったり、またやり抜いた体験の積み重ねが学力の意欲につながって、結果おのずと学力も向上するということが証明されていますので。一部かもしれないけれども、そういう明るい動向が見えてきたということではあるのかなというふうに思いました。ただ個別最適化ということがありますので、さらに学力向上の土台の部分、非認知能力を向上させていく、育てるところは、これからも強化していかなければいけないのかなと思っています。今までいろいろお聞きしてきました教育方針は

明確になってきているのだと思います

一方で、課題も見えてきたのかなというところがあります。個人差に対しては、一人一人にさらに細やかな支援であったり、教育という部分に目を向けていかなければいけないのかなと思いますし、教育の学力の土台となる部分の非認知というところもさらに育てていかなければいけないのかなと思います。今後は今取り組んでいること、学習のメニューをさらに磨き上げたりとか、あと強化したり見直したりということをされていくんだと思うんですけども、それが必要だと思いますが、ちょっとその辺の考えをお聞きします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えいたします。取組の前に、ちょっと一つデータを御紹介したいと思うんですが、西会津町教育委員会として、主体的に学習に取り組む態度についてということで、年2回アンケート調査で子供たちの意識調査を行っているのですが、先週実は2回目の調査を行って、各学年ごとというところまではまだまとめ切れていないんですけど、全体として小学校5年生から中学校3年生までのデータなんですが、やればできると思って学んでいるかどうかという質問に対して、これ自己効力感ということになりますが、「まあまあ当てはまる」「当てはまる」合わせて87.8%の子供たちが肯定的な回答をしてくれています。これは7月に実施した際、76.3%だったものが87.8%というふうに大きく伸びています。数値的にも非常に高いパーセンテージ。

それから、協働で学ぶという、協力して助け合って学級の友達と。これも92%の子供たちができていると。お互いに協力して学んでいるというような回答をしてくれました。

それから、粘り強く学ぶ。なかなか粘り強くということが難しいところではあるんですが、これも83%の子供たちが肯定的な回答をしてくれています。あくまで子供たち自身の主観と言うか、自分の感じ方なので、ただ子供たち一人一人がこういうふうに前向きなと言いますか、自分に対してやればできると思っていると、そういうふうに思ってくれているというのは非常にうれしいことですし、まさに非認知能力というような部分で生き抜く力につながっていく自己効力感であるとか、こういったものがこういうふうに高い数値で回答してくれたということは、本当に学校生活全般を通して、いろいろな事業であり諸活動を通して、こういった力が養われてきているんだなというふうに感じておりますので。今後もそういった意味では、現在取り組んでいる小学校、中学校それぞれ様々な特色ある取組をしておりますので、そういったものを大事にして、しっかりと今後も取り組んでいくと、さらに非認知能力も高まっていくというふうに思っております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 取組が一定の成果を上げていると、そういう評価をされているということで理解しました。今後は特別な支援を必要とする子供たちも含めて、本当に一人一人取り残すことなく支援・教育、一人一人を高めていくというところに取り組んでいただきたいと思います。以前から言っていることなんですけれども、総務常任委員会の報告にありました長野県青木村を視察して強く思ってきたんですけれども、青木村は教育委員会が保育園から小学校、中学校までを所管しています。ここは本町と違うところです。保小中一貫連携教育をしています。村の教育長さんがおっしゃってございました。こども家庭庁の創設自体が縦割り体制での課題が

背景にある。なので、子供を真ん中に考えたときに、教育委員会で保育園から小学校、中学校までを所管するのは当然の体制だと、そういう認識を持っておられました。西会津だけではないんですけれども、全国的にもそうなんです、特に支援の必要な子供たちが増えてきているんですけども、この村は特別に支援が必要な子供が少ないということで、早い段階から適切な支援をすれば減らすことができるんだというふうに断言されて、それで成果を上げておられます。やっぱり子供全般を窓口を一つにして、教育委員会で所管している体制によって、早い段階から一人一人にきめ細やかな支援・教育ができていたと思えました。きめ細やかに支援・教育ができていたということがとても重要だと思います。

今後の取組の中で検討していただきたいのは、やはりこども園を福祉介護課から教育委員会に移管して、子供の教育、現代社会は教育と福祉を一体的に考えて取り組んでいく必要がありますから、そういう部分も含めて窓口を一つにして取り組むということを検討する必要がありますが、お考えをお聞きます。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えします。窓口を一つにする、いわゆる教育と福祉が別々の考えで、かみ合わないような状態をつくらないということだと思んですが。そういう意味では、今本町では、今議員のほうから特別支援教育ということが出されましたので、ちょっとそこについて申し上げますと、本町では3年前から教育支援委員会というものを立ち上げて、主に就学、子供たちの就学について、年間を通して子供たちをしっかりと見て、一人一人の子供に合った学びの仕方であったり、就学先、進学先はどういうものが適しているんだろうかということを見定めているんですが、教育支援委員会というものは、構成はこども園の保育教育アドバイザーも入っていますし、小・中学校の教員も入っていますし、先ほどの保小中連携推進協議会もそうなんですけれど、全てこういう組織は教育委員会と福祉部局が一緒になった委員会に取り組んでいて、先ほど申し上げた教育支援委員会というメンバーは、小学校の先生は小学校だけ見ているんじゃないで、小学校の先生がこども園の子供も見ると、中学校も見ると、お互いに年間を通してしっかりと見ながら情報共有をして、協議をして、この子のよりよい学びの方向性はこういうものなんだということを実際にしっかりと連携をして取り組んでいます。そういう意味では、組織体として一つのものではないんですけれども、でも実質は本当に連携がしっかりできていて、早い段階からそういった特別支援が必要なお子さんについては、こういうような方向性がいんじゃないかということを実際にみんなで検討しながら進めているので、そういう意味では十分今そういった連携が行われているというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 教育長今特別支援が必要な子ということで、ちょっとお話しされていましたが、その子たちも含めて一人一人の個性であったり、力を引き出すというところを見ていかないといけないと思うんですが、もう一つ事例を紹介しますと、保小中一貫教育をしている千葉県南房総市なんですけれども、ここは2013年に保育園、幼稚園に関する部署を教育委員会に移管したそうです。そしてさらに、教育委員会の全部署をワンフロアに集約した。その結果、職員間の情報交換や交流がしやすく、職員の力がより発揮できる環境になったと。それによって、保育園、幼稚園から中学校卒業まで、切れ目のないサポ

ートをよりきめ細やかに実施できるようになったということです。これから一人一人にきめ細やかな支援であったり、教育をさらに強めて取り組んでいくときに、やっぱり二つの部署で連携を取り合うよりかは、一つの部署の中で取り組んだほうがスムーズだと思うし、成果が出やすいのではないかと考えているのですが、もう一度御意見をお聞きしたいと思えます。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 お答えします。先ほど申し上げたとおり、西会津町で取り組んでいる教育支援委員会であったり、保小中連携協議会というような形を通して、連携・協力は十分今なされているというふうには思っております。ただ、今後、これは教育委員会というよりも、町全体の組織のいろいろな考え方とかそういうことにも関わってきますので、そういった町全体の方向性として、どういう形がいいのかということとはやっぱり今後のことだと思うので、そういった中で検討していく機会があれば検討していくということかなというふうに考えます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 教育長、町の子供たちのためにとっても尽力されているということは十分に理解しています。これからも町の教育を牽引していただきたいと思えます。その中で、まだ本町では取り組んでいない自治体の事例なんかもぜひ実際に見て、聞いて、感じて、いろいろ研究していただきたいと思えます。

次に、教育におけるウェルビーイングについてお聞きしていきます。これは、今国を挙げて、教育の視点からもウェルビーイングを実現しようとしているということで、2023年から2027年の教育の基本政策を定めた第4期教育振興基本計画でも、ウェルビーイングの向上が計画の柱に据えられたということです。ウェルビーイング学会副会長の鈴木寛先生、西会津にもゆかりの先生だとお聞きしていますが、監修の下で書かれた文献があります。その中には、教育の目的は個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングの二つを実現することであると。そしてウェルビーイングの第一歩は、学びの喜びや成果を感じる経験からであると。学校で、家庭で、1人でも多くの子供が学んでよかった、努力してよかったと思える経験を積むことがウェルビーイングの実現につながると言っています。本当に教育の果たす役割であったり、可能性はとても大きいなということを実感します。

しかし、今町が目指している教育を具現化することは、子供たちのウェルビーイングに確実ににつながると思えますので、ぜひ町を挙げて「挑む心とやり抜く力で未来を創る西会津っ子」を育てていきたいと思えます。

最後にお考えをお聞きいたします。

○議長 教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 議員のエールというふうに取りらせていただいて、本当にしっかりと全力を尽くして、子供たちが本当に挑む心を持ってやり抜いて一人一人の夢をつかんでほしいし、そして子供たちがやっぱりこれからの厳しい社会ですけども、大切な人材として育ててほしいということを願い、全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに決意しております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ありがとうございます。

続きまして、キッズランド芝草の活用についてお聞きしていきます。キッズランド芝草は、年間を通して御利用いただける室内子供の遊び場で、子育て世代の仲間づくり、地域交流などをお手伝いする施設ですと案内されていますが、その中で利用状況は答弁で理解しました。開所当初よりも増えているということで確認させていただきました。案内している中で、地域交流というのはどのように取り組んできたのか。周辺の地域の方々と、キッズランド芝草の活用についてはどのようにお話しされてきたのかをお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 キッズランド芝草の活用で、地域交流という部分の御質問です。これまで地域交流として具体的に活用をいただいたのは、施設があります芝草自地区の行事で活用をしていただいているところです。

また、この後、聞き及ぶところでは、老人クラブでもそういったところを子供の交流の事業でぜひ活用したいというような御希望があるということでしたので、それは両方マッチングする必要はあるわけなんですけれども、そういったところを御意見、どういった取組なのかというようなところも詳しくお聞きをして、実現可能であれば取組を進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 実際に周辺の地域の方々、キッズランドに来ているお子さんであったり、保護者の方と交流を望んでおられます。周辺の方々は、アクティブシニアの方々も本当に多いわけでありまして、ぜひ多世代交流が必要なのか。そして、その効果などもやっぱり十分に考えて、地域交流のところも今後地域の方々とともに進めていただきたいと思えます。何かありましたら、お願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。子供たちの成長の中で、いろいろな人格と安全な環境のもと触れ合うことはとてもいいことだと言われています。人格って申し上げましたけど、いろいろな人と申し上げたほうがいいかもしれません。ただ、前提条件でやはり安全な環境の下というようなものもありますので、そういった部分も十分配慮しながら、事業展開していければと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ地域の方々、本当に望んでおられますので、一緒に進めていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 それでは暫時休議いたします。

再開は午後3時20分といたします。

○議長 再開します。(15時20分)

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 5番、小林雅弘です。通告に従い、一般質問をいたします。

第一は、熊対策です。今年は全国的に熊の出没と人身被害が多発しました。西会津町でも、町長の提案理由の説明の中で、熊の捕獲頭数が87頭に達したとのこと。私の記憶によりますと、この捕獲頭数は数年前と同様の過去最多の捕獲頭数であったと思えます。町民

の生活が脅かされた1年になったのではないかと思います。今回の一般質問では、有害鳥獣対策や熊の出没の理由、対策ではなく、あえて具体的に熊の捕獲や駆除を担う体制や、喜多方などで実施されている緊急銃猟に関する問題を中心に質問を行います

それでは質問をいたします。

一つ、熊は秋から栗の木、その後柿の木にかかります。町民から栗の木や柿の木を切りたいが年金暮らしでお金が大変だ、補助してほしいという要望が寄せられました。補助制度をつくってはいかががでしょうか。

一つ、サルパトロール手当や捕獲の報奨金の増額については、検討するとの答弁が2025年6月議会の一般質問に対する答弁でありました。町猟友会の皆さんにお話を伺うと「金目当てでやっているのではない」という声が返ってきます。その姿勢はすばらしいと思います。しかし、私は命がけで行っている活動に対して、相当の評価が必要だと考えます。町猟友会とよく話し合っ、て、手当などの見直しについて、総合的に検討してはいかががでしょうか。

一つ、9月28日の新聞報道にありましたが、緊急銃猟に関する市町村の対応マニュアル策定状況では、西会津町は今後策定予定と報道されていました。そこで伺います。緊急銃猟について、町はどのように考えているのでしょうか。

一つ、緊急銃猟ということで、捕獲する側に、さらに危険な熊捕獲対策が始まりました。野にいる熊を駆除するには、今までとは全く違う技術と経験、そして覚悟が必要とされます。技術面では、射撃のさらなるレベルアップが求められます。今行っているクレー射撃研修に加えて、会津総合射撃場でのライフルやスラックでの研修に補助をしてはいかががでしょうか。

一つ、担当職員は、時として求めに応じて、駆除された野生動物の運搬・埋設をしていただくときがあります。ある猟友会の分会は人数も少なく、7時以降、朝です。仕事に行かなければならないため、やむを得ずお願いするときがあります。担当職員に対して自家用車ではなく、いつでも使える軽トラックを用意すべきと考えますが、いかががでしょうか。

一つ、緊急に熊対策に出動する役場職員や猟友会の各分会に対し、身を守るために今使っているさすまたに加え、希望に応じて熊スプレーや盾を支給してはいかががでしょうか。

次に、物価高騰対策について質問いたします。

一つ、ここ数年の物価の高騰について、町はどのように考えているのでしょうか。

一つ、政府は11月21日に、新しい経済対策を閣議決定しましたが、町としてはどのような経済対策を考えているのでしょうか。

一つ、物価高騰対策として、町民一人一人に対し、現金給付か商品券またはその両方を支給してはいかががでしょうか。

以上、一般質問といたします。分かりやすい答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番、小林雅弘議員の御質問のうち、熊対策についての御質問にお答えします。

初めに、今年は全国的に熊の出没が非常に多く発生しており、県内では人身被害や目撃情報が過去最多を更新し続けている状況であり、町においても7月に人身被害が発生したほか、9月中旬以降は目撃や出没の情報も非常に多く寄せられており例年にない状況であ

ります。

このような状況の中、町鳥獣被害対策実施隊の皆様には目撃情報が寄せられた際には迅速に現地を確認していただき、その後の追払いや箱わなの設置、捕獲時の止め刺しと個体処分等の活動に例年を大きく上回る出動をいただいているところであり、隊員の皆様の献身的な活動により町民の安全・安心が確保されていることに対しまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

それでは1点目の、熊対策として個人が行う未利用果樹木伐採への補助制度創設についてであります。町内では収穫しなくなった柿や栗などの果樹木に熊が執着し、多くの出没が確認されております。このため町では、チラシやケーブルテレビ、広報紙、防災行政無線などにより早めの収穫や、収穫する予定のない果樹木は伐採するよう周知してまいりました。

一方、町では野生動物が集落周辺に出没しにくい環境づくりを進めており、その一つとして熊や猿の誘引物となる収穫しない柿や栗の木などを伐採する未利用果樹木伐採事業を実施しているところでもあります。

本事業は集落全体への出没抑制を図ることを目的に実施している事業で、要望のある自治区についてどの範囲で、どの果樹木を伐採すれば出没抑制効果があるかを町鳥獣対策専門員と自治区長等が現地で調査・確認を行い実施しており、事業実施後は集落全体への出没が減少していることが確認されているところでもあります。

このことから、おただしの個人が行う未利用果樹木伐採への補助制度については、現行の集落を単位とした未利用果樹木伐採事業で対応が可能であり、また高い効果が期待できることから本事業を積極的に活用していただけるよう周知を図ってまいります。

次に、2点目のサルパトロール手当や捕獲報償金の見直しについてであります。これまで近隣市町村の状況調査や町猟友会との意見交換を行ってきたところであり、現在最終的な調整を行っている段階ですので御理解願います。

次に3点目の、緊急銃猟についての町の考えであります。近年、熊やイノシシが人の生活圏に出没する事例が国内で増加していることを受けて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正に伴い、新たに緊急銃猟制度が創設され本年9月1日に施行されたところでもあります。

この制度は、熊やイノシシの出没があった際に、1点目として住宅地などに侵入またはそのおそれがある場合、2点目として危害防止が緊急に必要な場合、3点目として銃猟以外では的確かつ迅速な捕獲が困難な場合、4点目として住民などに弾丸が当たるおそれがない場合などの四つの条件を全て満たした場合に限り、市町村長の判断により銃を使用した捕獲が可能となる制度であります。このため町では、本制度の運用開始に向けて連携・協力が必要な町猟友会や喜多方警察署西会津交番と協議を行っており、来年1月の運用開始を目指して現在準備を進めております。

町といたしましては、本制度の運用に当たっては法律やガイドラインにのっとり、住民や銃猟を担う猟友会員の安全対策を最優先に、また慎重に運用してまいりたいと考えております。

次に4点目の、射撃技術研修への補助についてであります。射撃訓練の実施状況につ

いて町猟友会に確認したところ、猟友会合同の訓練を年2回、分会ごとの訓練を年1回実施しているとのことであり、その場合の使用料や銃弾購入等については県猟友会喜多方支部や個人が負担しているとのことでありました。

射撃技術向上のための訓練の実施は、狩猟期における狩猟技術の向上に加え、本町においては有害捕獲や今後運用を開始する緊急銃猟の捕獲を担っていただく猟友会の皆さんの技術向上にも寄与することから、研修への支援については捕獲報償金等全体の見直しの中で検討しているところであります。

次に5点目の、担当職員に対し軽トラックを用意すべきとの御質問ですが現在、鳥獣被害対策専門員及び地域おこし協力隊には貨物軽自動車を1台ずつ配置して現場業務等を実施していますが、箱わなの運搬や捕獲後の個体運搬など、貨物軽自動車に対応できない場合は猟友会の方が所有する軽トラックを借り上げて実施しているところであります。御質問の軽トラックの配置については、近年の有害鳥獣の出没状況や、迅速な捕獲活動等を行う面から有効であると考えられることから、財源の確保等も含め今後検討してまいります。

次に6点目の、熊対策に出動する職員や猟友会の各分会に対して熊スプレーや盾の支給についてですが、有害捕獲業務の安全対策を一層強化するため、また今後運用を開始する緊急銃猟を実施する場合の装備品としても必要であることから今後各分会に支給し、また訓練の実施についても検討してまいります。

町といたしましては、熊被害対策については人身被害防止を最優先に取り組むとともに、捕獲業務に当たっていただいている実施隊の皆さんが安全に捕獲活動等を実施できるよう、引き続き警察や実施隊と連携を密にして対応してまいりますので御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 5番、小林雅弘議員の御質問のうち、町の物価高騰対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、ここ数年の物価高騰に対する町の考えについてのおただしであります。本年11月に総務省が発表した全国の消費者物価指数は、令和2年を100として112.8となっており、前年の同月と比較しますと3.3ポイント上昇しております。

特に、食料品やエネルギー価格の高騰は家計を圧迫し、地域経済の活性化にも影響をもたらすなど、町といたしましても物価の高騰は町民生活や町内事業者の経営に大きな影響を与えていると認識しております。

次に、町としての経済対策の考えについてのおただしであります。去る11月21日に閣議決定された『強い経済』を実現する総合経済対策』では、物価の高騰が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者や事業者への必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金、いわゆる重点支援地方交付金を拡充し対策を講じると明記されており、現在開会中の臨時国会において、重点支援地方交付金を含めた補正予算案が審議される見通しであります。

町としましては補正予算議決後、国から提示された重点支援地方交付金の事業メニューや本町への予算配分などを踏まえ、事業の内容について検討してまいりますので御理解願います。

最後に、町民に対し現金給付か商品券、またはその両方を支給すべきとおただしであります。本町では、令和2年度から国の交付金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、重点支援地方交付金を活用して、全町民を対象に1人当たり5,000円から6,000円分の町内の商店等で使用できる商品券を配付する事業をこれまで8回実施し、総額約2億4,200万円の経済的支援を実施してまいりました。

今回の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策事業の内容につきましては、先ほどの答弁のとおり、国からの正式な通知を待って、改めて様々な観点から検討いたしますが、物価高騰に対する生活者支援は大変重要であると認識しており、必要な対応を実施してまいりますので、御理解願います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず柿の木や栗の木、これに対する個人の補助金は今自治区の区長さんたちに説明したとおり、そこで話し合ってもらって、またそこからの要望で進めるといような姿勢だということですが、それで間違いないですよ。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、再質問にお答えをいたします。先ほどの町長の答弁でありましたとおり、現在集落を対象とした未利用果樹木伐採事業、今年度につきましては緊急対策ということで、さらに予備費充用させて実施いたしました。集落を対象とした伐採事業で今後も進めていきたいということで考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今回町からのアナウンスというのはあったんですか。そういう事業をやりますよというアナウンスは、町民に対してあったのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 事前の事業実施のアナウンスについてですが、通常行う事業につきましては、前年度に要望調査ということで、要望のほうを取りまとめさせていただいております。

また、今年の10月の緊急対策事業についても、各自治区町にこういう事業があるので、要望がある自治区については申請をしていただきたいということで、文書によって事前に周知をさせていただいたというところがございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今私が聞いているのは、町民に対してアナウンスはあったのかどうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 今回の町民に対してということでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、町で集落を対象とした未利用果樹木伐採事業を実施するということで、集落の代表である自治区長の皆さんに周知をさせていただいたということでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その話、正直言って私のところには届いていない。緊急に行われたのはいいと思うんです。それは非常にタイムリーなやり方だと思うんですけれども、やはり回覧でもいいですから、町民に対してこういう事業をやりますよというアナウンスがあっ

てもよかったのではないですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 回覧などでもう少し広く周知してもよかったのではないかという御質問でございますが、これまで町では自治区を対象とした事業に対して要望をとる際には、基本的に自治区長さんに対して要望のお願いをしていたということが基本だと思います。ただいま後周知の方法が足りないのではないかという部分につきましては、自治区長さんのほうに広く自治区の皆さんにお伝えしていただくようなことは、文書の中に書き加えさせていただきますことはできるのかなということで考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そういう方向でよろしくお願いをいたします。

それから私が聞いているのは、基本的に聞いているのは、個人に対しての補助制度、これはつukらないのかどうかです。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 個人に対しての果樹木の伐採への補助ということで、繰り返しの答弁になりますが、基本的原則論を申し上げますと、個人の樹木については、基本的に個人が管理する、適切に管理するというのが基本的なところなのかなということで考えております。ただし、熊対策、有害鳥獣対策については、人命に関わる部分があるということで、これは個人の対応ではなくて、集落全体に今年であれば熊を寄せつけない環境をつくるということが、町民の安全・安心を確保する上で、非常に効果があると判断をいたしました。集落の中でも歯抜けのような形で、お1人ずつ好きなように伐採するというのではなくて、集落全体として、どの果樹木を伐採すれば集落に寄せつけない環境をつくるかということが、最も我々としては必要なことだということで考えておりますので、集落を対象とした事業ということで、今後も継続していきたいということで考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 基本的な考えは私はいいと思うんです。ただ、やはりうちの玄関を開けたら熊がいたとか。あるいは、夜中にガリガリ言っている。そういう町民の声ってあるんですよ。そして、それは非常に恐怖に結びついています。その声を、やっぱり町として取り上げる。私は、区長さんに対してしっかり説明するのは、それはすばらしいと思うんですが、それだけでなく、そういう声を逆に区長さんにフィードバックしていくという作業、こういう丁寧な町政運営も必要ではないかなと思って提案をさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。今年については、議員も御承知のとおり、相当の数の出没目撃情報が町に寄せられております。目撃情報、出没情報が寄せられた際には、町の専門員、あるいは猟友会の皆さんに御協力いただきまして、連絡あればすぐ迅速に現地を確認して、どのような環境の場所に出没したのかということ、まずは現地を確認します。その中で、当然今年であれば、10月以降栗の木、柿の木に出没が相当あったということで、そういった緊急対策をやらせていただきましたが、その際には、現地を見た中で、所有者の方に柿の木は収穫しないのであれば、早急に伐採してください。あ

るいは伐採できなければ、集落の未利用果樹木のほうで要望してくださいというようなことも、併せて状況によっては声がけをさせていただいております。そういった意味では何でしょう、見て終わりではなくて、どうやったらその後の出沒がなくなるかというのも現地で確認をさせていただいているということでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私のところにも連絡をいただきましたけれども、やはり基本は今おっしゃったように、区長か、あるいは僕は役場のほうにまず連絡して相談してみてくださいという話をしたんですけれども、そのときに専門員とか猟友会の皆さんが駆けつけて、状況を把握するというのは全くそのとおりのことです。ただこういう事例もあるので、参考のために御紹介いたします。

山形県白鷹町、熊対策で補助金を出して柿の木の伐採を進めているんだそうです。今年度は既に100本以上を伐採し、年度内にさらに20本ほどを切る計画を立てているということです。これは自治区か個人かよく分からないので、もう一つ例があります。山形県鶴岡市、1本当たり上限2万円の補助金を予算化し、13本分の枠を設けたが、希望者が殺到して、熊対策の財源としてふるさと納税で寄附を呼びかけた。返礼品はないが、11月下旬までに89万円が寄せられたというような報道もございます。これ今日の新聞です。自治区を基本にするのはもちろんなんですけれども、そういう個人の申出、これを言うことを聞けではなくて、やっぱり生かして、町民の皆さんの安心・安全に寄り添う形で、今後も進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではお答えいたします。近隣の会津管内の市町村でも個人が所有する未利用果樹木への伐採の補助を行っているところも承知はしております。今回、町で未利用果樹木伐採、集落単位で推進しているということ为先ほどから答弁申し上げますが、ほかの自治体で個人に行っている補助は、当然補助率10分の10ではございませんで、上限額もあります。町の未利用果樹木伐採事業で取り組んでいただきますと、基本的には10分の10、個人の負担がない、集落の負担がないという事業の枠組みでやっておりますので、できればそちらのほうでやっていただいたほうが集落としての負担、あるいは個人としての負担も大きく軽減できるのではないかなということで考えております。

また、これまで未利用果樹木伐採事業、幾つかの集落で実施してまいりましたが、実施後の集落の方の声をお聞きしますと、やはり集落全体へ出沒が劇的に減ったと。集落として安心して暮らせるという声も多く聞かれておりますので、やはり個人だけではなくて、集落単位での伐採を推進して、集落の皆さんの安心・安全を確保していきたいなということで考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その内容についても私も存じています。ただ集落が一斉にというわけにはいかないですね。やはりある意味では順番待ちみたいな感じで。そんなに今年のことは今年というわけにはいかないものですから、その間のやっぱり町民の皆さんの安心・安全その辺を考慮した調整・運営をぜひお願いしたいと思います。

次に、サルパト手当とか捕獲報奨金の見直しについては、今最終的な調整を行っている

ということで、私もその後どうなっていくのかと、それを注視したいと思います。

サルパトなんですが、意外と知らない方が多いんです。ただパトロールしているだけじゃなくて、前もここでちょっとお話をしたことがあるんですが、非常なリスクも負っています。前に私の経験をお伝えしましたよね。猿の反応が非常に強かった。それで歩いて、それを状況確認しようとしたら、クルミの木の下でパキパキ音がすると。よく見たら熊が座ってクルミを食べていた。その距離は15メートルもなかったということ、この前にお話ししたと思うんですが、本当にそういう状況に遭遇するということはまああることです。ですから、町民の皆さんはよく言われるのが、ただ車に乗って走っているだけだろうと。もっと取らせろみたいな話がよく聞きますが、そういう状況なんだということをやはり私はこの場で町民の皆さんにお知らせしたいというふうに思います。

この手当なんですが、いろんな手当があるんです。この町も出しています。それはもう重々承知しております。ただ、最近の流れ、やっぱりテレビであれほど報道されたこともあって、非常に危険が伴うんだという認識が、駆除に関して広がっておりまして、結構調査をしたマスコミがあるみたいで。例えば、もう既に経費手当を増額したんだというところは調査の2割の自治体に及びます。南会津町は日当9,000円を1万円に上げる。捕獲報奨金も1万8,000円から3万円にすることなどを検討しているというようなことです。ちょっと前後しますけれども、熊の捕獲に関わっていらっしゃる、新潟県湯沢猟友会の狩猟歴50年の方の声を御紹介します。「熊は他の動物とは違う。襲われたら人の顔がなくなる。シカやウサギを捕るのとはわけが違って、熊は別格。命がけだ」。やっぱりこういう活動をしていらっしゃる皆さんに対して、その活動を私は評価をするという意味で、ぜひそれを生かしていただきたい。さらに、緊急銃猟が始まるんです。これも恐らくやる方向でいらっしゃると思うんです。緊急銃猟はわなに入った熊を撃つだけではないんです。野に放たれていると言うか歩いている熊、それを捕獲します。ですので、非常に参加される猟友会の皆さんにとってはリスクを負うこととなります。花巻では緊急銃猟などの捕獲への補助金を新設したそうです。1回出動で1人当たり1万円、これは出動手当です。熊1頭駆除で1人当たり3万円、これは成功報酬だそうです。熊出没情報があった際の熊追い活動や警戒パトロールで時給2,000円、単純には比べられませんけれども、西会津もかなりいろんな手当を出していますので、やはりこういう緊急銃猟の場合、やはりリスクは格段に上がるんだということを御理解いただきまして、今後の手当等々の見直しについて、やはり検討をいただきたいと思います。

緊急銃猟については1月ですか。はっきりさせるということなんですけども、一つ要望なんです。これはもう質問してもしょうがないので。やはり何かあった場合、参加した猟友会に責任を負わせることはないのか。これが実は皆さん一番心配しているところです。刑事責任、それから行政処分の問題、前に北海道でありましたよね。これは具体的に言うと、ちょっと差し障りがあるかもしれませんが、結局参加された猟友会の方、発砲された猟友会の方が刑事責任を問われる。行政処分をされるということがありました。今最高裁で、それに対して裁判が行われております。こういうことがあっちゃいけない。大体猟友会って、皆さん意外と町民の方が勘違いされているんです。熊とかイノシシを捕るための団体だというふうに勘違いされるんですが、本当は趣味の団体なんです。銃でカモ

とか、それから小動物を撃って、それをみんなで食べたりして楽しむ。そういう団体です。ですから、本来は対熊とか、対イノシシに対する団体ではないんです。だから、その辺やはり緊急銃猟については、特に熊です。正直言って、足が震えるぐらいのリスクを伴うんだというところでの評価、やっぱりお願いしたいなど。そして、やっぱり発砲命令を下すのは町ですよ。私そう認識していますけど、それでよかったでしたっけ。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 緊急銃猟の実施の判断は、市町村長になります。市町村長が現場の職員に委任をすれば、現場での発砲の指示は現場の責任者職員がやることになります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうなんです。発砲命令を下すのは、やっぱり町の、最終的には職員という形になります。もちろん町長の命を受けて。こういうときに、やはり町が責任を持つ。そういう姿勢で今後1月に緊急銃猟についての方針が出てくるとお思いますので、それに生かしていただきたいとお思います。

それから緊急銃猟、皆さんテレビでよく御覧になっているように、さっきも申しましたが、その辺にいる熊を相手にします。ですので、テレビではよく銃で撃ったり、あるいは吹き矢、麻酔、これらを使うことになりますけれども、西会津は残念ながら麻酔とか吹き矢というのは、今のところはあまりないようです。やはり簡単に言いますと、そんなに銃って当たらないんです。例えば、これ何かを御覧いただくと、これ50メートル先の的に対して、この的に対して、座って座布団みたいなものがあるんです。そこに置いて撃ったとき、それから一部立って撃ったときの的。この辺に当たっているのは、座布団に座ってよく狙って撃つやつみたいです。この辺のやつが立って撃つやつです。簡単に言うと、黒いところに熊の頭が大体あるんですよ。そうすると、外れているということなんです。ですので、そんなに簡単に当たらないんです。こっちは、ライフルです。これはスコープ付きのライフル。よく見ると、黒の中に全部大体当たっていますよね。これが100メートル先の的。ですので、やはり特別な訓練を積まないと、当たらないんだということ。したがって、やはりこれは練習が必要だ、組織的な研修が必要なんだということです。先ほどそれも含めて検討すると、その費用も含めて検討するということです。ぜひやはりある程度の研修費見込んでいただきたいとお思います。射撃場を使うのに1時間1,000円、1人かかります。会津ですと、大体それが半額だそうです。一番大きい費用は、ライフルの弾。これが1発700円です。ただ、700円といっても、店によって、地域によって違うんだそうです。これは警察で使っているライフル弾と違うというのは分かりますよね。表面が潰れてダメージを大きくさせるやつです。

それから、このでっかい穴、これがスラッグ弾って言うやつです。これですと、1発300円です。50発ぐらい大体撃つと仮定すると、金額お分かりになると思います。万単位でお金がかかります。やっぱりこの辺の補助もお願いしたいなというふうに思います。ある自治体では、検定制度をつくっているみたいです。つまり、50メートルのところスラッグ弾を撃って、5発中この黒丸に2発当たれば検定合格ということで、緊急銃猟に参加できるというような検定制度をつくっているところがあるということです。これはテレビでやっていました。ですので、この経費もぜひ。あと、軽トラックも検討、対応するというこ

とで。あとは熊スプレーや盾という問題では、これは私、前に下野尻で熊が出没して、村の中を歩いているというときに、町の農林振興課の職員が出動していただいたんです。そのとき持っていたのがさすまたです。さすまた2本だったかな。やはりちょっと手薄かなというふうに思ったものですから、盾とそれから、これ私のなんですけど、これが熊スプレーです。アメリカ製です。金額は1万4,000円、ただもう4年たっていますので、使えるか使えないか分からない。ないよりはいいかなと思って、持っているだけですけど。やはり効果があると。これについては、日本でもいろんなの売っているそうです。ただ催涙スプレーが入っているやつがあるのだそうです。それは、熊にはあまり効果がない。ですので、やっぱりアメリカの環境保護庁の認証基準に基づくもの、これをぜひ仕入れていただきたいと。EPAだそうです。アメリカの。これは、最低でもやっぱり1万4,000円するんだそうです。今値上がり中です。なかなか手に入らない。全体として、答弁は非常に私は積極的だなというふうに評価いたします。ですので、このぐらいにしたいと思います。

ただ最後に、こういう声があります。熊駆除は好きでやっているわけではない。西会津町でもみんな熊への対応で疲れ切っている。私一応端くれなんですけど、10月、11月、この2か月で出勤回数が40回を超えています。もう朝早くから寝不足でやっています。ですので、これが私たち現場で熊のおりを運んだりしている人間の偽らざる気持ちだと思います。とにかく今年は疲れ切っている。それをやっぱりどっかの副議長みたいなこと言わないで、評価していただきたいと思います。

第1点目の質問は以上です。次の質問に移ります。

これからということですよ。経済対策は。一つ今話題の話を知りたいんです。これは、私も質問の中で触れておりますけれども、おこめ券をどうするんだと、商品券です。町としては、どういうふうに考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。今国の補正予算で、審議に今日から入ったというようなところで、今日ニュースで拝見いたしましたけれども、事前に政府が考える内容について、お示しがされているところがございます。議員の申出のとおり、その中には例としまして、おこめ券というようなところが記載されているところがございます。国の通知です。例えばこういうのだというような例も一つ一つ検証しまして、本町のやるべき内容というのを策定していきたいということで考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今までいろんなところで、市町村独自の経済対策って行われてきましたけれども、というか、そういう報道がいっぱいあるんです。町では、そういう検討はあらかじめと言いますか、されてはこなかったのかどうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 小林議員のただいまの質問についてですけれども、正直言って国の補正予算で、今重点交付金というのは、これから国会で審議されてそれが今日から始まったということで、まだ正式決定になったわけじゃないですけども、今国・県からはそういった方向があるよということで準備をしておきなさいという、そういった指示があるわけですけども。

それが、先週の末くらいに今来た状態です。

○議長 副町長、もうちょっとマイクを。

○副町長 そういった状態ですので、今各課で自分の課として、どういったそういう支援策、交付金の充当の仕方があるかというのはまず検討していただいて、それから各課から上げてもらったものを全体の中で検討して、町としてどういうふうにやっていくかというのは、これから決めたいと思います。議会終了後にそういったことをやっていきたいというふうに考えております。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 確かに順番としてはそうなると思います。ただ、今いろんなところで話題になっているおこめ券、どうも経済対策としては筋が悪いという報道がされています。例えば、皆さんも御存じですよね。大阪の二つの市長さんがあれはやらないというような表明をされました。おこめ券は500円で440円分のお米しか買えない。おこめ券に限らず、プレミアム商品券や電子クーポンの配布、食料品の現物支給など、自治体の判断に委ねられているということで、12%の手数料が引かれてしまうんだと。それを、やはりこの人は市なので、市長なので、市には皆さんに少しでも多く配布したいというようなことです。市民の皆さんに1円でも多く届ける。それを重視するんだそうです。キヤノングローバル戦略研究所の山下一仁研究主幹は、「おこめ券は発行するJ A全農や全米販、これは全国米穀販売事業共済組合だそうです。これにマージンが払われる。米を高値のまま売り払えないので、露骨な利益誘導に使われているのではないか」という意見もございます。さらに、テレビでいつも元裁判官の方で八代弁護士、この人が言っていたんですが、米価が5キロ平均4,300円で高止まりしている原因について、中間の流通業者が高く仕入れてしまったお米を今売り控えていて高止まりしている。おこめ券を使って需要を増やす方向になると、高止まりしているお米の価格を支えることになる。つまりお米を下げないような、狙っている方向と政策が真逆だというような指摘もございます。やはりあまり経済対策としても、12%、初めから引かれてしまう。これは今まで西会津町というのは、大体町民に届くのが例えば5,000円とか、そういう商品券だったと記憶していますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。議員おただしのとおり、これまで5,000円、6,000円という額面の商品券をお渡しして、その金額が使えるという内容でございました。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはりおこめ券12%最初から引かれているというのは、どうも町民の皆さんにとっても筋が悪い。さらにこの町で、おこめ券が使えるところって限られてしまいますよね。そういう意味でも、また政策として筋が悪い。どうなのでしょうね。やっぱりおこめ券、これからやらないというふうに考えている自治体どんどん増えると思います。この辺もお考えの上、今後どういう政策を取っていくのか、検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 お答えしたいと思いますが、そういった御意見等も踏まえて、役場内部で十分こういう重点交付金についての交付内容を決めていきたいというふうに考えておりますの

で、御理解いただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ぜひその方向で御検討いただきたいと思います。

今回は熊対策、そして経済対策、二つ質問をさせていただきました。正面からの御回答をいただきました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。(16時19分)

令和7年第6回西会津町議会定例会会議録

令和7年12月9日(火)

開 会 10時00分
散 会 15時58分

出席議員

1番	渡部 佳菜子	5番	小林 雅弘	9番	三留 正義
2番	仲川 久人	6番	荒海 正人	10番	猪俣 常三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞継	11番	青木 照夫
4番	上野 恵美子	8番	伊藤 一男	12番	武藤 道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友喜	建設水道課長	石川 和典
副 町 長	大竹 享	教 育 長	五十嵐 正彦
総 務 課 長	伊藤 善文	学校教育課長	佐藤 実
企画情報課長	玉木 周司	生涯学習課長	長谷沼 充伸
会計管理者兼町民税務課長	渡部 栄二		
福祉介護課長	船橋 政広		
健康増進課長	岩 渕 東吾		
商工観光課長	齋藤 正利		
農林振興課長	小 瀧 武彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博文	議会事務局主査	大崎 友梨
--------	--------	---------	-------

第6回議会定例会議事日程（第5号）

令和7年12月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 荒海 正人 | 2. 秦 貞継 | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 三留 正義 | 5. 青木 照夫 | |

○議長 おはようございます。

令和7年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、おはようございます。6番、荒海正人です。

私からの一般質問といたしまして、結婚に向けた支援の在り方について、1点お尋ねいたします。

現在、本町のみならず全国的にも、経済的な理由やライフスタイルの多様化などにより、若者が結婚へ踏み出しにくい状況が続いております。また、結婚を望みながらも、その第一歩を踏み出せずにいる若者が少なくないという現状も見受けられます。

結婚は単なる個人のライフイベントにとどまらず、若者の定住や次世代の育成など、地域社会の基盤づくりでもあると考えます。町の持続可能性を高める上でも、より主体的に取り組むべき分野であると考え、今後の効果的な施策展開につなげることを目的とし、質問いたします。

まず一つ目、本町が進める結婚対策は、将来的な定住促進や出生数の確保につながる重要な人口対策の一つであると考えています。

若者の町外流出や出生数の減少が続く現状を踏まえ、結婚対策をどのような位置づけで捉えているのか、どのような考えで事業展開がされているのか、お尋ねいたします。

二つ目、現在、町の施策として、県が実施していますマッチングアプリ「はぴ福なび」への登録支援や民間結婚相談所利用料の補助が実施されているところでもあります。

これまでの利用状況や事業の進捗についてどのように捉えられているのか、お示してください。

3点目、今後の対策として、人生設計を見据えた結婚支援や移住定住施策と連動した出会いの場づくりなど、新たな視点を取り入れる必要があると考えます。

こうした切り口による事業展開について、町の見解をお尋ねいたします。

以上の点について、答弁をお願いいたします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 6番、荒海正人議員の結婚に向けた支援の在り方についての御質問にお答えいたします。

最初に、1点目の町が取り組む結婚支援対策の位置づけと方針についてであります。議員おただしの人口減少対策には、社会全体で同じ方向性をもって取り組むことが必要とされる出生数の増加を目的とする自然減対策と、転入数の確保及び転出数の抑制を目的にそれぞれの地域がその特性を生かし取り組む社会減対策があり、結婚支援対策については、結婚の先にある出産も想定していることから、大別すると自然減対策の一つと認識しております。

次に、その方針につきましては、地域における人口減少を改善していくためには、その地域に住みたい、住み続けたい、住み続けられると感じていただける環境整備が必要であります。

町では、結婚や子どもを産み育てることに夢や希望、喜びを感じられる人間性の育成支援なども含めた自然減対策と、住環境や生活環境の改善などの社会減対策、そして双方に効果が期待できる子育て支援や教育の振興、産業の振興や就労環境の整備等が相乗的に効果を発揮し、選ばれる町としてさらなる魅力の向上につながるように、結婚支援・少子化対策の事業連携推進会議による全庁横断的な対応と、町民有志との協働による婚活イベントの開催など後継者対策実行委員会による事業に取り組んでいるところであります。

次に、2点目の補助事業の利用実績についてであります。議員おただしの福島県が運営するマッチングアプリ「はび福なび」の登録件数につきましては、事業開始以来7件となっており、昨年からは県の出張相談会を開催し、利用の促進に努めているところであります。なお、民間結婚相談所登録利用料の補助実績はありません。

押し並べて、結婚支援対策の対象とされる方には、自らの主体的な行動を控える傾向が見受けられることから、その特性を踏まえた対応が必要であると考えております。

次に、3点目の今後の対策についてであります。今ほど説明いたしました支援対象者の特性を踏まえて、結婚を望む2人の間を主体的に取り持っていただける「結婚世話やき人」の確保と育成、後継者対策実行委員会への支援、企業や事業所への協力依頼等を進めていくこととしております。

さらに、議員おただしの内容につきましても、人生や生活の全てにおける多様性の尊重にも配慮しながら、有効な方策について調査・研究してまいりますので、御理解願います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 順次再質問させていただきます。

まず、再質問に当たって、町全体の問題意識であったり、これまでの事業運営について再質問させていただきたいなと思ってます。

今ほど福祉介護課長から御答弁いただいたとおり、結婚対策といっても結婚だけでなく多岐に課題が広がっているということでいただきました。社会減対策でもあり自然増対策でもあるということで御答弁いただきました。

その点について、具体的な質問に当たらせてもらう前に確認させていただきたいのが、まず転出者数になるかと思いますが、若者の町外流出の数についてはどのように捉えられていらっしゃるでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

若者という定義が少し曖昧なところがありますので、町のデータブックの数字ということで転出転入ということで御答弁させていただきます。

令和5年度の数値となりますけれども、まず1年間に転入された方が118名、転出された方が142名、差引24人の減ということになっております。ちなみに、この内訳でございますが、男性が6人減、女性が18人減ということで、女性のほうが12名多いような状況であります。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 あわせて、自然増対策でもあるということでありましたので、出生数の人数についても、令和5年度6年度ベースで構いませんので教えていただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 出生数と死亡数の差引ということで、データブックの数字で御報告をさせていただきます。

令和5年度であります。出生数が19人、死亡数が133人で、自然減は114人ということで、この内訳につきましても、男性が62名、女性が52名ということになっております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 西会津町の主たる課題として人口減少ということで長年言われている中で、今、数値的にも確認させていただきましたが、年々減少傾向にあるということは、やはりこの数値だったりこの傾向を問題意識として、結婚対策に当たって取り組んでいかなければいけないことだろうというふうに考えています。この考え方に基づいて、再質問のほうも深掘りさせていただきたいというふうに思います。

次に、今ほどあったように、結婚対策がそれこそ結婚だけの話じゃなくてという話の流れで言ったら、もちろん福祉介護課で今、主管課ということで対応されていますけども、福祉介護課だけで完結できる問題ではないということでもあります。

最初の答弁でもありましたとおり、関係各課連携して、事業連携推進会議を設置して、全庁横断的な対応が取られてるということでありましたが、もう少し会議の内容について、どういった点について協議されているのか教えていただきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

事業連携推進会議の連携の内容ということでお答えをさせていただきます。

まず、会議の場としては、情報あるいは認識の共有の場というふうに捉えているところであります。

例えるならば、総合計画が例えるとして一番いいものだと思うんですけども、それぞれの分野において、それぞれの担当課が設定した目標を達成するためにしっかり取り組むことが一番大切なことであって、その取組状況であったり、あるいは取り組む上での認識をそれぞれが共有をすることが一番大切なことかなというふうに考えておりますので、事業連携推進会議の中では、そういったことを意識しながら進めているところであります。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 情報認識の共有の場ということで、その点は本当に前提条件をすり合わせるだったり、今、町の現状どうなってるのかという部分に関してはかなり重要な部分だと思います。

あわせて、それぞれ課題があって人口減少に至ってるということ踏まえると、やはりそれぞれの事業がどれだけ進んでいるのかと。減少対策を止めるという話だったら、それぞれの事業がどれだけ効果的に機能してどれだけ実績が組まれているのかみたいな話も共有いただく必要があるのかなと思っています。

そういった部分で、事業連携推進会議の役割として、事業の進捗だったり全体の問題意識を共有しながらも、それぞれの個別事業に関しても全体で見ていく場でもあるべきのかなと思うんですが、その辺りの会議の運営に関して、それぞれの事業検証等もされていたりするのかなという部分についてはいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 会議において、そのようなそれぞれの取組の事業の実績の検証というようなことまではしてないわけなんですけれども、一つやはり繰り返しになりますけれども、また総合計画の話をさせていただいて恐縮なんですけれども、1回目の答弁の中で、やはり町の魅力を総合的に向上していくのが一番だと考えております。それを具体的にしたものが総合計画だと思います。なので、総合計画、それぞれ分野、多岐にわたっておりますけれども、それぞれの担当課がそれぞれ定めたものを目指して取り組んでいく。それぞれKPIってには言わないのかもしれないんですけれども、そういった定められた目標、目標の中には取組の回数だったり参加者数だったりを定める取組の指標と、あと、その取組が複数重なって求められる成果というようなものがあると思います。それをいわゆる成果指標って言うのかもしれませんが、まずは取組の指標をクリアするようにそれぞれの課が取り組んで、その先にある求める成果の指標も達成されることが一番だとは思いますが、そういったことまで会議の中では評価検証はしておりませんが、しかし、町全体としては総合計画の策定委員会、その他の会議で検討をしているというところで理解をしているところです。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 今ほど総合計画の話も出していただきましたけども、結婚対策の点については福祉介護課が主管で取りまとめた子供・子育て支援事業計画の中にも、未婚化晩婚化の原因は経済状況や雇用状況が不安定であるということであったり、あとは中高生の教育だったり体験活動の機会を提供するということが明記されています。

課長が言われるところの、それぞれの役割分担で進めていくというのはそのとおりだと思います。共通認識をつくるということもそのとおりだと思う一方で、やはり個別具体的なとか、今課題として人口減少というのがあって、じゃあそのために社会減を減らす、自然増を増やすという数値的な目標も最初の再質問で答えていただいたとおりあるという中で、やはり一つ一つ検証していかないと。それこそ福祉介護課だけで頑張っても難しい。全体が同じ意識で、しかも実績も伴っていかないと結果が生まれないというのがこの結婚対策の一つかなと思ってんですけど、その辺りの認識についても、もう一回確認させていただきたいんですが、いかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 認識の共有というところで、これも例え話になるかもしれませんが、結婚支援の担当課である福祉介護課としては、いわゆる結婚を意識した出会いの場というのを多くつくっていきたいということで活動をしているところです。

一方で、結婚を意識しない自然な出会いの場というのも社会の中には数多くあります。そして、現実的にそういった場で結ばれる方も数多くいます。

町がそれぞれ主催するような会議、あるいは協議会イベントなどもそういった機会にな

り得る可能性がある。最初っから否定する、そういう会議じゃないからというようなことではなくて、全ての町の取組が会議を含めてそういったものにつながる可能性があるということで認識を共有して取り組んでいるというところでもありますので、認識の共有はされている。ただ、事業の評価という部分をその会議でしているかという、現状はしている状況ではありませんが、それぞれの事業の評価は、やはり繰り返しになりますけれども、総合計画の策定の過程において町の取組の評価をして、それでその先、じゃあどういふふうに取り組むのかというような見直し、あるいは継続、あるいは拡充、拡大、新規というようなもので取り組んでいくようにしているわけですので、そういったところを含めれば十分、会議ということでは完全に進んでいるわけではないのかもしれませんが、町の取組全体としてはそういったところで評価検証も兼ねて、あるいは連携も兼ねて進めて、確実に進んでいるものと認識しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 共通認識をつくりながら進めていただくということに関しては、そのとおりでと思います。

結婚支援もそうですけど、子育て支援の中でも、やはり今の社会が変化していった結婚もできない、結婚がされないような環境になっている。その原因の大半の部分が結婚だけの問題じゃないということがかなり書かれていますので、やっぱりその辺り共通認識を持ちながら、事業進捗に関してはそれ以外のところでもやられてるということでありましたので、その部分の事業評価に関してもぜひ深掘りしていただきたいなと思います。

結婚できる環境をつくるという上では、やはり結婚対策ばかりやっても難しいというのが町でも認識してるし全体でも認識してるんですけども、そこが難しいところでもありますので、その辺り所管課として意識高揚も含めてと言ったらすごく差し障りのない話になるのかもしれないですけども、お願いしたいなというふうに思っています。

あわせて、ちょっと次の内容に移らせてもらいますが、この、こと結婚対策に関しては、今の結婚支援の対象世代というのが当初結婚支援をやり始めた頃から世代がどんどん変わってきていると。また、社会的に、例えばZ世代とか、あと結婚観、恋愛観みたいな話で言ったらかなり大きく変わってきているというふうに言われていますけども、そういった価値観が変わっているというものに対して、結婚対策においてはどのように対応されていらっしゃるのでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 対象者の価値観の変化にどのように対応しているのかというような御質問です。

まず、価値観あるいは考え方というのは多種多様になっていると感じておりますけれども、しかし一方で、町が取り組む、例えば実行委員会で企画するイベントにお集まりいただく方というのは、やはり出会いを求めているという、そこは共通でございます。

そういった点を踏まえて、じゃあせつかく集まってきた人がしっかり出会い、そして結びつくようにというような観点で考えております。

今実施しているのは、やはりそういった機会があったとしてもなかなか自分をうまく表現できなかつたりするケースもございますので、相手にどのように伝えるのか、雰囲気

伝わるのか、あるいはしっかり言語化するのか、そういうのを自分磨きとか自分分析とか、そういうふうに表示するのもかもしれませんけれども、そういった部分をしっかりイベントに絡めて取り組んでいけるように深めていけるように、参加者が深まっていくように取り組んでいるところであります。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 やはり価値観が変わってきているというのも各種調査でも出ていて、例えばマッチングアプリの話で言ったら、自分らが学生ぐらいの時代のときはマッチングアプリで出会うなんてというのがやっぱり社会の共通認識だったと思うのですが、今となっては、結婚される方の4人に1人がマッチングアプリで出会われているという話だったり、あとは民間の調査だと、多様性や個人、結婚するということの社会の中での考えというよりは、ある種、今の若い人たちに関しては自分の中のライフスタイルに合わせて結婚するしないとか、結構ただただ恋愛から発展して結婚とかそういう話ではなくて、自分がどう生きたいか、どう人間として生きたいかみたいところから結婚を探るというのが結構出ているという中で、やはり事業の内容としても変えていかなきゃいけないんだろうなというふうに思ってます。

町としても、マッチングアプリだったりを導入するというか、そこに対してフォーカス当てながら対策もされているので、そういった価値観が変わってきているというところに関して、今までのやり方をベースではなく、やはり今対象者となっている方たちの価値観ベースで、事業運営を引き続きやっていただきたいなというふうに思ってます。

次に、個別事業ということで、先ほどもはび福なびだったり結婚相談所の補助とかの話で御答弁いただきました。その点について少し再質問させていただきますが、マッチングアプリに関しては事業開始以来7件ということと、あと、結婚相談所の登録料補助に関して、結婚相談所のほうは0件ということで、せっかく事業立てしてるので、やはりもっともっと使ってもらいたいなというふうに思うのですが、今後さらに使ってもらえるような手だてとしては、どのような形で考えられてたりしますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、最初の答弁でも申し上げましたとおり、はび福なびにつきましては、活用いただける方が増えるように県の出張相談会というのを開催しております。令和6年度から開催しておりますので、やはりいろんな話をよく知っている職員の方から聞くと、登録に結びつくというようなケースもございますし、そういったものを契機として自分が動き出すというようなきっかけづくりにもなりますので、そういったところは継続していきたいと考えております。

もう一つ、やはり最初の答弁で申し上げたとおり、自ら主体的に動いていくというのがちょっと苦手な人が多いと感じております。やっぱりそこは当然ながら我々も後押しをする必要がありますけれども、身近な御両親、一緒に住んでおられる、もしくは離れて住んでいるとしても背中を押してあげることができると思いますので、親の世代にも伝わるような情報発信の仕方、町としてはやはりケーブルテレビが一番そこは有効なのだろうというふうに考えておりますので、ケーブルテレビを有効に使って親世代へ情報発信をさらに

強化していきたいなというふうに考えているところです。

○議長 介護福祉課長、マイクをもうちょっと近づけてください。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 この結婚対策に関しては、先ほど答弁の中で、自然とというか普通にというか、社会の中で出会われて、町の支援を必要としなくても結婚されている方がいる。そういった方は全然それで構わないし、そうじゃない方に対してどう支援するかというのが町の結婚支援の主たるターゲットになる方だと思っているのです。

結婚したくないという方は別として、したいという方に関しては、やはりどんどんこちらからアプローチしていかなくちゃいけないと思ってまして。要は結婚支援って平たく言うと、町を挙げて結婚するようにおせっかいをするということだと思ってるのです。

ということは、やっぱりある程度こっちからアクションを起こしていくということが必要で、先ほど言われたような相談会みたいな形だと、どうしても受け手になっちゃうんじゃないかなって思うのですが、もっと前のめりにやっていける方法というのは考えられていないのか、その辺りの攻め方ということに関して、どのように捉えられていますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まさにそこが課題だと考えておって、1回目の答弁でも申し上げましたが、やはりそういったなかなか主体的に動きにくい方同士を主体になって結びつける役割、本当に少しおせっかいなのかもしれないですけども、結婚世話やき人さんをまさに町民の皆さんからも、そしてもしかすると我々職員からも、そして議員の皆さんからも、そういったことで出て積極的に御活躍いただける、ちょっと使い古された言葉かもしれませんが、オール西会津でそういった活動を推進していければ、また改善につながる、光明は見えてくるのかなというふうに考えているところです。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 今おっしゃったように、やはりオール西会津という形をどうつくっていくかということが大事です。

その話で、最初の答弁でもいただきましたように、結婚世話やき人という話も出されましたけれども、我々も登録していきましようところで呼びかけるのもあれですけども。とはいえ、今、結婚世話やき人、西会津町では調べると0人ということで、そこが大事だと言ってても、今その人員がないというのが実情で。だとしたら、やっぱその人を増やさなきゃいけないという手だても考えなきゃいけない中で、どういうふうに増やしていこうって考えられていますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。結婚世話やき人をどのように増やしていく考えなのかということでございます。

まず、本当に地域の中で、そういった結婚世話やき人ではありませんけれども、昔から仲人として御活躍いただいた方おります。そして今も活動をされている方がいらっしゃいます。そういった方をまず先頭となって模範になっていただけるように、結婚世話やき人になっていただきたいということで今進めているところであります。

さらに、後継者対策実行委員会のメンバーの有志で、この冬、そういった取組をしてみようというような御意見もいただいておりますので、町のほうではそういった活動が活発に進むように支援をしていく考えであります。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 オール西会津と言いましたけども、これもちょっと話が戻るようなことになりますけれども、役場の中でもやっぱ共有しなきゃいけない話かなと思って。こういった結婚世話やき人、数を増やしたいんだみたいな話で言ったら、事業連携推進会議の中でも協議していただければなとも思ってますし、協議すれば、例えば商工会でも協力してもらえないか、学校の中でも協力してもらえないか、そういった話題の広がりも出てくると思うのですが、そういった話とかというのも、これまで推進会議とかの中で話し合われてたりするものなのではないでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

推進会議の中で、個別具体的に結婚世話やき人についてそのような話を深めた経緯はありません。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 であれば、今後会議を持たれる際に協議事項というか、ぜひ話を広めていただきたいという、共通認識もそこにつくっていただきたいと思うのです。

あわせて、冒頭私のほうから提案させてもらいましたけれども、人生設計を見据えた上での結婚支援だったり、あとは移住定住に絡めながらの結婚支援というのも、他の自治体ではぼちぼちと実績が上がってきている事例でもありますので、調査研究していただきながらもということが大前提とはなるのですけれども、ぜひそういったところを福祉介護課発信で庁舎内の中でも広めていただきたいというふうに思ってます。

最後の話になるのかもしれませんが、そういった個別具体的なアイデアだったり事業案件というのも、全体の共通認識づくりの中でぜひ話していただきたいというふうに、最後これだけちょっと確認させていただきたいというか、今後の進め方について口出すようであればですけども、ぜひそういった案件を出していただきたいということをちょっと最後見解いただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

事業連携推進会議の中で、これまでそういったことについてはやはり最初に答弁いたしましたとおり、情報あるいは認識の共有というようなことを優先させていただいておりましたが、今後につきましては、そういったことも含めながら、アイデア出し、アイデアを出してくるところは多いほうがいいわけであって、そういった観点も含めれば、いろいろな視点でアイデアを出していただいて、会議の中でもんでいければいいのかなというふうに考えております。

そして、最後というか一つ付け加えておきたいのは、やはりこういった議論をする中で、結婚が当たり前とか、お子さんのいる家庭が当たり前とか、そういったことが当たり前というようなことが前提になってしまわないように、最初の答弁で申し上げたとおり、やは

り人生あるいは自分のライフスタイルの選択をする上では、多様性の尊重が一番重要であるという点がございまして、決して我々が今議論をした内容にそぐわない考えの方を悪者とかそういった雰囲気にならないように、我々も注意しながら全体的に取り組んでいくことが必要だろうというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 今ほど課長言われたとおり、そのとおりであります。全体共有しながら、押しつけがましくなくやっていただきたいなと思っております。

ただ、結婚支援ということで、こと結婚をテーマにやられてることなので、やっぱそれに対してのどういうふうな結果が伴うのかという部分については詰めていただきたいなと思っております。それに関わらない人が駄目とかそういう話では決してなくて、ターゲットとなる住民の方たちに対してどれだけ支援していくかというところは純粋に求めていただきたいなと思っておりますので、その点に関しては課長ともすり合わせられるところだと思っておりますので、先ほど言われたように、オール役場、オール西会津ということで取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。7番、秦貞継です。

本日は事前の通告に従い、順次質問いたします。

最初の質問は、町主催のイベントについてであります。

町が主催するイベントは多種多様に行われていますが、費用対効果も含め、その結果を検証し、方向性や内容を再検討することも重要と考えます。

以下の点について、町側の考えを伺います。

一つ目として、町外からの集客イベントにおいて、参加者を増やすために重視する点は何か。

二つ目として、町主催イベントのスクラップ&ビルドは行われているのか。

三つ目として、文化と産業祭に対し、町内出店者の協力を得るためには何が重要と考えるか

四つ目として、敬老会において参加者がさらに満足してもらえるよう、内容の検討が必要ではないか。

続いての質問は、町の公共交通についてであります。

町には定時定路線バスやデマンドバスが存在しますが、高齢者や交通弱者の貴重な移動手段として果たすべき役割は大変大きいと考えます。利用者がさらに利用しやすくなるため、以下の点を伺います。

一つ目として、定時定路線バスの運行時間はどのようにして決められるのか。

二つ目として、臨時バスの運行はどのように決められるのか。

三つ目として、高齢者が乗り降りするバスにおいて、乗降口への配慮が必要ではないか。

四つ目として、全国的な人材不足の中、バス運転手の人材確保の見通しは。

五つ目として、町内イベントや健康診断時の利用など、町民がさらに利用しやすくなるよう、定期的に町民と意見交換の機会を設けることも重要ではないのか。

以上、町側の答弁を求めます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 7番、秦貞継議員の町主催のイベントについての御質問にお答えいたします。

町では交流人口の増加と地域のにぎわいを創出するため、町単独、共催、関係団体との実行委員会形式など、様々な形で様々なイベントを開催しておりますが、町主催等のイベントは、地域活性化や観光振興において重要な役割を担う活動であり、町内外の人々に西会津町の魅力を発信し、実際に体感していただく場として大変重要であると認識しております。

初めに、1点目の町外からの参加者を増やすために重視する点についてのおただしですが、主に次の4項目が重要であると認識しております。

一つ目として、効果的な広報活動の推進であります。参加者増加のためには、まずイベントの認知度向上が重要であります。ホームページやインスタグラム、XなどのSNS、テレビやラジオ、新聞などのマスメディア、県や関係団体の情報誌などでの周知が広報手段として挙げられます。

二つ目として、イベント内容の魅力向上であります。イベント内容に関するアンケート調査や関係者への聞き取り、他地域でのイベント内容の調査や日々の情報収集が重要であると認識しております。

三つ目として、地域内外の関係者との連携強化であります。ふるさとまつりやなつかしCarショーは、それぞれ実行委員会形式で運営しておりますが、ふるさとまつりの実施主体であるふるさと振興推進委員会は35の団体、なつかしCarショー実行委員会は21の団体から実行委員会を構成しており、様々な知見を有した方々の意見を反映することが魅力や満足度の向上につながるものと考えております。

四つ目として、アクセス面や来場時の利便性向上であります。開催場所について、チラシやネット上での周知、現地での案内表示はもとより、駐車スペース数の確保や当日の駐車場の空き情報の提供も重要であると認識しております。

次に、2点目のスクラップ&ビルドについてのおただしにお答えいたします。限られた予算や人員の中で最大限の効果を発揮するためには、スクラップ&ビルドの視点を持つことは大変重要であります。毎年当初予算編成時に町長が各課等の長に通知する当初予算編成方針においては、スクラップ&ビルドの視点から予算要求をすることを求めており、予算要求の段階でイベントについても創設、廃止、継続等の検討を各担当課が行っているところであります。

また、現在町では、庁議・行財政改革部会において、全課にわたる事務事業の評価・検証作業を進めており、客観的な観点からイベントを含めた事務事業の見直しを図っているところでありますので御理解願います。

次に、3点目の文化と産業祭における町内出店者の協力には何が重要かとのおただしにお答えいたします。本年開催した第40回西会津の文化と産業祭、西会津ふるさとまつりには、町内の商店や事業所、団体などから18店の出店があったところであり、参加者の満足度向上やイベントのにぎわい拡大に協力をいただいたところであります。

おただしの町内出店者の協力における重要点については、まず、出店者へのメリットの提供が必要であると認識しております。出店機会を通じて町内事業者や生産者が自身の商品やサービスを広く発信し、販路拡大を実現する場となるようにすることが必要であり、ふるさとまつりにおいては、ステージで行う出店者PRタイムを設けているところであります。

また、出店者との信頼関係の構築も重要であります。イベントの前後において、運営面での要望や改善点を把握し、互いに意思疎通を図ることで次年度以降の出店にもつながるものと考えておりますので御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 7番、秦貞継議員の町主催のイベントについての御質問のうち、敬老会についてお答えいたします。

町では、多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝し、敬老思想の高揚を図るため、毎年9月に敬老会を開催しております。開催に当たり出席者の皆様に楽しんでいただけるように、老人クラブや社会福祉協議会、赤十字奉仕団、公民館分館長などから成る実行委員会において、毎年内容を協議検討しております。

コロナ禍以前、令和元年度までの敬老会では、式典後に町内の文化団体やこども園園児等による余興を御覧いただきながら、おつまみ弁当やアルコール類も提供し、祝いの席を楽しんでいただいております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大し、高齢者や基礎疾患のある方は、感染した場合の重症化リスクが高いとされたことから、令和2年度から令和4年度までの3年間、敬老会の開催を中止としました。

令和5年度に再開しましたが、感染症への配慮があり、コロナ禍以前のように余興や飲食の提供が行えなかったことに加えて、高齢化の進行等もあり、出席者数はコロナ禍以前の500名ほどから130名程度に低下したところであります。

この間、町では敬老会に関する町民アンケートを行い、その結果を基に実行委員会で今後の開催方法等について、検討を重ねてまいりました。

実行委員会での検討を踏まえて、敬老者の皆様の健康と安全を確保しながら、これまで以上に楽しんでいただけるように、今年度から新たな試みとして、生涯学習課所管の生涯学習発表会と合同開催することとしました。加えて、運営に御協力いただいている地域の方々も含めて一堂に会して、様々なつながりを感じていただきたいとの思いから、5地区合同での一日開催としたところであります。その結果、本年度の出席者数は200名となり、好評をいただいたものと考えております。

今後につきましても、引き続き感染症に配慮しながら、敬老者の皆様、そして運営協力者の皆様が、ともにいきいきと自分らしく元気になれるような敬老会を目指し、実行委員会において内容を検討してまいりますので、御理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 7番、秦貞継議員の町の公共交通についての御質問にお答えいたします。

2番、仲川久人議員の御質問に町長が答弁いたしましたとおり、町では、利用者のニーズに対応しながら、現在ではデマンドバス、定時定路線、まちなか循環線及び野沢坂下線

の体系により町民バスを運行し、「高齢者等交通弱者に優しい運行システムの確立」「効率的な運行による環境面、財政面に配慮した運行システムの確立」及び「持続可能で安全・安心な運行体制の維持」を目標に、町民の皆さんの日常生活の足となる公共交通としての生活路線バスを運行しているところであります。

まず、1点目の野沢坂下線を含む定時定路線バスの運行時間につきましては、JR磐越西線との接続をはじめ、通勤・通学、通院や買物、公共施設利用などを考慮し、町バス交通体系整備検討会議などでの協議を経て決定しております。

次に、2点目の臨時バスの運行についてであります。6月の大山まつり期間中において、野沢駅と大久保間で臨時バスを定期運行しており、大久保行き7便、野沢駅行き6便の運行により観光客の利便性向上を図っているところであります。

次に、3点目の乗降口の高齢者等への配慮についてであります。運行する車両には、手すりや電動補助ステップを可能な限り装備しており、補助ステップのない車両の場合には、必要に応じ、折り畳み式の踏み台を備え、利用者の乗降時の安全確保に努めているところであります。

次に、4点目の運転手の人材確保についてであります。本年8月に公表された一般財団法人地域公共交通総合研究所の公共交通経営実態調査報告書によれば、「日本全国で公共交通の人材不足が蔓延し、令和5年度は乗合バスで約2,500キロメートルの路線が廃止され、令和4年度の1.5倍の規模になるなど、全国で路線の消滅が加速している」と報告されており、これまでは、路線維持のために赤字経営をどう立て直すかが課題の中心でありましたが、近年は地方だけではなく、全国規模で運転手不足による路線維持が困難になる状況にまでこの問題が深刻化してきております。

こうした中、町民バスの運行を委託する事業者においても、全営業所で同様に人材確保が大変厳しい状況にあることから、町といたしましては、町民バスの運行を維持継続するため、事業者と連携し人材確保に向け協力してまいります。

次に、5点目の定期的に町民との意見交換の機会を設けることについてであります。町民バスの利便性向上を目的に、本年4月の1か月間、利用者の皆さんに意見・要望の募集を行ったところであり、この結果、「大変助かっている」「運行を継続してほしい」「運転できなくなったら利用したい」といった意見をいただいた一方、乗り降りの大変さから乗降時の介助や、より身近な停留所の追加を要望する意見があり、その改善等に向け引き続き検討を行っているところであります。

また、老人クラブにおけるサロンなどにおいて担当職員から町民バスの利用方法の説明や相談、試乗による乗車体験を行っていることから、こうした機会を捉え、議員が提案されますように町民の皆さんの意見を把握し、より利用しやすい運行に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、通告に従い、順次再質問していきたいと思っております。

まず、町主催のイベントについてお伺いいたします。

質問の中でも挙げましたが、イベントのスクラップ&ビルドに関してなのですが、今うちの町は人口減少が進んでおりますし、いろんなイベントで町を活性化したいというの

はよく分かるのですけども、これなぜ聞いたかという、私いろんなイベントに立場上参加してるのですけど、そのたびにいろんなイベントに課長さん方が、休日が多いと思うのですけども、皆さんが出てイベントを一生懸命盛り上げようとして職員自らイベントを応援してる姿を見て、非常に何か申し訳ないというか、すごく頑張っているし、感謝しなくちゃいけないと思った分、先ほど答弁にあったとおり、やってみただけでも費用対効果や影響に関してやっぱり検証して、なくすべきものなくす。だけど、守るべきものは守る。この方向性をしっかり持つていくことが大事だと思ったので、あえてお聞きしました。

スクラップ&ビルドはその都度行っていると、事務事業の中でもやってるということだったので、具体的に、スクラップのほうだけ最初お伺いいたします。

ビルド、つくることは意外と結構みんなやりたいとかやろうというのはできると思うのですけども、今までやってきたものをなくすということに関しては非常に労力、エネルギーを使うところだと思いますので、まずスクラップも過去5年間ぐらいでどのぐらい行ってきたのか、その数字をお伺いしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 事業の、いわゆる庁議・行財政改革部会の事務局をしております総務課からお答えしたいと思います。

過去5年間のいわゆるスクラップした事業等につきましては、全部で8事業でございます。大きなものでは、いいでのつどい、奥川健康マラソン大会などが事業廃止という形にしております。

以上でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。

スクラップが、要は壊した、なくなったものに関しては8事業だということですが、これ例えば8事業スクラップしても、10事業新しいものやったのであれば、結局負担は変わらないと思うのです。そこら辺もやっぱバランスが大事だと思います。何でもかんでもなくせばというものではないですし、やはりそのイベントにかける町民の思いというものはあると思いますので、その辺をバランスや町民の声を聞きながら今後も取り組んでいていただきたいと思っておりますし、内容に関しては、こういった町の方向性、考え方、今取組をこうしている、事務事業見直ししてまますということに関しても情報発信をして、町民の皆様理解してもらうのに時間が絶対必要なのです。そのときに、今からでもこういう方向性を考えている、町はこういうふうに取り組んでいるということを情報発信しなくちゃいけないと思っておりますので、今後もそういった取組、非常に苦しいと思っておりますが、頑張りたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次の質問に移りますが、文化と産業祭です。

私もちょっと今年、大雨の中イベントの手伝いで行ったのですけども、これ出店者の募集というのはどのような形で行われているのでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 文化と産業祭、ふるさとまつりの出店者の募集についてのおただしでござ

ざいます。

ふるさとまつりにつきましては、先ほどの答弁の中で申し上げましたが、35の団体ということで、数多くの町内の団体に御協力をいただいて、それで実行委員会をつくりまして運営をしているということでございます。

この御質問に御理解いただくためには、まずその組織について御理解をいただきたいと思っておりますので、組織について御説明をさせていただきたいと思っております。

ふるさと振興推進委員会、町内の35の団体というようなことで組織しているというようなところでございます。構成員につきましては、町、JAさん、町商工会さん、森林組合さん、観光交流協会さん等の代表者が、ふるさと振興推進委員会の委員になっているというところでございます。

その下部組織としまして、企画委員会という委員会がございます。企画委員会でイベントの企画内容を実質的に企画しているというようなところでございます。企画委員会につきましては、町内の各種団体の10団体、先ほど申し上げましたJAさんですとか商工会さんですとか森林組合さんから委員が出ておられます。それから、町の関係課から7人ということで、企画委員会については17の構成員で構成されているということでございます。

さらに、その下に部門というものがございまして、具体的には、イベント部門、文化祭部門、農業まつり部門、商工まつり部門、健康福祉まつり部門、生活環境部門というようなことで六つの部門でございます。

おただしにありました、出店者の募集はどのようにやっているのかというところでございますが、出店に関わる部分につきましては商工まつり部門と農業まつり部門、この二つが関係しておるところでございまして、商工まつり部門につきましては、町商工会が幹事的な役割を担いまして担当しているところでございます。

それから、農業まつり部門につきましては、町の農林振興課が幹事的な役割で取りまとめているというところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ということは、私も見て思ったのですが、確かに入って行ってステージを正面にして右側が農作物やそばだとか、そういったものを売ってる部門があるし、左側を見ると、商工会がやってるような部門が見えるということなのですね、分かりました。

実はこれ、なぜ聞いたかということ、我々議会のほうで議会報告会を行って、町民の皆さんに意見を聞きに行ったのですが、私どもの班じゃない他班の報告書を見て私もびっくりしたのですが、これは移住者との懇談会の中で出たテーマなのですが、ふるさとまつりなのにふるさと感がないというふうなお話があったらしいのです。

うちはそばをやったのですが、雨だったというのもあるのですが、非常に西会津町ね、そばで売ってるし、西会津町の例えば振興公社でも、よりっせにもそばの出店者があるような状況で、そばとしても結局西会津町の魅力の一つとしてあるにもかかわらず、何で裏手のほうに、しかも雨の中でお客さんなかなか来ないのに、動線を引っ張るのは非常に大変だというお話を聞いたのですね。

そういったところに関しても、こういった一部の意見かもしれませんが、やっぱり西会津の魅力を発信するという点に関しては、それぞれがてんでばらばらではなかなか魅

力を、西会津のこれでというの分かるような体制というのも検討しなくちゃいけないと思いますし、ただ、お話を聞いてると、町内の事業者さんやいろんな各種団体のお話の総合的な結果として進めているものであれば、その意見をもちろん尊重しなくちゃいけないと思いますけども、私としては、そういった意見もありますが、例えばよくうちの町がお願いしてますけど、外部のアドバイザーのような方の意見を聞いて、もう一回さらによくなるような方向性が考えられないかどうかというのを検討する機会もあってもいいんじゃないのかなと思うのですが、町の考えはいかがでしょう。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

出店の配置ですとか、ふるさとまつりをよりよいものにするためにアドバイザー的な方の意見も聞いて参考にしたらどうかというような趣旨の御質問かと思えます。

そちらにつきましては、先ほど申し上げました組織、企画委員会が主に企画の内容等を検討しているところでございますので、その辺で議員の御提案の趣旨等も御説明して調査させていただきたいということで考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 くれぐれも私が言ったというよりは一提案ですので、やはり出店される方々のやる気、要はやってみたいという気持ち、先ほど答弁にもありましたけど、出店者のメリットが一番であります。

やはり出店されてる方々がやる気になる方向性が一番大事だと思いますので、そこに関しては、要らないのであれば要らないし、ただ、AIで調べたのですけども、イベント会場での配置の重要な点に関しても、やっぱり大きな意味でイベント会場全体を見る視点というのにも必要だと思いますので、そこに関しても町側で情報収集して、こういった方向性も考えられますという提案をすることも大事だと思いますので、ぜひ町のほうでも調査していただきたいと思います。

続きまして、そのイベントなのですけども、今回雨がひどかったというのもあるのですけど、とにかく雨対策ですよ。私もいろんなイベントに行ったことあるのですけども、雨が降っても大丈夫なような取組をしてるイベントもありました。

ああいったところは、逆に言うと、例えばもしその日、暇でどっか出かけようかなと思って雨だったとしても、あのイベントだったら大丈夫だよという安心感にもつながると思うので、雨対策というのは非常に重要だと思いますが、これ大型テントだとか、例えば入ってくるときに気がついたのですけども、やっぱりグラウンドを使ってやるので土の上を歩いてきますので、皆さんが、お客さんが足場汚れないように配慮はしてあるのですけども、すごかったのです、びちゃびちゃが。泥がひどかったので、ああいった対応というのはもう少し町のほうで、例えば予算を投資してテントを増設するとか、足場が汚れないマットを、私ちょっと今ぱっと出てきませんが、そういったものがないかどうかというのは調査検討するのはされたのでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、マットの関係でございます。

確かに雨が降ってしまいますと、どうしても足場が悪くなってしまうというようなところで、来場者の方には御迷惑をおかけしているかというようなことで考えてございます。

マットにつきましては、さゆり公園多目的広場の数か所におきまして、それぞれの動線でできるだけ足の汚れないような対応をさせていただいておるところでございます。

今現在のマットよりもさらにもっといい方法がないかということにつきましては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

また、大型テントの話もございました。

テントにつきましては、購入する場合については多額の費用もかかりますし、またレンタルという方法もあろうかと思えますけれども、その際にも費用がかかりますので、ふるさと振興推進委員会の予算の中でそういうのを対応できるのかどうなのかという部分も検討しなければなりませんので、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 前向きな答弁で非常に安心しました。やはり例年どおりじゃなくて、今、町側の答弁があったとおり、さらによくなる方向というのを、出店者、参加される方々もそうですし町側もそうですけども、やっぱり西会津町のいい情報を、魅力を発信することが目的でありますので、そういったところに関しては双方で勉強し合って助け合って、これからもイベントの成功を進めてください。非常に費用もかかるころだと思えますが、そこに関して今おっしゃったとおりだと思います。ぜひ前向きに検討してください。よろしくをお願いします。

続きまして、次の質問ですけども、敬老会に関してなのですが、これ非常に私の知り合いだけかもしれませんが、かなり強く言われました。やはり飲食があった頃が楽しかったと。飲食がなくなっちゃったので、そのときの言葉ですよ、もう行ってらんねえ、なんて感じで私も言われたのです。

私の思いとしては、たった1年に1回の敬老会です。しかも、敬老、先輩方というのはもうなかなか足も弱って近所を歩くのもやっとという方々が、この1年に1回のイベントでなかなか会えなかった自分たちの同級生や仲間、要は例えば尾野本に住んでる人が奥川の人たちと会える機会、しかも今5地区一緒にしていただいたおかげで、さらにそのチャンスが増えたと思うのですね。

そこに関してさらに私は、会場に行って、また行きたいなって思ってもらえる方向性を考えるべきだと思う視点で質問いたしますが、これ例えばですけど、リスクがあるということで、コロナ禍以来、飲食を停止ということだったので、いろんなほかのイベントでもそうですけども、感染リスクを排除した上で飲食イベントをやっているようなイベントもあると思えますけども、うちの町でも、例えば空気清浄機だとか、入り口の手指消毒の徹底、今答弁にもありましたが、そういったものをしっかり行うことで、しかも時期的にも9月ですよ。戸を開けて、ちょっとエアコンがないと暑い時期だと思いますのでそれ難しいと思えますが、換気や感染症予防をする対策を行った上で、参加された方々の健康、感染症リスクを軽減しつつ、従来のような飲食を伴った、皆さんが笑顔で帰っていただけるような方向性のイベントに関しては、調査検討というのはされたのでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

答弁でも申し上げましたが、町民アンケートというのを取らせていただきました。

全世帯に対して区長さんを通して配布をさせていただいて、回収率は15%程度でしたけれども、これは十分信頼性が確保された数だということで、実行委員会の中でも統計学上そういった説明をさせていただいて、御判断をいただいたところであります。

やはり実行委員会の中でも意見は分かれています。しかしながら、その中で、やはりまずは安全性の確保をしながらも楽しく帰っていただけるような開催の方法はないかというようなことで検討をさせていただいた経過がございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 もう一つ聞きます。

敬老会の趣旨に関してですが、町側の答弁では三つありましたけど、高齢者を敬愛し、長寿を祝し、敬老思想の高揚を、ということだったのですが、これ実はAIで調べたのですがもう一つあったのですよ、AIでは。生活意欲の向上というのが入ってました。結局そこに参加されることで、先ほど私が申し上げましたとおり、また行きたいなど、年に1回の楽しみだなどと思ってもらえることで、日々生活を安全に、元気でいないとその会場に行けないわけですから、そういった生活意欲の向上を目指すことも大事だというふうにAIでは回答されてました。私もその考えでいいと思います。

やはりそういった意味でも、もう一度申し上げますが、以前は500名も参加されてたのですよね。今回5地区を統合したら200名になってまたちょっと増えたというふうなお話ではありますけど、そういった数字を見ても、やはり皆さん、会いたい、年に1回会いたい、会って楽しい時間を過ごしたいということは間違いのないと思うのです。

そこで、先ほど敬老会のアンケートを取ったということですが、そういったのも踏まえた上で、敬老会検討会議というのを行ってるのですよね。その会議というのは、大体時間や内容というのは、今いろんな意見が分かれたということですが、どのぐらいの時間を取りましたか。令和6年、7年度かな、お伺いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 それでは、実行委員会の内容についてお答えいたします。

実行委員会につきましては、開催に当たりまして、まず7月から8月にかけて全体の会議を開催いたします。次に、これまで令和6年度までは地区で分かれて実施しておりましたので、それぞれの地区に分かれてもう一度最終的な開催をして当日を迎えるというような開催の方法でありました。令和7年度については一度開催をさせていただいて、最終にまた全体的な打合せという位置づけで実行委員会を開催しているところであります。

時間につきましても、1時間から1時間半程度かけて様々な御意見をいただきながら協議を進めていたところであります。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 その会議に参加された方の御意見を聞きました。すると、課長の答弁のとおりで、やはり飲食をやっていただきたいという意見も出たそうです。ですが、近隣市町村がやってない。あと、感染症リスクがある。町側の答弁を聞いて、で、どうしますかという

ふうに言われちゃうと、それは確かにそれでもやるとは言えないですね。ましてや専門家でもない、要は参加者である立場、もしくは主催者である立場の方々がやるので。そこなのです。そこで、話し方だと思ふのですけども、まだちょっと時間かかると思います。調査検討が必要だと思いますが、どうやったらできる、例えばですけども町民の方々がやりたい、できればやってほしい、町に対してお願いしてるときに、それを実行できる方法というのを調査して、例えばこういったイベント会場では空気清浄機を置いたり手指消毒をして、結局感染症も出さずやってましたよと。こういったことも町としては検討できます、予算もかかるのですけども、非常に難しいところはあるんですが、そういったものを調査検討して、参加した方々が、もしくは会議に出た方々がやってほしいな、できればやってほしいっていった意見があったときに、それができる方向性、今回の会議でも出たそうですね、そういった意見が。それを調査検討して、こういった形でできるかもしれないというものを情報として準備して、その上でいかがですかというような話を持っていく提案というのは町側にできると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 会議の中でも、確かにそういった両方の意見がございました。そして、アンケートの内容に戻りますけれども、アンケートにおいても、飲食があったほうが良いというアンケート結果ある一方で、飲食はちょっとやめてほしいというアンケートもありました。また、中には、一堂に会するよりはサロンや自治区単位で小規模で集まったほうが良いのではないかとというようなアンケート結果もございました。

ただ我々も、最初はそちらのほうが、小規模に分けたほうが良いのではないかとというような御意見もあったことから、いろいろ実行委員会でもむ過程で御意見を頂戴した中では、やはり実施するほうも高齢化が進んでいて、それを分散することによって実施率が下がってしまうというような御意見もあったことから、そういうことはせずにやはり一堂に会するという方向性で、かつ、やはりまずは安全性というよりも、参加していただいた方にもいろんな意見がございましたので、飲食があったほうが良いという方の意見も当然大切ですが、いやそれはという人の意見も大切にしながら、今のところは安全性、あるいは一人一人の命という大げさかもしれませんが、そういったところを重点的に考えて、飲食という昔のようなアルコール類の提供はしていないというような状況でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 時間もありますので、今後ぜひ検討してください。

それと、自然って言うとおかしいですけど人口減少で、参加される方は今後増えないとは思いますが、これが減り続けるようであれば、やっぱり敬老会の存続自体というか、その方向性自体に問題があったと考えるべきだと思うのですよ。

ですので、そういったことも今後注視しながら、方向性に関しては順次柔軟に対応していただき、なおかつですが、その時間、それまでの間に何とかして、例えばいい方向で敬老会ができないかどうかというのを調査検討をぜひしっかり進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

町の公共交通についてであります。ちょっと質問が前後しますが、バスの運転手の人材確保に関しては私も新聞報道等でお伺いしてるとおり、これは運送業全体だと思っております。すけども、非常に減少してるという中で、私も先に申し上げますが、暗にバスの便を増便することに関しては、私はちょっと慎重になったほうがいいと思っております。

例えば、簡単に言うと、この時間に出してほしい人がいる、なのでもう2本増便しましたというのは運転手の負担につながってしまいますので、よく検討しながら、必要に応じてはもちろん増便しなくちゃいけないと思っておりますが、そこら辺は非常に慎重に考えなくちゃいけないという立場の考えで質問申し上げます。

運転手さんが今なかなか高齢化も進んでて人がいなくなっている中で、設備投資でカバーできる部分に関しては、簡単に言うと安全装置ですね。例えば令和2年だったら、ごめんなさい、ちょっと正確な数字は分かりませんが、今、衝突安全防止装置とか、例えばコーナーセンサー、要は人が近づいたときにブザーをならして危険を察知してくれるような装置があると思っております。こういったものでカバーできるものがあれば、運転手さんの運転の労力の軽減につながると思っております。こういった人材確保、要はバスの運転手さんが、西会津のバスはいいよねって言ってもらえる意味でも、そういった設備投資というのはするべきだと思っております。そういったのというのは今まで取り組んでこられたでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、秦議員の公共交通についての御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、今、公共交通を支えていただいております乗務員の方の確保が、各企業において非常に厳しくなっております。その中で、乗務員の方のそういった負担軽減を図る対策については非常に有効なものとして捉えております。

議員がおっしゃる車両の衝突防止ですとか、またセンサーソナーによってぶつかることをよけるようなものについては、自家用車両については随分と普及して一般的な家庭用の自家用車では装備されておりますけれども、大型車両などにはなかなか今のところ全てにおいてついていないといったところは、今町にある車両については確認できておりませんので、車両更新する際にですとか、あとはもしそういった装備が乗務員の方の負担軽減、安全確保にもつながるといったところであれば、そういったものについても検討をしていきたいというふうに考えております。

また、乗務をする際には様々な業務があります。車両内への案内をする作業ですとか、車両を運行する際のバス停の表示の装置ですとか、あとは料金を受け取ったりするような作業ですとか。そういったものが乗務員の方には非常に多くついて回っておりますので、委託しております運行事業者と情報連携を密にしまして、できるところは検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そのとおりです。私もそう思います。

この後でも聞こうかと思ったのですが、乗り降りする際の配慮がということだったので、高低差のあるバスの乗り降りの際に高齢者の方々がちょっと高低差があり過ぎて非常に怖いと言われたのだと思っております。それに対して自らが運転席から降りてつ

て踏み台を準備してくれる運転手さんもいらっしゃるのですよ。こんな本当にありがたい方々がいるのです。そのお気持ちとそのドライバーさんは本当大事にしくちやいけないと思うのですが、だからこそ、先ほど町側が申し上げましたとおり、やっぱり技術投資や設備で、その方々の負担を軽減できるものに関しては、高齢化が進んでいる本町においてはどんどん進めるべきだと思うのです。早いうちに。

コーナーセンサーやバックカメラなんかは多分ほとんどついてると思うのですが、私も車ちょっと取り扱ってるのであれですけど、たしかソナーも後づけできないことはないと思いますし、そこに関して、町側の答弁のとおり、今後順次進められるものはどんどん進めていっていただきたいと思います。

先ほどちょっと話出ましたが、高低差を埋めるためのステップなのですが、配備されてる車もあれば配備されていない車もあるということなのですが、これはなぜですか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、車両に装備しております乗降ステップの御質問にお答えいたします。

町で町民バスとして運行しております車両が、今現在 13 台ございます。マイクロバスが 4 台と、あと 9 台が小型のワゴン車になるわけなのですが、導入当時にそういった装備が備えつけられているものについては、当時の装備として備えつけは可能だったのですけれども、やはり現在車両も大分古くなっておりまして、購入当時にそういった機能装備が準備されていない車両があったものと考えられます。

今、更新手続をしなくてはいけないような場合には、そういった乗降ステップを必ず装備をするという仕様にしておりますので、そういった車両も今後更新時にはどんどん更新されて、全ての車両に乗降ステップがつけられるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 ステップに関しては、やっぱり利用者の方から、これも議会報告会で意見いただいた部分であります。

やはり交通弱者に対する立場に立って、安心して乗り降りができるように、私調べたのですが、後づけでもできるような、福島県であるかどうかまでちょっと調べてないのですが、そういったものもありました。

できれば、例えばバスが古くても、利用者さんは毎日利用されております。ですので、バスが古いからというだけじゃなくて、もうつけられるものはつけていただいて、ただ、あまりにも経年劣化が、要は古くなってしまっていて更新しなくちゃいけないバスに関してはもうそれはしょうがないとしても、まだ使う見込みがある、これから何年も使うのであれば、一刻も早く、先ほど言った安全装置とステップに関しては導入していただきたいと思います。これに関しては、ぜひ前向きに予算を投入しても検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、これはちょっとシャトルバスになるのですが、これ宝川自治区に我々議会報告会に行った際にも、これは町民バスとは違うのですが、健康診断の送迎の件でお話が出たのですが、たしか宝川自治区の住民の方のお話では、集合場所が 1 か所しかない。

宝川自治区は上り坂下り坂があって非常に高低差のある地域なのにもかかわらず、集合場所が1か所しかなくて、健康診断に行きたくてもバスが集会所にしか来ないので、もう足が痛くていけないので健康診断も行かないという意見をいただいたのです。一部の方から。そういった意見もありましたが、こういったのというのは、要は停留所、ただお迎えに行く停留場を例えば1か所じゃなくて2か所3か所にするということはできるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 お答えいたします。

健康診断に送迎をする際の集落での送迎バスの乗り降りの場所ですが、住民の方の要望に応じまして柔軟に対応することは可能でございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 であれば、そういった御意見も出てましたので、私は聞いたのが宝川だったのですが、そちらの方々の意見をぜひお伺いしていただきたいと思います。

最後になりますけども、私が一番強調したかったのは、これイベントに関してもそうですし町の公共交通に関してもそうなのですが、参加される方や利用される方々の声なき声を拾い上げるというのが非常に重要だと思ってます。

先ほど福祉介護課長の答弁の中でアンケートの結果がというお話がありましたが、私は、バスに関しては、先ほど課長の答弁で今後町民の皆さんの声を聞くということでしたので、あえて質問しません。そのまま進めてください。非常に難しいと思うのです。アンケートで全戸配布して返ってきた意見を聞いて、それが町民の声だとして捉えることももちろんやり方としてはあるかもしれませんが。

ただ、例えばですが、バスに関しての町民の声だったとすると、要は交通弱者の方ですよ。高齢の方が多い、その方々に、例えばこういった文字の小さなアンケートを出して書いてくださいって言っても、何だこれ、ああ、いいやってなる方々も私いっぱいいると思うのですよ。ですが、そういった方々の声を拾い上げることが一番重要だと思うのです。西会津町は広いですから、方々に行って全員の方々の声を聞くことはできないとは思いますが、それを聞く努力をしていくことは非常に重要だと私は思うのです。

バスの時間帯に関してもそうですが、我々がちょっと議会報告会に行っただけでもこれだけの意見、ほかにもいろんな意見が出てたのですね。そういった意見を拾い、要はその人たちの生活の場に、一緒にその場所に行って、その人の目を見て思いを聞くということが非常に大事だと思います。

先ほどの敬老会の件もそうです。アンケートの結果はそうだったかもしれませんが、声なき声を拾い上げるという努力が十分にされていたかということに関して、私は今でも少し疑問を持っております。

まさにね、バスもそうですしイベントも敬老会もそうですが、皆さんが、町が今やってくれていることはすごくありがたい、じゃあ敬老会も行ってみっかな。バスも今度こんな時間になったから利用してみっかな、利用してみたらよかったな。今度こんな時間になって助かってんだよなって言ってもらえるような、真に町の方々から感謝されるような政策や取組を町にはやっていただきたいと思いますので、最後にそれを重々お願いして、私の一

般質問に代えさせていただきます。

以上です。

○議長 暫時、休議といたします。再開は午後1時です。(11時39分)

○議長 再開します。(13時00分)

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10番、猪俣常三です。今次の議会に一般質問の通告をしておりますので、順次伺っていきたくと思います。

まず、町教育関係施設の安全対策であります。最近、熊の出没が全国的に広まっている中、熊が人間の生活圏内に入り込み、ガラスを割って建物に入ることや、民家や学校などの公共施設に入るなど危険な状況であり、住民や子供たちの生命を守ることからお伺いをしてまいりたいと思います。

一つ、本町において教育関連施設等が集中しておりますので、万が一の防止対策について町の考えをお尋ねするところでもあります。

一つ、安全管理マニュアルに沿った、万が一に備えての訓練などは考えているのかおただしするものであります。

1点は、この施設の近隣に針葉樹等があり、獣の隠れ家になり得る危険性があるので、町の考えをおただしするものであります。

1点は、緊急銃猟の危険性が迫った場合、一定の条件を満たすための事前の調査や会議などをどのように行っているのか、町の対応を伺うものであります。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

先月の、11月18日に大規模火災が発生した大分県佐賀の関において、痛ましい出来事でありましたので、本町として学ぶところがあるのではないかと思うことから伺います。

一つ、このような悲惨な災難はあってはなりません。そのためには、消火活動に支障を来す要因は、狭い路地であることに尽きる。このことが消火活動を遅らせている。大型化している消防車が現場近くに入れない、移動する際に消火ホースが邪魔になり高齢者や不自由な方の移動が困難となるなど、本町のまちづくりに生かさなくてはなりません。狭い路地の解消などを含めて、実効性あるまちづくりの考えをおただしするところでもあります。

一つ、まちづくりに欠かせない中心エリア整備構想の進捗状況であります。

一つ、商店街及び野沢駅周辺の活性化・観光誘客など、野沢・尾野本エリアの将来像。

一つ、旧役場庁舎の利用など、お尋ねするところでもあります。

次に、鏡山付近の整備についてであります。

直接本町の行政管轄ではありませんが、令和4年8月の豪雨災害において甚大な被害が発生しました。弥生地区において土砂災害に遭われましたが、その後、行政により復旧工事が進められております。そこで伺います。

一つ、流木や土石流が弥生集落に大量に流れ出たことから、鏡山の付近が崩落している可能性があることから、所轄する前橋営林署に対して町の対応を伺います。

一つ、二次災害の可能性もあることから、その対策について、町の考えを伺います。

以上、私の一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、猪俣常三議員の安全・安心なまちづくりについての御質問のうち、まず1点目の大規模火災の事例を学んだ実効性あるまちづくりについてお答えいたします。

町では、本定例会に議案として提出いたしました、まちづくりの最上位計画である西会津町総合計画において、町の将来像の実現に向け、未来へ向かうまちづくりの方向性として五つの指針を掲げております。

その指針の一つ「暮らしを守り、明日を彩るまちづくり」には、町民が日々の暮らしに安心と誇りを持てるまちづくりを追求し、老朽化が進む生活・公共インフラの計画的な更新、災害に強いまちづくりに取り組んでいくことなどを記載しております。

おただしのありました狭い路地の解消などを含めた実効性あるまちづくりにつきましても、その指針の下、まちづくりの分野の、生活・交通インフラや消防防災・安全対策において、町道の改良・修繕や消防防災組織の強化、消防施設・設備の充実などについて、今後4年間における具体的な取組を明記しており、町といたしましては、目指すべきビジョンの達成に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、2点目の中心エリア整備構想の進捗状況についてお答えいたします。

本年3月の一般質問において、4番、上野恵美子議員の御質問に御答弁しましたとおり、町では、町民の皆さんが、将来も安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、野沢地区を中心に、子育て・学校教育拠点施設が集中する森野地区や、さゆり公園・福祉施設周辺を加えた野沢・尾野本の区域について、既存施設を有効に活用しながら、商店街の活性化や子育て支援、住民福祉の向上や観光誘客など、総合的な視点による中心エリア整備構想の検討に取り組んでまいりました。

その具体例といたしましては、令和3年度にまちづくりデザイン会議を組織し、まちなかの現状把握と課題の整理分析を行い、エリア別に必要な機能や実現に向けた手法の検討を行いました。また、令和5年度には、まちづくりデザイン会議と、まちづくりを自分事として活動している町民の皆さんを協働のまちづくり推進委員会として集約し、様々なプロジェクトを通じて地域課題に取り組み、町民と行政との連携・協働により、町全体のにぎわい創出や持続可能な活気あるまちづくりへの機運を高めてきたところであります。

また、本定例会に議案として提出いたしました次期総合計画づくりの過程において、地区別デザインの検討の中で、中心エリア整備構想の対象地区となる野沢・尾野本エリアについても、町民の皆さん25名の検討委員と町職員プロジェクトチーム25名による検討会議で議論を重ね、将来的に「こんな地区にしていきたい」との思いを集約したところであります。

おただしのありました野沢・尾野本エリアの将来像のうち、野沢地区につきましても、「歴史・伝統 未来へつなぐ～もっと歩きたくなる野沢～」として、大山祇神社などの観光スポットや旧越後街道の町並み、JR野沢駅など交通の起点を生かしながら、歴史がつながり楽しく町をめぐる、飲食店ににぎわいがある、移動手段が充実しているなどの将来イメージをまとめたところであります。

また、尾野本地区につきましても、「あつまる つながる ひろがる 未来～尾野本にはまりっせ～」として、こども園や小・中学校、住宅団地や福祉施設などの地域資源を生かしながら、子供の声があふれる、公共施設を最大限に生かした人の集まる場所などの将来

イメージをまとめたところであります。

町といたしましては、各地区の将来デザインの実現に向け、これまで取り組んできた協働のまちづくりの考え方に基つき、まずは対象となる地域住民の方を巻き込みながら、将来イメージの共有から始め、総合計画の「こんなまちにしていきたい」という思いを新たな協働のまちづくりプロジェクトとして立ち上げ、町民・行政の連携・協働により具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、旧役場庁舎の跡地利用に関する御質問についてであります。次期総合計画における議論において、旧役場庁舎跡地の利用に関する具体的な御意見等はありませんでしたが、一方で、幅広い世代が気軽に利用でき交流が生まれる公共複合施設の整備についての意見があり、次期総合計画にも記載されましたので、既存遊休施設の跡地も含めた有効活用や、町にもたらす効果、財政状況などを踏まえながら、中心エリア整備構想の議論と併せて総合的に検討してまいりますので、御理解願います。

その他の御質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 10番、猪俣常三議員の教育関連施設等の安全対策についての御質問にお答えします。

1点目の熊被害防止対策についてですが、まず、熊を敷地内に近づけないための対策として、一連の教育施設周辺の下草刈り等を町が実施するとともに、隣接する裏側の線路周辺については、JRに依頼し、実施いただいているところであります。

また、熊の出没情報があった場合は、教育委員会と学校が主体となり、農林振興課、警察、保護者等と連携しながら、子供たちの安全確保を最優先とした対策を実施してきたところであります。なお、これまで、敷地内への熊の侵入は、確認されていない状況であります。

2点目の、安全管理マニュアルに沿った万が一に備えての訓練についてですが、教育委員会が作成した熊出没対応マニュアルをもとに、各学校で同マニュアルを作成し、熊出没時の連絡体制、教職員の対応方法、保護者への協力依頼や周知、児童生徒の安全確保など、緊急時に対応できる体制を整備しているところであります。

これまで、通学路等における熊の出没情報があった際は、マニュアルに沿った対策を実施するとともに、スクールバスの臨時運行や保護者の送迎による子供たちの安全確保も行ってきたところであります。

また、敷地内に熊が侵入した場合を想定した訓練については実施しておりませんが、マニュアルに沿った屋内への避難や校舎の施錠などを素早く行う体制の徹底を学校と共有しているところであります。

町といたしましては、子供たちの安全確保に向けた、必要な取組を進めてまいりますので、御理解願います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 10番、猪俣常三議員の御質問のうち、獣の隠れ場所と緊急銃猟についての御質問にお答えします。

初めに獣の隠れ場所となる樹木についてであります。集落周辺の手入れされていない

土地に樹木や草木が密生し見通しが悪くなったことによって、熊やイノシシなどの危険鳥獣が潜むことは十分想定され、そのような状況は本町においても確認されています。

本来、樹木等は土地所有者が管理することが原則ですが、所有者の高齢化により管理作業が困難である、町外に居住しているため状況を把握されていない、また管理費用が高額である等の理由により適切に管理されていない状況が散見され、鳥獣被害対策の課題の一つとなっております。

このようなことから町では、有害鳥獣の集落周辺への出没を抑制するため環境整備事業を実施しており、具体的には除間伐を行う環境共生林整備事業や、熊や猿の誘引物となる収穫しない柿や栗の木などを伐採する未利用果樹木伐採事業、また県の事業ではありますが里山林整備事業などにより対策を講じてきたところであります。

また、今年は町内において9月以降非常に多くの目撃や出没情報が寄せられており、そのほとんどは誘引物となる収穫されていない栗や柿の木など未利用果樹木への出没であったことから、予備費を充用させていただき、未利用果樹木緊急伐採事業を実施し、熊の集落への出没抑制と人身被害防止を図ったところであります。

集落周辺への出没抑制は町が実施する対策に加え、樹木等所有者による適切な管理、地域の皆さんが主体的に実施する花火による追い払いや餌となる生ごみなどを放置しないこと、収穫しない栗や柿などの樹木は伐採するなど、町民の皆さんの御協力も必要なことから、住民と行政が一体となった被害防止対策の重要性等について、引き続き様々な機会を捉えて周知してまいります。

次に、緊急銃猟を実施する際の事前の調査や会議についてであります。5番 小林雅弘議員に答弁申し上げましたとおり、住宅地などに侵入またはそのおそれがある場合や危害防止が緊急に必要な場合など、四つの条件を全て満たした場合に限り、市町村長の判断により銃を使用した捕獲が可能となる制度であります。

本制度の運用に向けて現在、連携して活動する町猟友会や喜多方警察署西会津交番と協議を重ねており、来年1月の運用開始を目指して最終的な調整を行っているところでありますので御理解願います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 10番、猪俣常三議員の質問のうち、鏡山付近の整備についての御質問にお答えいたします。

令和4年8月の豪雨では、土石流が発生し弥生地区内の橋梁が流出するなどの甚大な被害が発生しました。町では、災害発生直後から被災状況を把握するとともに、町道久良谷線の災害復旧工事を行い早期の復旧に努めてまいりました。その結果、令和6年度には橋梁を除く町道久良谷線の復旧工事が全て完了し、弥生地区までの一般交通の確保を図ってきたところであります。

初めに、弥生地区を含む鏡山付近の山腹崩壊箇所の対応についてお答えします。町では当該地区の国有林を管理する、林野庁関東森林管理局会津森林管理署に対し、現場状況の情報提供を行うとともに、山腹崩壊等に対する防止対策の実施について、要望を行ってまいりました。しかしながら、現在のところ、対策の実施までには至っていない状況にあります。

次に、弥生地区の再度災害防止に対する、町の対策についてお答えします。弥生地区の流失した橋梁を流れる普通河川洞房沢川は、土石流により巨石を含む土砂が広範囲にわたり堆積し、川床が全体的に高くなった状況にあります。この状況に対し、町では早期に抜本的な対策を講じる必要があるとの判断から、県に対して砂防事業による早期の復旧を要望しているところであります。町といたしましては、今後も引き続き関係機関に対し、様々な機会を捉えて要望を行い、早期の工事着手・完成を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 質問の順序がちょっと変わるかもしれませんが、町長からお答えをしていただきましたテーマから入らせていただきたいと思っております。

安心・安全なまちづくりについてのテーマでございますけれども、町側の対応もいろいろ何年かにわたって進めておられるということは承知しております。

それについても、何分にも、この町のまちづくりがなかなか進んでいないというふうに私は受け止めているわけなので、できるだけいい方向に進められていけばいいものだというふうに考える 1 人からお尋ねしてまいりたいと思っております。

まず、いろいろと今回の総合計画の中に盛り込まれているのが、非常に立派な計画に受け止めた中身ではございます

しかしながら、もう少しスムーズに進められていけないものなのかというふうに感じたものですから、お尋ねするわけでありまして。

まず、再質問をさせていただく中で、まちづくりに主眼を置いたことなので、本町の町並みというのは現状のままでよいのか。いや、そうじゃない。総合計画にも盛り込んであるというふうにおっしゃる部分があるやもしれませんが、そのところを再度お尋ねをしたいと思っております。お聞きいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問の中に、まちづくりの進捗状況が何か進んでいないというような、そういうおただしでありますけど、私は第 4 次の総合計画を実行するために、毎年度実施計画を立てて、議会にお示しをしながら、そして実行してきたわけでありまして、決して進んでいないということじゃなくて計画どおり進捗しているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今の町長の答弁の中で、進んでますよというお話ではございます。

であるとすれば、野沢方面で町民の方からの言葉をちょっとお借りしてお話をさせていただきますと、なかなかここ泊まる場所もない。だけれども、どういうふうにこの町をまず発展させていってくれるのかなというようなお話を聞くものですから、そういうところも含めてまだ進んでないんだらうと感じたというふうに思っているわけでありまして。

そこで、整備構想の中で、防災に強くあるいは強靱なまちづくりを目指すためにも、国では様々な政策を打ち出しているように感じているわけではあります。まちづくりの考えを国にどのようにいろいろな政策をお尋ねされてきているのか、どういう回数を重ねて協働のまちづくりに生かそうとしておられるのか、回数などを含めてお尋ねしたいと思っております。

○議長 猪俣議員、まちづくりのそういう要望を国にしてるかというようなことですか。

○猪俣常三 いろいろ財源があるかとは思いますが、そういうところも含めて何か対策を講じられているのかということをお尋ねしたいわけです。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 例えば社会資本整備に係るもので交通の安全確保や都市環境の改善や、あるいは地方創生などが考えられますので、この中の道路整備や防災対策といったまちづくりに関連する事業があるとすれば、町のいろんな御見解をちょっとお尋ねしたいということです。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 猪俣議員の御質問にお答えいたします。

まず、要望活動ということも含めまして、町ではいろんな、例えば今議員がおっしゃったような道路整備に係る部分ですとか、あとは御質問にもありました有害鳥獣対策でありますとか、そういったいろんな懸案事項につきましては、町単独も案件によってはありますけれども、基本的には会津総合開発協議会ということで会津1本になって、道路なんかは当然本町だけの問題ではありませんので、関係機関に国会議員をはじめとして、国のほうに要望活動を行っております。

そういったことがありまして、国県道含めまして町道も含めて採択になって、国の交付金事業を活用させていただいて、計画的に事業を推進しているというのが現状でございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私はなぜこれをお尋ねしているのかといいますと、先ほどお話を申し上げましたとおり、あるところでは大火災があつて結局は道路が狭くて消防活動もままならなかったというような状況があつたと報道されている。では、我が町はどうなんだろうというふうに考えた際は、道路が狭ければ当然いろんな消火活動すら難しいということもあるんでしょうし、また高齢者や不自由な方の移動も非常に難しいこともあるんでしょうし、だとすれば、この町は今この状態でいいのかどうかということをお尋ねしたわけであつて。さらに、この町が魅力ある町になるようにするには、大金、大きな財源がかかるということなので、だとすれば、国や県の力を借りながら、この町の私どもの最高責任者のお考えが通るようにするには財源確保も必要であろうと。だとすると、今のこの町の状況を、どう住みよい町に持っていくかということをお尋ねしているわけでありまして。

狭い路地というのが解消されるには、じゃあ、どのような考えをこの総合計画に入れて、これがうまく機能あるいは作業がうまくいく計画になるのかどうかということをお尋ねするわけですけれども、そのところを町のお考え、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長 猪俣常三議員、道路整備にもいろいろ。

○猪俣常三 狭い路地があるかも分かりません。いかにこのまちづくりと一緒にしていただけるのか、難しい話ではあつても、これをクリアしなきゃならないわけであつて。

○議長 はい。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

狭い路地の解消というような御質問でございました。

町といたしましては、住宅連担地域など道路を新設するような計画があった場合につきましては、議員御指摘のような形で、緊急時にも十分配慮をできるような道路の計画といったものを計画していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 もう一つお尋ねしたいのですけれども、とにかく総合計画に五つの項目がなされてはおります。

であるとすれば、このまちづくりに都市構造の再編集中支援事業というのがあるとすればですよ、立地適正化の計画の策定に基づいて、まちづくりに弾みをつける、コンパクト化か何かを図れるために有効な手段ではないのかなというふうに私なりにも考えるのですけれども、町の御見解をちょっとお尋ねしたいと思います。

間違っていたらごめんなさい、私の見たところでは、立地適正化計画の策定というのがあるようでございますので、こちら辺との兼ね合い、御見解をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁していただきました、総合計画のまちづくりの方向性としての五つの指針について御説明をさせていただきました。

その指針五つの中の一つに、暮らしを守り、明日を彩るまちづくりということで、議員、今ほど御質問あるような生活公共インフラを含む災害に強いまちづくりなんかを位置づけているわけでございますが、総合計画に位置づけましたのは、町の将来像だったり、こういう大きな計画を入れております。

あと個々に、その次に御提案された事業等につきましては、先ほど町長も申し上げられたように、総合計画の下で実施計画というのを毎年作成しております。これで財源調整を含めて実施計画の中で毎年毎年検討していく、こういうような段取りになっておりますので、そういった事業の必要性があれば、財源も含めて検討していくということになっております。

それともう一つ、先ほどの質問の中でありました狭い路地っていいですか、そういった部分の解消等につきましては、まず第一に、町では、そういった住民生活の困り事がある場合には、陳情要望という形で区長さんを経由して町のほうに御相談をいただいております。もし、道路だったり路地だったりの解消について御相談があれば、今ほど申し上げたような形で、町としてはこういうような形で実施計画をつくっていることと、それから財源が必要であれば国県への陳情要望も行っていること、こういったことを説明しながら事業化に向けて検討していきたいと思っておりますので、そんな流れになっているということで、御承知おきをいただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その答弁の中に立地適正化計画を作成していかないといけない手順というのがあるのかなと、ここがクリアできないとなるとまちづくりは難しいのではないのかなと、未来が切り開かれていかないのではないのかということがちょっと心配だったので、そのところをお尋ねしてるわけですが、重要な発想点ではないのかなと私はそう思って

お尋ねをしているところです。

このところが、今の町の説明と、ちょっと私としても立地適正化計画にはいろんな省庁が絡むわけですから、そういったところを分かりやすくお答えしていただければと再質問をさせていただきたいと思います。

○議長　猪俣議員、それ、総務省とか何かのあれですか。整備事業というか立地適正化計画。

○猪俣常三　各省庁のほうで受け止めるところ、窓口があるはずだと私は思います。ですから、総務省もあるでしょうし国土交通省もあるでしょうし、経済、再生化省とか何かあるんだろうと思いますけども、そういう経済に関する省庁もあるはずだと思いますが、そこら辺のところを町としていろいろと対策を生かすための、パソコンでいろいろと引き出すのはどなたでもできるはずですよ。けども、実際にそれをするには、やはりそういったところから引き出してこない大きな財源がつかめないのではないかとということでお尋ねしているわけです。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　猪俣議員がどんなふうにお考えになっているのか分かりませんが、町が実施したい事業たくさんありますよね。道路からいろんな事業があるわけですが、例えば道路でも、いわゆる林道、町道、県道、あるいは国道とあるわけですよ。町道は町道で、町のいわゆる計画に基づいて、来年度はどこの路線を実施するかと、それは町の中で調整をする。県道については県の所管ですから、県のほうの窓口である喜多方建設事務所に、いわゆる来年度の要望をする。国については国の要望をするということで、それぞれの機関に要望してるわけですよ。それも町単独じゃなくて、町が関係するような、例えば喜多方広域圏の事業であれば、これは今度、会津総合開発の喜多方地方部会、あるいは会津全域に関わる事業であれば、会津総合開発協議会という組織で、あるいは県あるいは国に対する要望事項をしていると。さらに県の町村会に毎年2項目ずつ、それぞれの自治体の要望事項を町村会に提出をして、町村会として、今度はそれぞれ国あるいは県のほうに要望してるということで、そういう流れになってますので、事案によってはいろいろ要望先が変わってきますけれども、とにかく町の要望が受け入れられるように、ちゃんと予算をつけていただけるように要望活動をやっぱりしっかりしていけないということで、これまでもそんなふうに取り組んできたということですから、一つ御理解いただきたいと。

○議長　10番、猪俣常三君。

○猪俣常三　いろいろ御答弁をいただきました。これは非常に難しいお話なので、この程度にとどめさせていただきます。

次は、町の教育関連施設への安全管理についてテーマを移らせていただきますが、先ほどお尋ねをした中での答え、御答弁いただきました。

そこで、どうしてもいろいろとマニュアル関係で実施されてる部分もあるというのですけれども、ただ、内容ではやってないという部分をちょっとお答えがありました。であるとすると、住民や子供の命を守るわけなので、防災対策というのは重要であるということは承知しておられると思います。

その中で、実際に獣が学校の施設のほうに来た際に、どういうふうな防犯対策に今取り組めるのか、対応ができるのか、そういったところをお尋ねしたいと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 お答えいたします。

熊出没対応マニュアルということで、教育委員会と学校のほうでそれぞれ作成しております。今ほどの御質問ですと、まず敷地内に熊が侵入したときを想定した訓練については、実際には現場でその訓練はやってないというのは最初の答弁で御説明したとおりでございますけれども、実際にはマニュアルの中で、例えば敷地内に侵入したときどのようにしていくというような部分、熊出没時の対応チェック表というのがございまして、そこで実際に、例えば校庭で活動しているときに熊が来たとかいう場合は屋内への避難を実施できるようなチェック表、マニュアルを備えてるということでございます。

実際に、今年度、熊が敷地内に侵入してきたという事例はございませんでしたが、学校の先生たちも含めて、そういう対応、万全の体制を取れるような形で整備しているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど安全管理マニュアルというふうにお話を申し上げましたけれども、実際は熊出没対応マニュアルというのでできているということで、非常に私の勉強不足もあるのかも分かりませんが、実際はこのマニュアルに沿ってやるといった場合に、見直しの部分があるのかないのかだけお尋ねしたいと思います。

このマニュアルで十分効力はあるよ、対応できるよという感じなのか、それとも、ある程度、実際獣たちが来る、こういう実態を危機が迫っていることを想定して、実際このマニュアルが見直ししておかなきゃならないということがあるのかないのかをお尋ねします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 熊出没対応マニュアルについては、内容としては学校における平時の対応策ですとか、児童生徒の、熊を目撃したとか出会った際の対処法ですとか、あるいは熊出没時の対応チェック表ということで、それが緊急的な部分かそうでないのかということも含めて、緊急の対応が必要であるかないかという部分を想定した形での対応方法を明記しております。

また、熊出没時の連絡体制ということで、目撃した際に、どこに連絡してどういう支援をもらってどこの関係機関と連携して対応していくかという部分も明記しております。今のところはこのマニュアルに基づいてやることによって、万全の体制というのはなかなか難しいと思っておりますが、初動対応も含めてそれに対する対応はできるということで考えております。

また、何か必要に応じて変更等が必要だろうということが分かれば、その都度マニュアルを改正していきたいというふうに思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間もなくなってきましたので進めてまいります。再質問の中に、取りあえず日本中の課題と思いきや、世界中に鳥獣被害対策に発展しているということには私なりに驚いております。

この施設の近くにある針葉樹の一部が防風林の役目を果たしているとお聞きしますけれども、この伐採には困難な課題というのがあるのかなのか、そこをお尋ねします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、防風林という質問ですが、出没抑制対策という観点で私のほうから御答弁させていただきます。

議員御質問のありましたJR脇の防風林の伐採についての御質問だと思いますが、場所についてJRのほうと具体的な話合いということはありませんので、あくまでも一般論として御答弁させていただきたいと思います。

当然防風林につきましては、鉄道の安定的な運行に非常に重要な役割を持っているものだというふうに認識をしております、また植林する場所についても、防風林が必要な場所に植林をしているということであると認識をしております。

防風林について、熊の出没対策として伐採をするということは現実的にちょっと難しいのかなということと考えております。やはり先ほど申し上げましたように、防風林として設置する目的、これは鉄道を安定的に運行させるという目的があろうかと思っております、そこはちょっと難しいのかなと思います。

そのため、今後防風林のような伐採がどうしてもできないような場所の熊対策につきましては、例えば花火による追い払いの強化、あるいは警察と連携したパトロール体制の強化、さらに捕獲圧の強化、こういった伐採できないところにつきましては様々なそれ以外の方法によって出没抑制の対策を講じていくというのが現実的なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それで時間もございませんので、もう1点ほどおつなぎさせていただきます。

再質問なので、この近辺は見通しのよい環境にすべきだと私はもう考えておりますが、私有地もあると思います。住民や子供たちの生命を守る最低限の防止対策と考えるのですが、伐採をすることによって見通しのよい環境をつくるのが大事ではないかと、こんなふうに思います。安全な緩衝地帯を設けることも重要ではないかと思うので、町の見解をお尋ねします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、お答えをいたします。

1回目の答弁のほうでもお答えさせていただきましたが、町では、そんな見通しのよい環境づくりのために環境共生林整備事業、間伐の事業でございます。あと、柿や栗などの未利用果樹木を伐採する未利用果樹木伐採事業、また、県の事業にはなりますが、集落周辺の見通しのよい環境づくりの里山林整備事業、こういった様々な見通しのよい環境づくりのための事業がありますので、こういった事業をそれぞれ場所に活用していただいて、熊、有害鳥獣の出没抑制対策を現在図っておりますし、今後ともこういった事業を活用していきたいということ考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで一つ事例がありまして、大分大木を切った対応をしたところ、熊とい

うのは出てこなかったと。少なくなったのか出てこなかったのか、そこら辺のところは定かではございませんけれども、出なかったということでございます。

でありますので、人間の生活圏内にまで入ってきていることから、熊が凶暴になっている、危険な行動があるので、今年9月に改正された鳥獣保護管理法で、熊の出没に対処することから緊急銃猟の一定の条件であれば実施できるとされております。現実に銃猟の捕獲ができなかったということもあることからお尋ねするわけであります。

あらゆる角度から想定しておくことも必要であると思っておりますので、予測や検証も必要ではないかと。人身被害の危険性が高い場合どうするのか、そこら辺のところはやはり事前に調査あるいは検証もされておく必要があるのではないかとというふうに思います。ただ、銃猟に関しては、自治体の首長さんが許可の権限を持っておられますので、それは承知しておりますので、そういったところを踏まえてお尋ねしたいと思っております。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 緊急銃猟の実施の御質問でございますが、緊急銃猟につきましては、先ほど申し上げましたように、どんなときでもできるということではなくて、一定の条件がそろった段階でできるというふうにされております。

その実施につきましても、実施をする段階におきまして、どのような状況になっているかというのを、関係者が集まりまして、どういった対策で銃猟できるか、あるいはすることができないのかというのは、しっかり現場で判断をするようになってございます。

町だけでなく警察であったり、実際銃猟を担っていただく猟友会の皆様、町民の安全をどう確保するかというところが一番のポイントになってきますので、そういったところを十分現場で判断して、慎重に実施をしていきたいということで考えております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ちょっと1点だけ質問させていただきます。

最後、鏡山の付近の整備についてでございますけれども、この件につきましては、私が10月14日、住民の方から知らせていただいて集落内から見たものでありますので、鏡山付近に変化があったことを目視できたということでもあります。

その調査を町から管轄する前橋営林署というふうに申し上げましたが、かなり詳しいようなお話の答弁だったので要望していただいているかなと、こんなふうに思いますので、さらに整備のほうに力を入れていただけるようなお働きを町側に求めておきたいと思っております。それに対して最後の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

議員おただしのように、今後二次災害なども起こり得る可能性も十分ございますので、町としましては、ちょっと繰り返しになりますが、様々な機会を捉えまして要望活動を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変どうも御答弁いただきました。

これもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義　皆さん、こんにちは。9番、三留正義です。

今回は一般質問の通告を1項目、一つの町道の話で通告しておりますので、通告どおり質問していきたいと思えます。

町道等の管理状況と管理の指針について、次の2項目を伺います

一つ目は、道路使用に支障のある樹木などは、どのように対処されているのか伺います。

二つ目は、道路に付随する排水施設等の管理については、どのようにされているのか伺います。

○議長　建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　9番、三留正義議員の町道等の管理についての御質問にお答えします

初めに、道路交通に支障のある樹木等の対処方法についてお答えします。町道等の生活道路につきましては、通行に支障となる樹木等については、道路管理者である町が道路敷地内の樹木を伐採するなどの処理を行うこととしています。一方、道路に隣接する民地、道路敷地以外の樹木等については、所有者による伐採を原則としています。ただし、倒木により通行止めが生じているなど緊急を要する場合は、所有者や自治区長等の了解のもと、町による緊急伐採を行う場合があります。また、道路敷地内の茂みなどの除去につきましては、有害鳥獣対策の観点からも、一定の効果があるものと認識しています。

次に、排水施設等の管理についてお答えします。道路施設として設置している水路につきましては、道路管理者によるもののほか、地域や集落及び団体等の共助・互助による御協力をいただきながら、適切な管理を心がけているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き地域等の御協力をいただきながら、道路の適正な維持管理を行い、安全・安心な交通の確保を目指してまいりますので、御理解願います。

○議長　9番、三留正義君。

○三留正義　全く答弁のとおりだと思います。

この質問をしたのは、ちょっと日常の、私農業やってるのですが、その中で、周辺の畑の人とかからも声をかけられて、道路の上、空中に民地の枝張り、枝伸びっていいですか、そういったものがありました。それで、私のいるエリア以外にも、道路の脇に果樹木といいますか、自然に出てきてしまったものか分かりませんが、結構奥川に行くまでも枝からか転げ落ちたのか分かりませんが、栗のイガを車が踏んで歩いていくようなところがたまにあったように記憶しています。

そういったことで、今までは何もなかったのに気にはしていませんでしたが、今年に限っては、いろいろ新聞報道等で、まずは熊の騒ぎがあって、先ほど課長からも一定の鳥獣被害対策についても一定の効果が期待できるというような言葉がありましたけれども、まず事例として、町道の上にそういった枝がかかっているような場所というのは実際にあるのかなのか、そういったものを確認できているかもしくはできていないのか、その辺を伺いたいと思えます。

○議長　建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　お答えいたします。

町では、定期的な道路パトロールを行いまして、道路の状況などについて確認をいたしております。まず、上空どのぐらいまでが支障となるのか一定の目安なのですが、基本的

には道路構造令によりまして、車道であれば4.5メートル、これよりも下にかかってれば建築限界ということで定められておるのですが、車道であれば4.5メートル、歩道であれば2.5メートル、これよりも下にあれば支障となる枝だといったような判断をしております。

町では基本的に、先ほど申しましたように、道路パトロールの中で確認をし、そこで支障があるような場合については、町の敷地内に入っているものでは町で、入っていないもの、要は民地から出るものについては、その所有者、そういった方にやっていただくのが原則としておりますので、伐採をお願いして対応しているところでございます。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 支障木と一般的には言うのでしょうか、それで持ち主と不調になったということは過去にはなかったのか。できるだけ勧めて、切っていただきたいという話をして、その中で不調というふうな意見が合わなかった、そういうような事柄というのは今までにはなかったのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

過去に地権者のほうとの話合いが不調に終わったことはなかったのかといったことでございます。

原則といたしましては、所有者が分かれば所有者の方といいますか、地域を通じて、地自区長さんを通じて、地権者がやらなければ自治区のほうでやっていただけないかといったような形でのお願いをしております。それについても、なかなかうまくいかないといったような場合がございましたら、ケース・バイ・ケースで町での対応も検討することとしております。

以上でございます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 確かに、法が変わってなければ、領界に入ってきているものは自分の領界されたほうで処分できるというくだけりがあったかと思うのですが、実際には、今課長がおっしゃったように、できるだけ話し合って進めていくということだと思いますけれども、さっき高さの話が出たのですが、今回その木が栗の木だったからちょっとあれだったのですが、昔は邪魔にならなかったのですが、機械、農機具が大型化してきて、やはりよけながら走らなくちゃいけなくなるというところもままあるかと思えます。

そういったことから、道路パトロールしているときにも、上の高さで路線側ですか、やはり従来よりも少しきちんとできるだけ幅が取れるような、パトロールでチェックをしていただきたいと思えます。今現在やってるということで御回答いただいているのですが、一定の時間が過ぎると、やっぱり樹木とかじっとしてないのでね、伸びてくる。そういったことで、今やってる道路パトロールという内容、どういった巡回システムになっているのか、まずそこもお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 それでは、パトロールの内容についてお答えをさせていただきたいと思

います。

パトロールにつきましては、週に1度、パトロールをさせていただいております。

地域を、奥川、新郷、群岡、野沢、尾野本、4地区に分けて、これを週に1度やるというようなことで実施をいたしております。ですから結局、町の中では1か月に1度、その地域をパトロールするというようなことでやっております。

着眼点につきましては、先ほど議員が申し上げましたとおり、支障とまらない空間の確保ができていないか、路面の状況はどうか、擁壁等の崩れがないかとか、そういったものに着目しながらパトロールを実施しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 支障木については大体分かりました。

ただ、道路パトロールについては、一般の職員の方も多分通勤に使っていらっしゃる道路がほとんどだろうから、そういったところからも情報が寄せられるという見方もできるのかなと考えて、月1で巡回という意味合いにも受け取れたのですが、そういった含みもあるのでしょうか、お願いします。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

職員様々などから町役場のほうに出勤しておりますので、出勤の経路の中で支障などがございましたら、それはその中で建設水道課だけではなくほかの課の方からの情報なんかも取り入れながら、もし支障があれば現場を確認するといったようなことも行っておりますので、そういった意味での1か月ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 支障木についてはおおむね了解しました。

続いて排水施設ですね。L型側溝から始まって様々なものがありますが、今回は土地改良区さんと共用になっているような、土地改良区さん分の話はちょっと除いて、町の管理しているものということで受け止めていただきたいと思っております。

こっちからあそこ、石坂峠と言うのかな、結構L型側溝ってごみが秋、落ち葉で詰まって大分広がる。ああいったものの対処については、今までの管理状況というかそういうのはどういうふうになっているのか、それをまず御説明いただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 L型側溝の維持管理の方法ということでお話をさせていただきたいと思っております。

L型側溝については、流水部に落ち葉等がたまって流れを阻害するような場合がございます。完全に流れを阻害するような場合におきましては、町ではほうきで掃いて集めて集積して、それで適正に処理をしていると。そういったような管理をしているところでございます。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 L型水路については、実際には、集落内であれば集落で手当てされていることもあり得るのか、その点についてお伺いします。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 お答えいたします。

初めにちょっとお答えをさせていただいたのですが、集落内など地域や集落あるいは団体等による共助互助、これらをやっていただいて、そこでも例えば集落と集落をつなぐ間、そこらについては管理者である町でやっているといった状況でございます。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 排水路は冬に向けて非常に困るといふか、水が湧き上がって道路に薄くでも広がっていると凍結といったことにつながるかと私も理解しているので、町側も十分に注意されているというお話と受け取っておきます。

あと、道路付随の排水路ということで、町の中、野沢まち内などについては、冬期間、流雪溝として民間管理、民間運営というのですかね、担っていますが、何年か前に一般質問の中で出たときに、時々、町で中が滑りやすくなるように手当てをいろいろしたりしているというような答弁をいただいたことがあります。近年もしくは今年などはどういった管理をされているのか、現況についてお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 野沢まちなかの流雪溝についてのおただしにお答えいたします。

まず、内面に塗装して雪の付着などを防いで流れをよくする、そんなようなこともやっております。

ただ、近年私どものほうでその修繕をやるに当たって、修繕とか内面の塗装などにつきましては、町の野沢克雪実行委員会のほうからの要望、この箇所についてこういった処置をしてくれないかといった要望を基に実施しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 非常に短くてあれですけれども、一応排水等、この冬にかかって非常に重大な問題になる。木が垂れ下がる、排水が凍る、こういったことで、今回は日常の生活の中から質問させていただきました。

特に今、最後に出た野沢まちなかについては、みぞれ、強風で枝、そういったものでいろいろなトラブルなども想定されますが、共助といふか、お互いに助け合いながら、できるだけよりよい運用をされていくようにぜひお願いして、私の一般質問は終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 暫時、休議いたします。再開は午後3時といたします。(14時22分)

○議長 再開します。(15時00分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 11番、青木照夫でございます。

その前に、「第14回健康寿命をのぼそう！生活習慣病」、先月11月26日、西会津町が厚生労働大臣最優秀賞受賞、誠におめでとございます。

有害鳥獣の増加と原因についてお尋ねします。

ここ数十年、全国津々浦々に人と共生していた猿、熊、イノシシなどが有害鳥獣化し、特に熊などは人里に現れ、人間を襲うような記事が連日、住民生活に不安をかき立てています。当町では、町民有志の方々が有害鳥獣対策で狩猟や捕獲など、連日対策に追われています。

一方、今、なぜ有害鳥獣が出没するようになったのか、その原因を探ることが重要である1人として質問させていただきます。

一つ、有害鳥獣など、十数年前から里山に出没し被害が拡大しています。

その原因の一つは、森林を利用しなくなり長年放置した結果、森林が荒れ果て、ブナの実、ドングリ、栗などが不作になり、里山に出没する原因と考えますが、当町ではどのように捉えられていますか、お尋ねします。

二つ目、企業が脱炭素と称しカーボンニュートラルを取り入れています。企業が排出する炭素をゼロにすることを目的とし、森林を保有している地方に向けられているようです。その現状を当町ではどのように把握されているのか、お尋ねします。

三つ目、県では、森林環境税を全国に先駆けて取り組みました。その後、現在、首都圏に拡大され、森林環境税が大幅に還元されています。森林を整備とする環境税を当町ではどのように生かし、どのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

次に、人口減少対策についてお尋ねいたします。

令和8年度を初年度とする新たな町の総合計画づくりが10月15日に説明がありました。その中で、町民の方の質問に、人口減少対策として独身者の結婚が一丁目一番地との発言がありました。結婚に対する当町での取組の現状などをお尋ねします。

一つ、出生死亡する自然減少と、転入転出による社会増減の指標が示される中、町の将来像を実現するためには男女の縁結びが大切と考えます。当町の取組を伺います。

二つ目、今まで結婚業者に依頼をして回数を重ねてますが、今までの実績などをお伺いいたします。

三つ目、当町の30代から50代の未婚の男女の人数など、把握されていればお示してください。

四つ目、人口減少に対し、将来の人数や若い世代の移住や出生の人口率など数字がデータ化されています。今後、町民に行政サービスを継続できる人口は何人が必要と捉えておられますか、お尋ねいたします。

以上2項目が私の質問です。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 11番、青木照夫議員の御質問のうち、有害鳥獣の増加と原因についての御質問にお答えいたします。

1点目の有害鳥獣が里山に出没する原因についてであります。主な要因として人が山に入らなくなり森林が荒廃していること、農家数の減少により耕作放棄地が増加したこと、狩猟ハンターの高齢化と減少により野生鳥獣の生息域が拡大したこと、ブナの実やドングリ等の堅果類の不作により山林の餌不足が頻発していること、さらに個体数の増加や人間に対する警戒心の低下等社会環境及び自然環境の変化など、複合的な要因があると捉えて

います。

次に2点目の企業が森林を保有して地方に向けられている現状についてであります。カーボンニュートラルは温室効果ガスの排出量と吸収量を差引ゼロにすることを目指す取組であります。町内の森林を活用してカーボンニュートラルの制度により森林を活用している状況は把握しておりません。

次に3点目の森林環境税の活用についてであります。森林環境税は県民税として課税される森林環境税と、国税として課税される森林環境税の二つがあります。

まず県民税として課税される森林環境税は、森林が持つ水源かん養や県土の保全など多面的な機能を持つ森林機能の維持を目的として平成18年度に創設され、森林環境の適正な保全や森林環境に関する学習活動などを行うための財源として課税されており、県から市町村に森林環境交付金として配分されるもので、令和6年度は500万7,000円が交付されたところであります。

町ではこれまで本交付金を活用して、公民館が主催している自然体験学習やふるさとまつりでの木工教室、西会津小学校児童を対象にした森林学習や自然体験学習、集落周辺の見通しのよい環境整備のための環境共生林整備事業などの事業を実施しているところであります。

また、国税として課税される森林環境税は、日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的として、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため令和6年度から課税が開始され、課税に先行して令和元年度から森林環境譲与税として市町村に配分されているもので、本町では令和6年度に2,208万2,000円が交付されたところです。

町ではこれまで本譲与税を活用して、森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査事業、専門知識や経験を持つ林業事業体を活用した地域林政アドバイザー事業、町内で間伐した針葉樹を木質ペレットに加工し、町内公共施設で燃料として使用する森林資源地域循環利用促進事業、森林の施業界をデジタル技術の活用によって明確化する森林施業界明確化事業等を実施してきたところであります。

町といたしましては、今後も森林環境交付金及び森林環境譲与税をそれぞれの趣旨に沿いながら有効に活用して、町内の森林整備を推進してまいりますので御理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 11番、青木照夫議員の人口減少対策についての御質問のうち、結婚支援対策についてお答えいたします。

最初に、1点目の現在の取組内容についてであります。大きく集团的活動と個人的活動への支援に分けて取り組んでいるところであります。

具体的には、後継者対策実行委員会による婚活イベントの開催、町内企業、組織・団体による交流イベントの奨励・助成など集团的活動への支援と、福島県が運営する結婚マッチングシステム「はぴ福なび」の登録料や民間結婚相談所の登録利用料の補助、結婚祝金や結婚新生活支援補助金、さらには結婚世話やき人の確保など個人的活動への支援に取り組んでおります。

これらの活動に加えて、町の婚活期から子育て期に至るまでの各種支援策や、11月19

日「いい育児の日」、毎月第3日曜日「家庭の日」の周知と普及を図り、若者や子供たちが結婚や子供を産み育てることに、夢や希望、そして喜びを感じられるように、そして不安の軽減が図られるように、家庭や地域における機運の醸成に努めているところであります。

次に2点目の婚活イベントの外部委託による事業実績についてお答えいたします。

外部委託を実施してきた期間につきましては、平成23年度から31年、令和元年度までの9年間となります。その間、入札等により計6社にイベントの企画・運営を委託してまいりました。

その結果についてであります、イベント開催数は計22回、参加者数はのべ372名、当日のカップリング数は57組となっており、イベント由来の成婚数は4組と把握しております。

次に3点目の町の30歳代から50歳代の未婚者の人数につきましては、令和2年国勢調査の結果では、30歳代が男性131名・女性76名、40歳代が男性136名・女性62名、50歳代が男性157名・女性62名となっており、当該年代における未婚率は、男性約50%・女性約27%となっておりますので、御理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 11番、青木議員の人口減少対策についての御質問のうち、4点目の行政サービスを継続できる人口の御質問にお答えいたします。

本定例会に議案として提出いたしました次期総合計画では、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別推計人口（令和5年推計）」を基に、町の実情を踏まえて、令和22年までの町の将来人口を推計しました。

令和2年に5,770人であった人口は、本計画の最終年である8年後の令和15年には4,247人、さらにその7年後の令和22年には3,398人にまで減少することが予想されておりますが、町の将来目標人口については、本計画に盛り込まれた雇用機会の創出や交流人口の拡大、子育て支援策の充実などにより、令和15年は4,500人、令和22年には3,800人を目標にすることとしております。

行政サービスを継続できる人口は何人と捉えているかとおたがひでございますが、御承知のとおり、人口減少は本町だけでなく全国的な問題であり、その対策は最重要課題であると考えております。一方で会津管内近隣自治体の状況のとおり、現在でも本町より人口が少ない各自治体においても、それぞれの人口規模に応じたまちづくりを進めているところであります。

本町としましても、継続できる人口というよりも今後とも総合計画における町の将来像と、町民一人一人が住み慣れた地域で幸せな暮らしを実現し続けていけるよう、同計画に記載した各種施策に鋭意取り組むことが重要であると考えておりますので御理解願います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 順次再質問させていただきます。

まず、町の有害鳥獣、これは昨日、同僚議員が捕獲狩猟についての先進的な、また現実的な取組を質問されておりました。私はその原因、何で出るのかということを中心に質問させていただきたいと思っております。

出沒の原因ということで御答弁いただきましたが、いろんな形で、ブナの実とか栗の実

とか、凶作になっているところが原因ということが述べられておりますが、ちょうど先日、NHKでも4月30日に有害鳥獣、特に熊に対しての移動動態の映像が流されました。

私がそこで注目していたのは、何で熊が出るようになってしまったのかが一番の強い期待感がありましたが、何で出たのかということに対しては、映像的にはちょっと期待外れだったのかなと思います。

その中で、ここに取り上げました私の三つの点では、熊が出る、熊ばかりじゃない、今、有害鳥獣として猿、熊、イノシシなどが出るようになってしまった。これは西会津町ばかりじゃなくて全国的に、ここを取り上げて西会津町どうするかということに対して、果たしてそれが解決策になるかどうか分かりませんが、しかし私は地方の感じた1人として、やっぱり言うべきは言わせていただく。感じたことを発信していくということが大事であるところから、私は質問に立たせていただいているわけです。

今の熊が出るという流れの中で、町としての捉え方、さっき説明いただきました。本当にその中に出る原因というのはどういうものなのか。私は、捕獲狩猟に対してのことは優先的にやんなくちゃいけません。しかし、今の結果、現象には必ず原因があるのです。原因があるから、私は熊が悪いのか、猿が悪いのか、イノシシが悪いのかだけでは片づけられないような思いがあるから立たせていただいているわけでありますが、なぜ出るのかということに対しての御答弁をいただけたらと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、熊の出没の要因ということの再質問にお答えいたします。

1回目の答弁でも述べさせていただきましたが、まず人が山に入る機会が少なくなって森林が荒れてきているということ。農家数の減少によって遊休農地が増加しているということで出没しやすい環境になってきたということ。狩猟ハンターの方が昔、山の中で狩猟を大勢の方がやっていたわけなのですが減少して、なかなか狩猟としての効果、失礼しました、効果ではないですね、が少なくなったということで生息域が拡大してきたこと。近年の気象状況の変化によりまして、ブナ、あるいはドングリなどの堅果類が不作になって人里に下りてきやすい環境になってきたこと。また、正確な数というのは把握しておりませんが、個体数全体も増加をしているというふうに言われております。

これらにつきましては、人口減少でありましたり、過疎、高齢化、あるいは木材の価値が低下しているというような、一つの理由ということではなくて様々な理由が複合的に重なって今年のような状況が発生しているのではないかとこのように分析をしております。

以上です。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 繰り返しの御答弁でございましたが、ありがとうございます。

そこで、私は2番目にカーボンニュートラルという横文字を入れました、なぜか。今、町は取り組んでおりません。捉えておられないという御答弁であります。

私が35年前から、仕事上であるところに月2回、当時4軒ぐらゐの家がありました。その当時から熊が出てました。その熊が出てたときは、ドラム缶を撃てば熊が逃げました。それで私がその道を帰り通ると、熊が、普通獣道というところ、大体そこに横切りました。でも、熊は逃げて山道に帰っていったということがありました。

それで、このカーボンニュートラルという中身でございますが、約 15 年前から、1 軒 2 軒 3 軒、みんな山に下りました。それはいろんな高齢化で、家族の減少で下りてしまいました。その 3 年後辺りに、私がカーボンニュートラルで、ここの山をある日、企業の人から受け取りましたという言葉は初めて聞いたのですね。

それで何でこれカーボンニュートラルなのって言ったら、そこの CO₂ というか炭素を発生する会社が森林をそこに所有することで、私の会社はニュートラルというかゼロなのですよということを、私、その当時、聞いたのです。そういうことなのかと。じゃあ、西会津町のそこもそうなのかということの意味での質問でしたが、その当時、町は捉え方が、タッチしてないというか、その制度まではこの答弁の中では分かりませんということのお答えでございますので、それ以上のことは私は申し上げられません。

ただ、繰り返しますが、なぜ熊が出るのか。そこ当時行ったときは 8 人乗りのバンで悠々と車が入りました。今、去年行ったら、軽トラがやっと通れるような道です。

ということは、先ほど言った熊が人間を見たら逃げた。今はどうですか。すごいもう軽トラが入れないような道になってしまいました。人間がいなくなりました。ということで、私は、今は 2050 年までは温暖化防止というか、炭素を発生する会社がみんな努力してそこまでにゼロにしますよと。温暖化対策としての企業の努力の話なんかは聞かせてもらいましたが、繰り返しますが、里山に行って自分で森林を捕獲するとそれがゼロになると。でもそれほったらかし、それはおかしいなということで、私はここで質問させていただきました。それは、町が今のところは関知してない、タッチしてませんというような内容でしたので、私はそれ以上は質問は申し上げません。そういうことでありましたので、熊の出る原因ということを私は申し上げたつもりでございます。

次、2 番目、環境税の問題でございますが、福島県では全国で先駆けて環境税を取り組まれたということで、1 世帯というか非課税世帯というか、その中身ちょっとあれですが 1,000 円ずつ出してた。ところが、ある首都圏から移住されてた人がこういうことをアドバイスした。県が努力して 1,000 円を環境税を出しているんだ、これは首都圏からもらうべきだというアドバイスがありました。それは十数年前の話です。

私は、そういうことが、一個人であります、地元の国会議員、首都圏の知ってる国会議員に、この森林環境税の問題は首都圏が出すべきだということで申し上げたことがあります。しかし、そのときは、税の問題ですからそれは難しいですと、いい返事はほとんどいただけませんでした。

そういういろんな取組の中で、やっぱり今は首都圏から 2,000 万以上の補助をいただけるようになりました。そのいただいた中での取組の状況であります、これが今、私の個人として、ずれていたら訂正しますが、私は森林組合に多分お願いしてその取組をされていらっしゃると思うのですけども、委託は森林組合では間違いありませんね、どうですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、森林環境税を活用した事業の委託先という御質問でございますが、森林組合のほうに委託している事業もありますが、森林組合以外にも委託している事業もあるということでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫　これはなぜ申し上げたかという、話を戻しますが、熊を出ないようにするためには、この森林環境税をいかにどのように使って生かすべきかということの頭があったものですから、その生かし方をここに説明の中には述べられていますが、やっぱり優先的、西会津町は熊対策としてこの環境税をここに重点的に使うんだということの取組方が必要ではないかと思いますが、今後のお考えはいかがですか。熊対策とか有害鳥獣に対してのお考えはいかがですか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それでは、森林環境譲与税の今後の使途、使い方についての御質問にお答えいたします。

国のほうで森林環境税、森林環境譲与税を創設した目的については、先ほど申し上げましたように、日本全国で手入れされていない森林が相当多くなってきているということで、これを解決するために、国民の皆様から御負担をいただいて、それを財源として整備をするということになってございます。

特に今回、森林環境譲与税の柱になっておりますのが、森林経営管理制度という森林環境税の創設と併せてできた制度がございまして。

これ、森林の所有者の方にそれぞれ、今後御自身で管理をしていくのか、あるいは自分で管理ができないので市町村に管理をお願いするのかというような意向調査を行います。この意向調査の費用についても、森林環境税を活用させていただいております。意向調査の結果に基づいて、自分で管理はできないという森林については、基本的には市町村が今度管理をしていくこととなります。

市町村で管理をするに当たって、その山林が経営的にお金になる森林なのか、お金にならない森林なのかというところでまた区分けをしまして、お金になる森林については森林組合のほうに再委託ということをしませう。で、森林組合のほうで管理を担っていただく。本当にもう山自体、森林自体が収益が上がらないものについては、町で森林環境譲与税を活用して町が直接管理をしていくということになります。

ですから、今回、森林環境譲与税のほうは2,200万ほどこれから毎年歳入、交付されるわけなのですが、それについては、今後増大すると見込まれる町が管理しなければならない森林の管理費用に今後は主に充当をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長　11番、青木照夫君。

○青木照夫　首都圏から2,200万の環境税が来るということではありますが、私はその中を見ると、人口割だとか面積割みたいなことで配分されるというのは、特に地方では森林を、うちの場合は86%か87%ですか、持ってるわけですね。首都圏はどのぐらい持ってるんだか、それから見ると、私は、これからどんどん国会議員とかに環境税の在り方、もっと地方にもらうべきだということを事あるごとに私も皆さんもこれからもやっぱり訴えるべきだと思っております。もう2,000万ぐらいなら本当に何もできないような状態なのかも分かりませんが、むしろ西会津町はこれだけのことを取り組んでんだ、それでこれだけの対策をしてるんだって言えば、これだけの西会津町に来てくださいというような、つながるような町の独自の取組でも、そこにプラス町の独自の予算をかけてまでも、私は森林を

環境保全をすべきと思いますが、町長、その辺はいかがでしょう。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、再質問にお答えをいたします。

青木議員が今ほど申し上げられましたように、まず、森林環境譲与税の配分につきましては、私有人工林の面積割、林業の就業者数割、国勢調査の人口割というようなことで配分されますが、そのうち私有人工林面積が55%の配分割合になっておりますので、人口は20%ということで、これは制度始まってから少し見直しをしまして、やはり地方の要望に添った形で面積割が増えているということで、その辺は地方の声が届いているのかなというふうに捉えております。

あと、今後の2,000万からの事業費でやっていくのかということですが、当然、森林環境税あるいは森林環境譲与税につきましては、それぞれ法律にのっとって使途が決まっておりますので、法律の許す範囲で町のほうでも活用を図っていききたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。そういうお考えで前に進んで、森林環境税に対して取り組んでいただきたいと思います。

次に、人口減少についてお尋ねいたします。

これは10月15日に総合計画の中で町民の方からいただいた、私も参加して聞いた中での内容でありましたので取り上げました。本日の午前中にも、同僚議員が結婚に対する質問をされました。私は別の角度で質問を申し上げたいと存じます。

その中で、各事業者の取組、いろんな数字取り上げて実績なども報告ございました。ただ、%的には、数字的にはちょっと期待できなかったなという思いがします。

そこで、午前中の中でもお話ありましたが、私の結婚観、人の結婚感というと3通りあるんじゃないかなと捉えています。

一つ目は、人間の依存関係から自分らしさ、自立の選択を選ぶ方。二つ目は、結婚願望はあるが触れ合う機会がなく縁のないまま結婚が遅れて薄れてるという方。三つ目が、身体の原因や結婚観が最初から持てない方がおられます。

この3通りの捉え方で、午前中のお話の中でも、いろんな結婚観がある、いろんな中で多様性がある、いろんなことを認めなくちゃいけないというお話も出ましたが、私はそういう中で、この人数を上げていただきました。これだけの方がいらっしゃるわけですね。30代の方が男性が131名、女性が76名、40代が男性136名、女性が62名、50代では男性が157名、女性が62名という人数を報告いただきました。

私は、この方々の中から、もし縁結びができる可能性があるとしたならば、いや、その前にアンケート調査などを取られたらいかがですか。今まで、今の人数の対象者の中には、そういうアンケートなんかを取られたことはございますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

アンケート調査をしたことがあるかというお尋ねです。

この年代の独身の方というようなことでターゲットを絞ってのアンケート調査は実施し

ておりませんが、第3期、現行の子供・子育て支援事業計画策定に当たって、子育て世代の方を中心に中学生から60代までの方について、結婚されてる方も当然中には含まれていますし独身の方も含まれています。そういった方々を任意の形で抽出をさせていただいてアンケートを取った経過はございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 繰り返し私の申し上げたのが、30代から50代の年齢層の中で、きちんとアンケートを調査して、結婚してもいい、もうしたくない、いや縁があればやってもいいというような方が必ずいます。必ずそういうところへアンケートを調査して、やっぱり縁を結ばれるようなイベントというか、そういう方向づけが大事じゃないかなと思います。

そこで、私の思い、考え、ちょっと申し上げたいと思います。

出会いの場所なのですが、今までもいろんな形で、午前中も同僚議員も一部質問されますが、私はやはり知ってる場所では、思い切って首都圏で、知らないところでやる、その対象者申し上げますね。

やっぱり我々が首都圏と友好都市をつくる、結ばれているところとか、在京西会津のファミリーの方とか、あとは、個人的に西会津が大好きだという方が、ファンがいるのです。そういう方を対象にした首都圏での出会いの場、私はそういうことはどうなのかという思いが強くなりますが、そういう今のお考えとしてはいかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、すみません、今の質問にお答えする前に、アンケートの件でもう一つ実施していたアンケートがありまして、令和3年に西会津の町内の方だけではなくて、関係人口あるいは交流人口の方も対象にして、母体数としては400名程度いたと記憶しておりますけれども、年齢は比較的若い層でありました。そういった方をターゲットとしたアンケート調査、結婚の意識調査というのもしたことがあるということで、まずお答えをさせていただきます。

今ほどの、首都圏でそういう出会いのイベントはどうだ、機会を設けてはどうだということでした。

現在、後継者対策実行委員会の中で町内でイベントを開催しておりますが、やはり参加者の中には、人の目が気になるというような御意見もいただいておりますので、そういった部分に配慮する意味でも、若松程度もしくは思い切って首都圏というのがあるのか、そういったところはまだまだ検討の段階だと思いますけれども、ただ先日、あるテレビで、東北の多分秋田だと思いますけれども、栃木の方の集団のカップリングのイベントがあったような放送をされていました。あ、こういうやり方もあるんだなというようなことで情報を得ることができましたので、何が効果があるのかというのは実際本当に分からないところですけども、いろいろ試して、トライ・アンド・エラーになるかもしれませんけれども、そういったところは柔軟に考えていきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 前、結婚婚活のことで質問したことがございます。それは会津管内の中であるところにやっぱり40人ぐらい集まって、私もボランティアで参加させていただいてま

した。

今、私が申し上げたのは、やっぱり人間って、あの人、この人、目を置く、気を遣う、だからなかなか参加しにくいな。今、課長が言われたように、私は不特定多数のじゃなくて、さっき申し上げた、あるグループ、あるつながりという中であったらちょっと安心なのかなという思いがするから申し上げたのです。

私個人で婚活 38 件で 14 人、たまに仲人も個人的にあります。そういう中で、私は本当に大事な、年齢もその中でこの年齢には全く外れてます、男性が 70 歳、女性が 60 歳、そういう方にも声かけたこともございます。そういう中で幅広い、気軽に誰でも、気持ちのある人、それが大事ですけど、気持ちがなくても会う、そういうものがあればちょっと乗ってみようかな、行ってみようかな、話をしてみたいなということも私は橋渡しとしては大事なのかなと思います。今後の取組というのは、非常に私は人口減少ということに対して前向きに取り組んでいただければと思いますが、今の私の考えについてはいかがでしょうか、ちょっと御判断いただけますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

青木議員のおっしゃるとおりだとは思いますが、まず、そういった交流イベントに率先して参加をしていただいている方にも、やっぱり考え方がございます。青木議員おっしゃったとおり、そういう出会いを求めている人もいますし、また、そういうものは必要ないというような人生を選択されている方もいらっしゃいますので、そういったところは十分に配慮して、それこそ婚活ということであれば、そういう思いのない方は排除されてしまうこととなりますので、やはり荒海議員の質問の中で答弁したとおり、多様性を考えながら自然な出会いも大切にしたい。ただ、我々が取り組むそういったものが、全てそういう機会になる可能性を秘めているという共通認識の下に取り組んでいくのが大切だと考えております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 課長の言われたとおりのお考えだと思います。

私はそういう中で、大勢の人とかいうんじゃないで、もう 10 人でも、その範囲以下でもいいと思います。だから、そういう中での町の取り組み方、努力の仕方では、1 人が結ばれるのであればすごい幸せ感が得られるんじゃないかなと私は思ったことで申し上げたわけでありまして。そういう意味で、今後、町のこれからの取組もぜひ強い継続心を持って取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、町の人口減少に対し将来の人数や若い世代の移住、出生の人口率などということで、先ほど課長から答弁いただきました。

数字的には最終的には 4,500 人という数字をいただきました。私は、これすばらしい数字だと思います。令和 22 年まででしたか、そういう 4,500 人で西会津町を維持していく、確保していくということが私は大事だと思います。

これからのまちづくりというのは、やはり目標を持って。これからデータでだんだん減る人数は 3,900 でどうのこうのじゃなくて、もう目標 4,500 人というふうに掲げて努力して頑張るといふ西会津町の姿勢というものは、私はまちづくりに非常に大切なのかこの

数字を見て思いました。その思い、これからの本当のまちづくりの西会津町の継続できる思いというものも、もう一度、企画課長、御答弁をお願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 青木照夫議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、4,500人というのは令和15年の目標人口でございます。22年には3,800人、こういった目標を達成していくために、新しい町総合計画を着実に実施していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 失礼しました。15年と22年の間違いでございましたが、私は間違ってもその人数で確保して頑張る、その姿勢が大事なのかなと思わせていただきます。ぜひそういう取組で、西会津町にいろんな定住移住、またいろんな関わりを持ってまちづくりをしていただきたいと思っております。

最後でございますが、私の今までの質問した中で、これは御答弁いただけませんが、最後のあれとして、十数年前に、今の熊の以前に猿が西会津町に多く出て、ある地区では困った。そういう中で、やっぱり人が山里に入らない、高齢者になって伐採もできない。そういう状態で、私は十数年前にこういうことを申し上げたことがございます。

高齢者で人がいなくなるならば、森林専門学校2年間でも造れませんかというようなことを申し上げたことがございます。もちろん、それはそのままでも終わりましたが、私は、これだけの、西会津は300平方キロメートルですか、その面積を維持されてるわけですから、それをこれから保全し、それからしていかなくちゃいけない。もう山に行けない、誰も整備できないというのであれば、私は今申し上げたような、専門の若い人の、そういう専門学校で西会津にいて学校に2年間出ればそこにというような、もう十数年前の話をしたことがあります。

もう一つ、話変わりますが、西会津町として、本当に、これもある首都圏から来られた方のアドバイス、それも10年前の話。それは西会津町に何もこだわることはないじゃないか、会津村にしたらどうだという方がいました。会津って言えば全国みんな共通、そこにはみんな集中すると。村ならどこでも来るぞというような方がいらっしゃいました。私はそれを聞いて、なるほど、町に何もこだわる必要ないんじゃないかなんて思ったことがございました。それが私の二つのことをもって、余計なことではございますが、それを述べさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

皆さんに申し上げます。明日10日は休会となっておりますが、全員協議会、総務、広報広聴の各常任委員会、議会活性化特別委員会、議会運営委員会を開催しますので、開始時刻までに御参集ください。会期日程表のとおり、11日は午前10時より本会議を再開いたします。お疲れさまでした。

本日はこれで散会いたします。(15時58分)

令和7年第6回西会津町議会定例会会議録

令和7年12月11日（木）

開 議 10時00分
散 会 13時36分

出席議員

1番	渡部 佳菜子	5番	小林 雅弘	9番	三留 正義
2番	仲川 久人	6番	荒海 正人	10番	猪俣 常三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞継	11番	青木 照夫
4番	上野 恵美子	8番	伊藤 一男	12番	武藤 道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友喜	建設水道課長	石川 和典
副 町 長	大竹 享	教 育 長	五十嵐 正彦
総 務 課 長	伊藤 善文	学校教育課長	佐藤 実
企画情報課長	玉木 周司	生涯学習課長	長谷沼 充伸
会計管理者兼町民税務課長	渡部 栄二		
福祉介護課長	船橋 政広		
健康増進課長	岩 渕 東吾		
商工観光課長	齋藤 正利		
農林振興課長	小 瀧 武彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博文	議会事務局主査	大崎 友梨
--------	--------	---------	-------

第6回議会定例会議事日程（第7号）

令和7年12月11日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第1号 西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第4次）
- 日程第5 議案第5号 令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第6 議案第6号 令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第7 議案第7号 令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 西会津町総合計画（第5次）の策定について
- 日程第10 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 提案理由の説明
- 日程第14 議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

- 日程第16 議案第15号 令和7年度西会津町一般会計補正予算（第5次）
- 日程第17 請願第6号 「インボイス制度の見直しを求める意見書」の提出について
- 日程第18 請願第7号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出について
- 日程第19 意見書案第1号 インボイス制度の見直しを求める意見書
- 日程第20 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第21 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第22 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。

令和7年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 報告いたします。

町長より、追加議案として別紙配付のとおり3件の議案が提出され、受理いたしました。

議会運営委員会にお諮りをし、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上です。

○議長 日程第1、議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、本年4月2日、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、令和8年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格が全ての選挙で、個人演説会の告知の記載の有無に関わらず、長さ42cm、幅40cm以内とされます。

これに伴い、町議会議員選挙、町長選挙のポスターの規格が国会議員等と同様になったことから、作成単価を引き上げる改正を行うものであります。

それでは議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表1ページを御覧ください。

西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額などを規定しており、作成単価「440円16銭」を「586円88銭」に、企画費「237,188円」を「316,250円」に改めるものであります。

次に附則であります。施行期日で、令和8年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町議会議員及び西会津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定等に係る条例の一部改正であります。

御承知のとおり、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることができません。

そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられております。

また、市町村職員の給与改定に当たりましては、地方公務員法第24条に「職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。」と規定されていることから、町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じ改定を行ってきたところであります。

今回の改正内容についてであります。人事院は、本年8月7日、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の給料表について、若年層を重点に置きつつ、その他の職員も昨年を上回る改定とする平均3.3%の引き上げと、期末・勤勉手当をともに0.025月引き上げるなどの勧告を内閣、及び国会に対し行ったところであります。

また県人事委員会は10月10日、人事院勧告に準じて若年層を重点に置きつつ、全ての号給の給料表を平均2.97%引き上げるとともに、期末及び勤勉手当をともに0.025月引き上げる勧告を県及び県議会に対し行ったところであります。

町におきましても、これらの勧告の意義を尊重し、職員の給料表について、平均2.97%引き上げるとともに、期末及び勤勉手当をともに0.025月引き上げる改正を行うものであります。

それでは、改正条文について御説明いたしますが、あわせて、条例改正案新旧対照表・2ページを御覧ください。

まず、改正条例案第1条の「職員の給与に関する条例の一部改正」であります。

第20条は、職員の期末手当に係る規定で、第2項は、支給率について、「100分の125」

を「100分の127.5」に改め、0.025月の引き上げ、第3項は定年前再任用短時間勤務職員の支給率について、「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に引き上げるものであります。

第21条は、職員の勤勉手当に係る規定で、第2項第1号は定年前再任用短時間勤務職員以外の支給率について「100分の105」を「100分の107.5」に、第2号は定年前再任用短時間勤務職員の支給率について「100分の50」を「100分の52.5」に改めるものであります。

なお、今次の支給率の改正に当たりましては、令和7年度の引上率を12月支給分で一括して調整を行うものであります。

別表第1は行政職の給料表、別表第2は医療職の給料表であり、それぞれ改正するものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても職員の給与に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表13ページを御覧ください。

第11条は、通勤手当の規定で、第2項第2号は通勤手当の上限額について「52,900円」を「60,000円」に改めるものであります。

第19条は、宿日直手当に係る規定で、第1項は日直手当の額について「4,800円」を「6,900円」に改めるものであります。

第20条第2項は職員の期末手当の支給率について「100分の127.5」を「100分の126.25」に、第3項は定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」にそれぞれ引き下げるものであります。

第21条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の支給率「100分の107.5」を「100分の106.25」に、第2号は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率「100分の52.5」を「100分の51.25」に引き下げるものであります。

第20条及び第21条の改正は、令和8年度以降の支給率を6月期・12月期とも同じ率とし、平準化するための改正であります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日であります。第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用するものであります。

ただし、第20条第2項、同条第3項、第21条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年12月1日から適用するものであります。第2項の改正条例案第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案の

とおりの御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　議案第3号、西会津町火入れに関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、当該条例において規定されている、現在気象発表で用いられていない用語等を現行の名称とするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書を御覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の16ページを御覧願います。

西会津町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第2項の改正内容であります。昭和63年に「異常乾燥注意報」が「乾燥注意報」に名称変更されましたが、変更前の「異常乾燥注意報」と規定していることから、現行の注意報名称に改正するものであります。また、注意報は発令ではなく発表のため文言の整理を行うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行期日についてであり、令和8年1月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町火入れに関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第4次を議題とします。
本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第4号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第4次の調整について、御説明いたします。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、社会資本整備総合交付金の確定による減額のほか、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金、児童手当給付費負担金の追加計上などがあります。

歳出につきましては、本年4月の人事異動等に伴う職員人件費や、人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じた職員の給与等の改定に伴う人件費の調整、町長選挙及び町議会議員補欠選挙の確定に伴う調整、児童手当の追加、事業費の確定見込みによる道路改良舗装工事の減額、現年災害復旧工事の追加などを計上したところであります。

それでは予算書を御覧願います。

令和7年度西会津町の一般会計補正予算第4次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,256万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書で御説明いたします。

7ページを御覧ください。

まず歳入であります。14款国庫支出金、1項1目、民生費国庫負担金782万8,000円の増は、児童手当給付費負担金の追加計上であります。

2項4目、土木費国庫補助金4,952万4,000円の減は、補助金の確定に伴う社会資本整備総合交付金、道路事業4,600万7,000円の減、同交付金、地域住宅計画事業351万7,000円の減であります。

5目、教育費国庫補助金111万3,000円の減は、小学校・学習用タブレット購入に係る公立学校情報機器整備事業費補助金の確定による減額であります。

8ページを御覧ください。

15款県支出金、1項1目、民生費県負担金122万5,000円の増は、児童手当給付費負担金の追加計上であります。

2項7目、災害復旧費県補助金460万円の増は、農地及び農業用施設災害復旧事業補助

金の追加計上であります。

18 款繰入金、2 項 1 目、財政調整基金繰入金 5,146 万 2,000 円の増は、今次補正で不足する財源として繰り入れるものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは 5 億 8,282 万 4,000 円であります。

9 ページを御覧ください。

21 款、町債につきましては、それぞれ起債充当事業の事業費の調整に伴い、額の調整を行うものであります。

10 ページを御覧ください。歳出であります。

2 款総務費、1 項 1 目、一般管理費 284 万 8,000 円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などでありましてあります。

11 ページを御覧ください。

10 目、ふるさと振興費 287 万円の増は、温泉施設管理業務委託料 210 万 1,000 円の追加計上などでありましてあります。

12 ページを御覧ください。

2 項 1 目税務総務費、1,334 万 3,000 円の増、3 項 1 目戸籍住民登録費 109 万 8,000 円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などでありましてあります。

13 ページを御覧ください。

4 項 3 目、町長選挙費 809 万 5,000 円の減、14 ページに移りまして、4 目、町議会議員補欠選挙費 236 万 8,000 円の減は、費用の確定に伴う減額であります。

15 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費 533 万 5,000 円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、人件費等分の減額などでありましてあります。

16 ページを御覧ください。

3 目、老人福祉費 363 万 9,000 円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、介護保険特別会計繰出金 127 万 2,000 円の追加計上であります。

2 項 2 目・児童措置費 1,842 万 1,000 円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、17 ページに移りまして、児童手当 1,012 万 5,000 円の追加計上などでありましてあります。

4 款衛生費、1 項 1 目、保健衛生総務費 1,488 万 6,000 円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などでありましてあります。

19 ページを御覧ください。

2 項 3 目、し尿処理費 123 万 2,000 円の増は、下水道事業会計繰出金、個別排水処理事業の追加計上であります。

6 款農林水産業費、1 項 2 目、農業総務費 225 万円の減、20 ページに移りまして、3 目、農業振興費 594 万 3,000 円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、農業公社用トラクター購入に係る事業費確定に伴う、農地保全用備品購入費 181 万 1,000 円の減などでありましてあります。

21 ページを御覧ください。

2項1目、林業総務費1,163万7,000円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、有害鳥獣捕獲報償金109万円の増、森林活用交流促進施設・管理運営委託料101万9,000円の追加計上などです。

22 ページを御覧ください。

7款商工費、1項1目、商工総務費797万2,000円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整です。

23 ページを御覧ください。

8款土木費、1項2目、道路維持費361万円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、除雪機械購入費195万5,000円の減額などです。

3目、道路新設改良費2,783万2,000円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、町道改良等測量設計委託料431万4,000円の減、24ページに移りまして、町道改良舗装工事2,000万円の減額などです。

3項2目、公共下水道費357万9,000円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整による下水道事業会計繰出金、公共下水道事業の減額です。

3目、公園費240万3,000円の増は、さゆり公園管理業務委託料の追加です。

25 ページを御覧ください。

9款消防費、1項2目、非常備消防費180万7,000円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整です。

10款教育費、1項2目、事務局費215万9,000円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などです。

26 ページを御覧ください。

3目、学校給食費188万2,000円の増は、光熱水費、修繕料などの需用費189万6,000円の追加、給食センター・ボイラー更新に係る設計監理委託料139万9,000円の新規計上、工事完了に伴う同センター蒸気配管更新工事127万9,000円の減額などです。

4目、スクールバス運行費386万9,000円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などです。

27 ページを御覧ください。

2項1目、学校管理費347万9,000円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整などです。

2目、教育振興費103万2,000円の減は、小学校教材用備品、タブレットの購入費確定に伴う減額などです。

28 ページを御覧ください。

4項1目、社会教育総務費526万1,000円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整です。

30 ページを御覧ください。

11款災害復旧費、1項1目、農業施設災害復旧費889万円の増は、本町、牧、出戸地内の現年災害復旧工事費の追加計上などです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

2番、仲川久人君。

○仲川久人　1点確認させてください。8款の土木費の3目、大幅な減額となっているのですが、委託料、町道の改良と測量委託料が431万4,000円、改良舗装工事2,000万円の減額となっていますが、規模が縮小したというような認識でよろしいのですか。それとも、工事自体が取消しになったのか。ちょっと詳細を教えてください。

○議長　建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長　仲川議員の御質問にお答えいたします。減額になった要因ですが、いわゆるシーリングというものでございまして、要望額に対して交付決定された額が小さかったといったことで、その額に合わせて工事の進捗を図っているところでございます。

○議長　そのほかございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第4次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第4次は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第2次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長　議案第5号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第2次の調製について、御説明します。

今次の補正は、まず事業勘定については、保険給付費の見込みによる経費の調整と、職員の給与改定などによる人件費の調整などです。

診療施設勘定については、職員人件費の調整や、医薬品費の追加計上などです。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算第2次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,159万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億2,642万2,000円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分

ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により御説明します。

8ページを御覧ください。事業勘定の歳入です。

4款、県支出金、2,343万3,000円の増は、保険給付費の見込みに伴う普通交付金の増額、及びシステム設定費に充当する特別交付金の追加計上です。

6款、繰入金、183万6,000円の減は、職員の育児休業など、人件費の調整による一般会計繰入金の減です。

9ページを御覧ください。歳出です。

1款、総務費、183万6,000円の減は、職員の育児休業や給与改定による給料、共済費などの調整です。

2款、保険給付費、2,340万円の増は、今後の支出見込みにより計上したものです。

4款、保健事業費は、標準化システムへの移行に伴うパソコン設定費用の追加計上です。

18ページを御覧ください。診療施設勘定です。

歳入予算はありません。

歳出のうち、1款、総務費、347万3,000円の減は、職員の育児休業や給与改定による給料、職員手当などの調整と、経常的な施設修繕料を追加したものです。

2款、医業費、347万3,000円の増は、今後の支出見込みにより、医薬品費を追加計上したものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第2次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算第2次は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第2次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　議案第6号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第2次の調

整について御説明申し上げます。

今次の補正につきましては、当初見込みよりも、居宅介護サービス給付費など、保険給付費の実績見込みによる組み換え調整と、職員の人事異動等に伴う職員給与等人件費の調整が主なものであります。

それでは予算書を御覧ください。令和7年度西会津町の介護保険特別会計補正予算第2次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,684万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、6ページを御覧ください。歳入であります。

7款繰入金、1項3目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外27万8,000円の減額は、実績見込みによるものであります。

同じく5目、その他一般会計繰入金155万円の増額は、職員の人事異動等による職員給与等繰入金147万円の増、認定調査等費の実績見込みによる事務費繰入金8万円の増によるものであります。

次に、7ページを御覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目、一般管理費147万円の増額は、人事異動等に伴う職員給与等人件費の調整によるものであります。

2款保険給付費、1項1目、居宅介護サービス給付費510万円の増額、同じく2目、地域密着型介護サービス給付費610万円の減額。

8ページを御覧ください。

同じく3目、施設介護サービス給付費100万円の増額は、これまでの給付費実績をもとに本年度の必要額を算出し、予算額を調整したものであります。

3款基金積立金、1項1目、介護給付費準備基金積立金120万8,000円の増額は、今次補正による歳入・歳出の調整をした結果、余剰となった額を積み立てるものであります。これにより、令和7年度末の介護給付費準備基金の残高は、6,664万7,000円になる見込みであります。

4款地域支援事業費、3項1目、総合相談事業費157万8,000円の減額は、地域包括支援センターに配置している保健師の person 費等の調整によるものであります。

同じく8目、在宅医療・介護連携推進事業費13万円の増額は、西会津診療所に配置している医療介護相談員の person 費等の調整によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第2次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって議案第6号、令和7年度西会津町介護保険特別会計補正予算第2次は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算・第1次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第7号、令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算第1次の調製について御説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収入は、職員の配置替え等に伴う一般会計補助金の減額及び事業費の増に伴う企業債借入金の増額、支出は、職員の配置替えに伴う人件費の減額及び各種事業の執行見込み等による増額です。

それでは予算書を御覧願います。

総則第1条、令和7年度西会津町の簡易水道等事業会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度西会津町の簡易水道等事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額79万8,000円を減額し、2億6,948万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億738万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,150万9,000円、過年度分損益勘定留保資金101万3,000円、当年度分損益勘定留保資金7,886万7,000円、減債積立金600万円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入は、補正予定額3,113万2,000円を増額し、2億3,086万5,000円とし、支出については、補正予定額3,200万円を増額し、3億3,825万4,000円とするものです。

2ページを御覧願います。

企業債の補正、第4条、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

簡易水道等事業の補正前の限度額1億1,380万円を8,060万円増額し、補正後の限度額を1億9,440万円とするものです。次に、過疎対策事業の補正前の限度額8,400万円を4,900万円減額し、補正後の限度額を3,500万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

一時借入金の補正、第5条、予算第7条に定めた一時借入金の限度額1億円を2億円に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で、補正予定額79万8,000円を減額し、3,384万5,000円とするものです。

他会計からの補助金の補正、第7条、予算第9条本文中「補助を受ける金額は1億1,302万5,000円」を「補助を受ける金額は1億1,100万9,000円」に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3ページを御覧願います。

まず収益的収入及び支出の収入は、第1款簡易水道等事業収益、2項2目、他会計補助金は、一般会計補助金154万8,000円の減額です。

3項1目、その他特別利益は、賞与引当金戻入75万円の増額です。

4ページを御覧願います。次に、支出です。

第1款、簡易水道等事業費用1項1目、原水及び浄水費は、事業費の執行見込みによる委託料等の減額や動力費の増額、並びに職員の給与改定等に伴う調整により7万9,000円の増額です。

2目、配水及び給水費は、漏水調査等の執行見込みによる委託料の調整や、この調査で発見された漏水の修繕費の調整が主なものです。

4目総係費は、職員の配置替え等に伴う87万7,000円の減額です。

5ページを御覧願います。

次に資本的収入及び支出です。

1款簡易水道等事業資本的収入、1項1目、企業債は、事業費の執行見込みによる企業債借入金3,160万円の増額であります。

2項1目、他会計補助金は、資本的収支から収益的収支へ振り替えるため46万8,000円の減額であります。

6ページを御覧願います。次に支出です。

1款簡易水道等事業資本的支出、1項2目、配水管布設費は、宝坂地区水道管更新工事等の追加による委託料及び工事請負費3,200万円の増額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算第1次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和7年度西会津町簡易水道等事業会計補正予算第1次は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算第1次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 議案第8号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算第1次の調製について御説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収入は、職員の配置替え等による一般会計補助金の減額、支出は、職員の配置替え等による人件費の減額及び各種事業の執行見込み等による増額です。

それでは予算書を御覧願います。

総則、第1条、令和7年度西会津町の下水道事業会計補正予算第1次は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和7年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額383万8,000円を増額し、3億8,919万6,000円とするものです。

資本的収入及び支出の補正、第3条、令和7年度西会津町の下水道事業会計 予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,656万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額373万円、過年度分損益勘定留保資金202万円及び、当年度分損益勘定留保資金7,381万9,000円、減債積立金700万円で補填するものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は、2ページを御覧願います。

補正予定額639万2,000円を減額し、1億1,758万円とし、支出については、補正予定額504万2,000円を減額し、2億414万9,000円とするものです。

企業債の補正、第4条、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

公共下水道事業の限度額5,190万円を100万円減額し、補正後の限度額を5,090万円とするものです。次に、農業集落排水処理事業の補正前の限度額4,780万円を100万円減額し、補正後の限度額を4,680万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

一時借入金の補正、第5条、予算第7条に定めた一時借入金の限度額1億円を2億円に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費で、補正予定額 255 万 4,000 円を減額し、2,671 万 1,000 円とするものです。

他会計からの補助金の補正、第 7 条、予算第 9 条本文中「補助を受ける金額は 1 億 7,651 万 8,000 円」を「補助を受ける金額は 1 億 7,447 万 4,000 円」に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3 ページを御覧願います。

まず収益的収入及び支出の収入は、第 1 款、公共下水道事業収益 2 項 3 目、他会計補助金は、一般会計補助金 53 万 7,000 円の減額です。

3 項 1 目、その他特別利益は、賞与引当金戻入 119 万 3,000 円の増額です。

第 2 款、農業集落排水処理事業収益 2 項 3 目、他会計補助金は、一般会計補助金 30 万 3,000 円の増額です。

第 3 款、個別排水処理事業収益 2 項 2 目、他会計補助金は、一般会計補助金 258 万 2,000 円の増額です。

3 項 1 目、その他特別利益は、賞与引当金戻入 29 万 7,000 円の増額です。

4 ページを御覧願います。次に、支出です。

第 1 款、公共下水道事業費用 1 項 1 目、管渠費は、マンホールポンプ電気代 30 万円の増額です。

2 目、処理場費は処理施設電気代等の調整による 30 万円の減額です。

3 目、総係費は、職員の給与改定等に伴う 65 万 6,000 円の増額です。

第 2 款、農業集落排水処理事業費用 1 項 3 目、総係費は、第 1 款同様、職員の給与改定等に伴う 30 万 3,000 円の増額です。

第 3 款、個別排水処理事業費用 1 項 1 目、個別処理施設費は、汚泥処理手数料等 135 万円の増額です。

2 目、総係費は、職員の配置替えに伴う 152 万 9,000 円の増額です。

6 ページを御覧願います。

次に資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款、公共下水道事業資本的収入 1 項 1 目、企業債は、資本費平準化債 100 万円の減額です。

2 項 1 目、他会計補助金は、職員の配置替えに伴う人件費の減による 304 万 2,000 円の減額です。

第 2 款、農業集落排水処理事業資本的収入 1 項 1 目、企業債は、1 款と同様に、資本費平準化債 100 万円の減額です。

第 3 款、個別排水処理事業資本的収入 2 項 1 目、他会計補助金は、資本的収支から収益的収支へ振り替えるため 135 万円の減額であります。

7 ページを御覧願います。次に支出です。

第 1 款、公共下水道事業資本的支出 1 項 1 目、管渠建設費は、職員の配置替えに伴う 504 万 2,000 円の減額です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 1点だけ質問します。簡易水道のときもあったのですが、第5条ですか、一時借入金の補正ということで、1億を2億に改めるとなっておりますけれども、背景と申しますか、理由、そして今後の見通しというものは、どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長 建設水道課長、石川和典君。

○建設水道課長 12番、武藤議員の御質問にお答えいたします。一時借入金の限度額を1億から2億とした理由でございますが、当初は見込みで1億とさせていただきました。また、減価償却費の確定につきましては、企業債が3月中の借入であるため、見込みでやっておったわけなのですが、今後の事業の執行なんかもにらみながら、若干ちょっと余裕を持った金額でということで2億とさせていただきました。

見通しでございますが、2億の中で十分賄っていけるのかなということで見込んでおります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算第1次を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和7年度西会津町下水道事業会計補正予算第1次は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町総合計画第5次の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第9号、西会津町総合計画第5次の策定について、御説明申し上げます。

令和8年度を初年度とする次期総合計画につきましては、昨年7月に策定作業を開始して以来、町民の皆さん25名による総合計画検討会議と、職員25名で組織する総合計画策定プロジェクトチームが連携し、策定作業を進めてまいりました。

去る9月5日の町議会全員協議会において中間報告として計画素案について御説明申し上げ、議員各位より御意見をいただいた後、まちづくり基本条例に基づき、9月30日から意見公募等を開始し、10月23日まで計画素案に対し広く意見を募集したところであります。また、10月15日から町民懇談会を町内5か所で開催し、町民の皆さんから貴重な意見をいただきました。

このたび、町民参加の手続により、いただいた御意見などを踏まえ、最終的な調整を行い、西会津町総合計画第5次が完成しましたことから、議会に提案申し上げます。

それでは、計画案の内容を説明させていただきます。

西会津町総合計画第5次の冊子を御覧ください。表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。

まず、計画書の構成ですが、冒頭1ページから「序論」を設け、計画策定の趣旨や計画の位置づけ、踏まえておくべき町の地域特性などを説明しているほか、計画づくりに取り入れた考え方として、15ページにSDGs、16・17ページにウェルビーイングと、18ページから20ページには、それに係る町民幸福度アンケート調査結果について記載しております。

次に、21ページからの基本構想、その次に29ページからの前期基本計画と大きく3部構成となっております。

内容の説明につきましては、本体部分である基本構想から説明させていただきます。基本構想は、21ページからでありまして、令和8年度から15年度までの8年間の計画であります。

第1章まちづくりの将来像の第1節、「町の将来像」であります。総合計画第5次は、この町の将来像の実現に向けて取り組んでいくこととなりますが、新たな町の将来像は、「未来を編む。幸せひろがる 日本の田舎、西会津町。」としております。下に、このフレーズがもつ意味を解説しています。

人と人、自然と暮らし、過去と未来を丁寧につなぎ合わせ、自然の美しさや穏やかな空気感、そこに住む人々の温かさを感じ続けてもらえる町を目指します。日常の忙しさから少し離れ、心を満たす時間を過ごせる場所、それが西会津。誰もが急ぎ過ぎることなく、生きることそのものの幸せを感じられ、どこか懐かしさや安心感を抱ける「日本の田舎」を目指す。このように将来像を掲げてございます。

23ページを御覧ください。

第2節は、未来へ向かうまちづくりの方向性であります。町の将来像実現に向けた、まちづくりの五つの指針を定めており、それぞれフレーズの下にそのもつ意味を解説しています。

一つ目は、子育てや教育にかかる方向性で「共育のかけ橋、明日(あした)へのまちづくり」であります。

二つ目は、産業振興や移住定住、交流人口拡大に向けた方向性で「地域資源を誇り・つながり・育てるまちづくり」であります。

三つ目は健康づくりや医療・福祉に関する方向性で「健康で生涯いきいきと暮らせる多様性のまちづくり」であります。

24ページを御覧ください。

四つ目は、生活環境整備や環境保全、災害対策などにかかる方向性で「暮らしを守り、明日(あす)を彩るまちづくり」であります。

五つ目は、協働のまちづくりや行財政運営、新たなまちづくりにかかる方向性で「共生・協創・自主・自立 多彩に輝くまちづくり」であります。

25ページを御覧ください。

第3節では、将来の目標人口を設定しています。日本の地域別将来人口推計を基に、町

の実情に合わせて推計した西会津町の将来人口基本推計では、令和 22 年に 3,398 人と推計しています。この計画の目標としては、町外から年平均 20 人の移住者の増加と合計特殊出生率を 1.6 まで引き上げること为目标とし、計画の最終年である令和 15 年の目標人口を 4,500 人と設定するものであります。

26 ページを御覧ください。

第 4 節は、町の将来デザインということで、町内 5 地区ごとの将来デザインのイメージを 27 ページと併せて一枚のイラストで表現したものであります。

28 ページを御覧ください。

第 2 章、施策の体系であります。先ほど説明いたしました町の将来像「未来を編む。幸せひろがる 日本の田舎、西会津町。」を掲げ、そのもとで未来へ向かうまちづくりの大きな方向性を示し、さらにそのもとでまちづくりの分野ごとの取組が位置づけられていることを一覧図で示しております。また、全体に取り入れた考え方として、下段にウェルビーイング、一人一人が幸せな暮らしを実現できる能力・社会と、SDGs の 17 の目標も中ほどに表記しております。

29 ページからは前期の基本計画でありして、前期 4 年間、令和 8 年度から 11 年度までの計画であります。

30 ページを御覧ください。

第 1 章は、まちづくりのツボということで、前期基本計画期間中、特に力を入れて押していく具体的な取組を七つの分野ごとに掲げております。

まず一つ目は、子育て・教育の充実であります。地域全体が協力し、安心・安全な子育て環境のもとで世代を超えた多様な交流と学びを通じて、好奇心や広い視野を育む教育環境を充実させていきます。

二つ目は、自然の恵み・農作物であります。町の豊かな自然や米、ミネラル野菜、山菜などの自然の恵みや農作物の魅力を広め、安心して農業を行える自然と共存したまちづくりに取り組みます。

31 ページの三つ目は、担い手の確保・育成であります。施策の総合的かつ複合的な展開により、あらゆる分野で不足している担い手の確保・育成を図っていきます。

四つ目は、しごとづくりであります。既存企業や農林業など地場産業への就業はもちろん、起業や継業、複業、テレワークなど近年の働き方の多様化に対応できるよう、関係課や関係団体と連携し必要な環境整備を行っていきます。

32 ページの五つ目は、健康増進であります。健康寿命のさらなる延伸により町民一人一人の幸せな暮らしを実現するため、「からだ」「こころ」「つながり」の健康による「さすけねえ輪」の健康づくりを推進します。

六つ目は、地域とのつながりであります。地域の行事や伝統を守り、誰もが互いを認め合い、気軽に交流できる環境づくりを進めます。

最後の 33 ページの七つ目には、安心して暮らせる住環境の整備であります。町で安心・安全に暮らし続けるために必要な要素を複合的な施策の展開により強化していきます。

34 ページを御覧ください。

第 2 章、まちづくりの分野であります。ここからは、分野ごとの現状と課題を明らかに

し、こんなまちになったらいいなという形で、これまでの検討会議のグループワーク等の中で、委員の皆さんやプロジェクトチームの職員から出された意見を整理して記載しております。それを踏まえ実現に向けた4年間の取組の方向性を示した上で、具体的取組を列挙し、主な実施事業まで示しながら、計画期間にどのような取組を行っていくのかを明らかにしております。

それらを実現するため、みんなで取り組むこととして、町民の皆さんに参加や取り組んでいただきたいことを示し、協働のまちづくりの視点にも配慮しており、さらに最後にその分野の取組の成果を測るための数値目標を掲げております。

それでは各分野の説明に入りたいと思いますが、まず、34ページ子育て支援では、次ページ、1の新たな保育サービスの整備として、こども誰でも通園制度に取り組むほか、2「幼児教育」を推進し、3「各種子育て支援」として産後ケア事業や病後児保育事業に、また、次ページで4「子供の交流機会の創出」にも取り組んでまいります。

38ページを御覧ください。教育環境であります。次ページ、1の「学校教育の充実」では、学習習慣の定着を図るための公営塾の開設及び運営、次ページ、2「学校・家庭・地域の連携」では、「地域に開かれた『学びあいランド』の運営・推進」、3「西会津高校及び町内在住高校生の支援」では、西高での介護職員初任者研修の資格取得の支援に取り組んでまいります。

42ページを御覧ください。生涯学習であります。次ページ、1の「各種講座・教室の開催」を進め、2「学校と連携した学びの場の創出」では、学びあいランドの推進、次ページ4「生涯学習活動施設・機能の整備に向けた検討」に取り組んでまいります。

46ページを御覧ください。スポーツであります。次ページ、1の「スポーツ環境の整備」では、学びあいランド（スポーツランド）の推進や、2「スポーツ団体等支援」などに取り組んでまいります。

50ページを御覧ください。歴史・文化・芸術であります。次ページ、1の「歴史・文化等の周知」では、町の歴史文化を次世代に語り継ぐことのできる人材の育成、2「歴史資料の保存・活用」では、デジタル博物館の創設などに取り組んでまいります。

54ページを御覧ください。農林業であります。次ページ、1の「担い手の確保・育成」では、滞在就農体験事業、次のページ、2「農地・森林の有効利用」では、水利施設等の更新支援、次ページ、5「有害鳥獣対策の強化」などに取り組んでまいります。

58ページを御覧ください。商工業であります。次ページ、1の「町内産業の振興及び、商店街等の活性化と事業承継・創業支援」の各事業を進めるとともに、2「新たな産品・サービス開発支援」では、ふるさと応援寄附金事業新規返礼品開発などに取り組んでまいります。

62ページを御覧ください。観光・交流であります。次ページ、1の「観光資源の発掘と磨き上げ」では、外国人観光客誘致に向けた受入体制の構築、次のページ、2「交流人口・関係人口の拡大」では、友好交流市町村や企業・大学等との交流事業の強化拡大などに取り組んでまいります。

66ページを御覧ください。移住・定住であります。1の「町を知ってもらい 来てもらう」では、オーダーメイド型移住体験プログラムの提供など、次ページ、2「住環境の整

備」では、若者・子育て世帯向け集合住宅の整備など、3「仕事づくり」では、特定地域づくり事業協同組合の運営支援、次ページ、4「定住の促進」では、にしあいつ暮らしサポーターの充実・強化などに取り組んでまいります。

70 ページを御覧ください。健康づくりであります。次ページ、1の「からだの健康」では、食育実践支援事業など、2「こころの健康」では、一人一人が生きがいを感じ、その人らしく、いきいきと暮らしていける「こころ」の健康づくりの各事業に取り組み、3の「つながりの健康」では、その人らしく健康で暮らし続けるために、「からだ」と「こころ」の健康に加え、人と人、人と地域などの「つながり」を構築する各事業などに取り組んでまいります。

74 ページを御覧ください。医療であります。次ページ、1の「診療所の充実」で、医師や看護師などの医療人材の確保と医療機器や施設の充実を図るとともに、他の医療機関との連携により町民がスムーズに利用しやすい安心できる医療体制の整備を推進する各事業に取り組んでまいります。

76 ページを御覧ください。高齢者福祉であります。次ページ、1の「高齢者福祉の推進」の各事業を進めるとともに、2「高齢者の生きがい対策」に生涯学習活動との連携の検討に取り組んでまいります。

80 ページを御覧ください。社会福祉であります。次ページ、1の「障害者福祉の推進」の各事業を進めるとともに、2の「地域の支援体制」で社会福祉協議会や社会福祉法人等と連携し、高齢者・障害者等のさらなる相談支援体制の充実を図る各事業に取り組んでまいります。

84 ページを御覧ください。コミュニティであります。次ページ、1の「各集落への巡回・見守り」から、次ページ、5の「大学・企業等との交流事業」までを進めるために、関係機関・関係課との連携強化などに取り組んでまいります。

88 ページを御覧ください。雪対策であります。次ページ、1の「道路除雪」では、小型除雪機械の貸出などに取り組んでまいります。

92 ページを御覧ください。生活・交通インフラであります。次ページ、1の「町公共交通の整備」で町民バスの安定かつ効率的な運行事業、次ページ、4「農林道整備」で林道補修事業、5「水道施設の適切な維持管理」では、水道未加入地区の解消及び集落営水道施設整備の積極的支援などに取り組んでまいります。

96 ページを御覧ください。情報通信であります。次ページ、1の「情報発信の強化」では、町公式LINEやFacebookなどSNSを活用した情報発信、次ページ2の「デジタル変革の促進」では、マイナンバーを活用した住民サービスの推進、4「情報通信基盤の整備」では、ケーブルテレビ施設の計画的な更新と機能強化などに取り組んでまいります。

100 ページを御覧ください。消防防災・安全対策であります。次ページ、1の「防火・防災啓発活動の強化」で、空き家の適正管理に関する助言・指導及び解体支援、次ページ4の「防犯・交通安全対策」では、防犯意識の向上のための情報発信などに取り組んでまいります。

104 ページを御覧ください。自然・環境保全であります。次ページ、2の「ごみ減量と不

法投棄防止の推進」で4Rの取組の推進強化などに取り組んでまいります。

108 ページを御覧ください。協働のまちづくりであります。次ページ、1の「町民・議会・行政の意識改革の推進」、3「町民が主体となった協働のまちづくりの推進」、次ページ、4「多様性のあるまちづくり」、5「自治区との連携」などに取り組んでまいります。

112 ページを御覧ください。行財政運営であります。次ページ、1「効率的・効果的な行政の推進」、2「健全な財政運営の推進」では、公共施設整備等基金への継続的な積立による維持補修費の財源確保、3「遊休財産の利活用」、4「民間委託や広域行政の推進」、次ページ、5「信頼される職員」では、職員の働き方改革の推進などに取り組んでまいります。

116 ページを御覧ください。新たなまちづくりであります。次ページ、1の「各地区の再生・活性化」、2「地域経済・資源の循環」、3「公共複合施設の整備検討」、4「Well-being 指標を活用した政策運営」に取り組んでまいります。

118 ページからは「第3章 地区別デザイン」ということで、今まで御説明いたしました分野別の取組を、地区別という視点で整理し、地区ごとの重点的な取組を明らかにしたものであります。地区の概要に続き、「主な地域資源」「地区の将来デザイン」「こんな地区にしていきたい」の思いを記載するとともに、主な取組等を明記しております。

最後に128ページからは、資料編であります。

以上が今回提案させていただきました総合計画の内容でございます。

なお、この計画案につきましては、去る11月20日の町総合政策審議会に諮問し、原案を適当と認める旨の答申をいただいております。

それでは、議案書を御覧ください。

今回御提案しております議案第9号、西会津町総合計画第5次の策定につきましては、西会津町まちづくり基本条例第19条第2項及び西会津町議会基本条例第8条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　全員協議会であらかた質問させていただいて、理解したところでございますが、1点ちょっと抜けていましたので御説明をいただきたいと思っております。

77 ページ、「高齢者福祉」の高齢者福祉の推進という実現に向けた4年間の具体的な取組という点で、主な実施事業の中に、②介護施設の整備推進という内容がございます。これについて、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　それでは、小林議員の御質問、高齢者福祉の推進の中の主な事業、実施事業の②介護施設の整備推進ということで、現状どのような状況かという御質問だと思います。お答えいたします。議員御承知のとおり、令和4年、そして5年、2か年をかけて、そういった施設整備に向けての町の基本構想を策定いたしました。令和6年度に基本構想の具現化の作業を進めさせていただきました。令和7年度現在、具現化の内容を受けて、

さらに整備の実施計画の策定を現在進めているところであります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 整備の実施方向について、もう少し分かりやすく御説明いただきたいと思えます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。施設整備の方向性ということでございます。具現化の作業の中では、こちらのほうが優位性があるだろうということで、一度議会においても御説明をさせていただいております。現状の施設の改修というようなことが優位だろうということで御説明をしておりますけれども、そういった部分も含めまして、今どういったものが本当に実現が可能なのか、あるいは持続性を保っていけるのか、施設の働いている従業員、あるいは利用者の方から選ばれる事業所となることのできるのかというような部分も含めまして、現在、田舎ケアハード会議の中で検討を進めているところでありますので、この場でこういうこととというような方向性を具体的に示せる段階ではないということとでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長 そのほかございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町総合計画第5次の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町総合計画第5次の策定については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議します。(11時40分)

○議長 再開します。(11時42分)

日程第10、議案第10号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第10号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本年12月31日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、野沢4町内在住の目黒新矢さんを適格者として認め、選任したいため、ここに提案申し上げる次第であります。

目黒さんについて申し上げますと、昭和38年5月、野沢4町内の生まれで、昭和63年3月に法政大学法学部を卒業後、株式会社日産ビルサービスに入社し、同社を退職後、平

成2年12月に行政書士事務所を開設。その後会津管内企業での勤務を経て、令和7年4月より会津信用金庫西会津支店に勤められております。

また、長く町消防団員を務められておられ、令和6年4月からは第1分団長を担われるなど、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等につきまして御説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、目黒新矢さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、何とぞ、満場一致をもって御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第10号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第11、議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第11号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本年12月31日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、群岡上野尻在住の石本忠吉さんを適格者として認め、選任したいので、ここに提案申し上げる次第であります。

石本さんについて申し上げますと、昭和34年2月、群岡上野尻に生まれ、昭和54年3月に福島県立農業短期大学校協同組合科を卒業後、西会津町農業協同組合に入組され、企業合併に伴い会津いいで農業協同組合で勤務された後、JA会津いいで総合葬祭株式会社への転籍を経て、平成23年9月にJA会津いいで総合サービス取締役常務に就任。さらに、令和元年9月に発足された株式会社JA会津よつば総合サービスの代表取締役社長に就任され、本年5月に同職を退任されました。

また、長く町消防団を務められ、第3分団教養部長、第3分団訓練部長を歴任するなど、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等につきまして御説明申し上げますが、その職務の重要性に鑑み、石本忠吉さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、何とぞ、満場一致をもって御同

意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 11 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 12、議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本年 12 月 31 日で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、新郷呼賀在住の伊藤徳伸さんを適格者として認め、選任したいので、ここに提案申し上げる次第であります。

伊藤さんについて申し上げますと、昭和 37 年 2 月、新郷呼賀の生まれで、昭和 60 年 3 月に文教大学教育学部を卒業後、福島県教職員として採用され、同年 4 月より郡山市立田母神小学校にて教職を始められました。その後、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、矢祭町の小学校で教諭として教壇に立たれた後、平成 16 年 4 月より西会津町立奥川小学校で教頭に就任され、以降、猪苗代町、柳津町、須賀川市、喜多方市で小学校の教頭を歴任し、平成 30 年 4 月に会津美里町立本郷小学校の教頭を最後に、令和 3 年 3 月に退職されました。本年 4 月からは、地元呼賀の自治区長を担われ、温厚誠実な人柄から、地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等につきまして御説明申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、伊藤徳伸さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、何とぞ、満場一致をもって御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議といたします。

再開は午後 1 時といたします。(1 1 時 5 3 分)

○議長 再開します。(1 3 時 0 0 分)

日程第 13、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 それでは追加をいたしました議案について、御説明を申し上げます。

初めに、議案第 13 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 14 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本定例会において、本年度の人事院勧告等に伴う職員の給与改定につきましては、先に関係する条例の改正と補正予算の議決をいただいたところであります。

本案について、県においては、職員の給与改定に併せ、県知事等の特別職及び県議会議員の期末手当の改定が行われることから、本町におきましても同様に、町長等の特別職及び議会議員の期末手当の支給率を 0.05 月引き上げるため、関係条例を改正するものであります。

次に、議案第 15 号、令和 7 年度西会津町一般会計補正予算第 5 次についてであります。27 万 6,000 円を増額し、予算総額を 70 億 3,284 万 3,000 円とするものであります。

今次補正は、今ほど説明申し上げました町長等の特別職及び議会議員の期末手当の改正に伴い必要額を計上するもので、その財源は財政調整基金からの繰入金で充当するものであります。

以上、提出議案について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさしますので、十分なる御審議をいただき原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 14、議案第 13 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 13 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、人事院は去る 8 月 7 日、国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数

を民間の支給割合に見合うよう、現在の期末・勤勉手当ともに0.025月引き上げ、支給月数4.60月から4.65月とする勧告を内閣及び国会に行ったところであります。

また、県人事委員会においては、10月10日、人事院勧告を踏まえ、県職員の期末・勤勉手当の支給率を民間の支給割合に見合うよう、現在の支給月数4.60月から期末・勤勉手当ともに0.025月引き上げ、4.65月とする勧告を県及び県議会に行ったところであります。

町長等の特別職の給与等につきましては、従来から職員給与に対する勧告に準じて改正しているところでありますが、県知事等の特別職の期末手当が改正されることとなりましたので、これに準じ町長等の特別職の期末手当を改正するものであります。

それでは、改正条文について御説明を申し上げますが、あわせて、追加しました条例改正案新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず、改正条例案第1条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、その他の給与を規定しており、町長、副町長及び教育長の本年12月に支給する期末手当の支給率について、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改め、0.05月分引き上げるものであります。

次に、第2条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の2ページを御覧ください。

第4条は、その他の給与を規定しており、令和8年度以降の期末手当の支給率について6月、12月ともに「100分の177.5」を「100分の175」に改正し、平準化するものであります。

次に、附則であります。施行期日であります。第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものであります。

第2項の改正条例案第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第3項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 号、議案第 14 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 14 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本案につきましては、先の議案第 13 号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でも御説明申し上げましたとおり、人事院勧告等による職員の給与改定に準じ、県知事等の特別職及び県議会議員の期末手当が引き上げられることから、同様に町議会議員の期末手当を 0.05 月引き上げるものであります。

それでは、改正条文について御説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の 3 ページを御覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の、議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、12 月に支給する期末手当の支給率について、「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改め、0.05 月引き上げるものであります。

次に、改正条例案第 2 条につきましても、議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の 4 ページを御覧ください。

第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、令和 8 年度以降の期末手当の支給率について、6 月、12 月ともに「100 分の 175」に改正し平準化するものであります。

次に、附則であります。第 1 項及び第 2 項はこの条例の施行期日であります。第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用するものであります。

第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしく御審議をいただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

では、討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　私は議員の報酬を上げるという点について、反対の立場から討論をさせていただきます。理由は二つです。

まず、今物価高で町民の生活はますます苦しくなっています。年金も物価上昇率に追いついていない。こんな状況の中で、議員の報酬を上げていいのか、私は疑問に思っております。

二つ目は、議員の報酬というものは、議員活動に対する報酬と考えるべきだと思います。果たして、我々は報酬を上げることに見合う活動を今しているのだろうか。もっと旺盛に政策提言、提案をすべきではないだろうか。そう考えるとき、据置きが正しいのではないかと考えております。私たちはリーダーとして、リーダーとしての役割を求められています。果実は町民の皆さんが受け取った後、最後に議員が受け取るという覚悟が必要だと思います。したがって、議員の報酬を上げることに反対をいたします。

○議長　次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　12番、武藤です。私は原案に賛成の立場で御意見を述べさせていただきます。

毎回、こういう議案のときに言うておりますように、西会津町議会としましては、国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告に準じて従ってきました。ただ、昔ですが、財政逼迫時に、町長そして議員、そして職員の報酬を上げなかったというときもありました。しかし、今健全財政の下では、そういう状態ではない。そのように思っております。今ほど反対討論にありましたが、議員の活動がそれだけ見合っていないではないかという大変厳しい意見がありました。しかし、今の段階で精いっぱいやっていることは事実であります。自分をそれだけ低く見るのではなくて、それに見合ったような活動をするのが議員としての本望ではないかと思っております。そういった意味で、私はこの原案に賛成します。皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長　これにて討論を終結いたします。

これから議案第14号、西会津町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長　起立多数です。

したがって、議案第14号、議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第5次を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第15号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第5次の調整について、御説明いたします。

今次の補正につきましては、議案第13号及び議案第14号で御説明申し上げましたとおり、町長等の特別職及び議会議員の期末手当の引き上げに伴うものであります。

それでは予算書を御覧ください。

令和7年度西会津町の一般会計補正予算第5次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,284万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書で御説明いたします。6ページを御覧ください。

まず歳入であります。18款繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金27万6,000円の増は、今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。

7ページを御覧ください。歳出であります。

1款議会費、1項1目、議会費16万1,000円の増、2款総務費、1項1目、一般管理費8万円の増、10款教育費、1項2目、事務局費3万5,000円の増は、議会議員及び、町長等の特別職の期末手当の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしく御審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第5次を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 それでは、異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第15号、令和7年度西会津町一般会計補正予算第5次は原案のとおり可決されました。

日程第17、請願第6号、インボイス制度の見直しを求める意見書の提出についてから日程第18、請願第7号、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出についてを一括議題とします。

なお、審議の方法は、委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行います。委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長 請願第6号並びに第7号につきまして、請願審査報告書において御説明いたします。

請願審査報告書。本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いた

しましたので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により御報告いたします。

初めに、受理番号、請願第 6 号。付託年月日、令和 7 年 12 月 5 日。件名、インボイス制度の見直しを求める意見書の提出について。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、受理番号、請願第 7 号。付託年月日、令和 7 年 12 月 5 日。件名、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出について。審査の結果、継続審査するものと決定いたしました。以上でございます。

○議長　これから請願第 6 号、インボイス制度の見直しを求める意見書の提出についての質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから請願第 6 号、インボイス制度の見直しを求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

請願第 6 号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第 6 号、インボイス制度の見直しを求める意見書の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

これから請願第 7 号、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから請願第 7 号、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出についてを採決します

お諮りします。

請願第 7 号は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第 7 号、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、意見書案第 1 号、インボイス制度の見直しを求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人 意見書案第1号、インボイス制度の見直しを求める意見書について御説明申し上げます。

提出者、荒海正人、小林雅弘、武藤道廣、秦貞継、上野恵美子でございます。

インボイス制度の見直しを求める意見書。標記の意見書を、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出先、内閣総理大臣、高市早苗様。

インボイス制度の見直しを求める意見書。

2023年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式、インボイス制度が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値引きや取引の打ち切りを求められることが懸念されていました。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納税が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなりました。

制度導入から1年8か月経過しましたが、小規模事業者等からは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大になっているとの訴えも噴出しています。制度導入に当たっては、インボイス事業者になった場合に3年間は納税額などの軽減措置など講じられていますが、負担軽減策は不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではありません。

また、エネルギー価格や原材料等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者に求めることができる状況ではありません。

また、電子帳簿保存法によって、契約書など電子データを一定の形態で保存する等を義務づける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっています。

以上のことから、地方自治法第99条により、下記事項について意見書を提出します。

1、インボイス制度の見直しをすること。

以上でございます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、インボイス制度の見直しを求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、インボイス制度の見直しを求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第20、常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしを認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程22、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正及び令和7年度一般会計補正予算、人事案件など、町政が当面する重要な議案15件、報告事項2件について御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について、原案のとおり御議決並びに御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は一般質問及び議案審議の過程で、皆様よりいただいた御意見を十分に尊重し、誠

意を持って町政に反映させてまいる所存であります。

これから厳しい冬を迎えます。また、インフルエンザも流行しております。議員各位には、なお一層の御自愛の上、町政進展のために、特段の御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。閉会の御挨拶といたします。今年も残り少なくなりました。どうぞよいお年をお迎えください。ありがとうございました。

○議長 閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。今期定例会は、去る12月5日以来、本日まで7日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、令和7年度の補正予算、総合計画の策定、人事案件など、多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に各位の御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度を持って審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますように切望し、町政進展のため、一層の御努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増しております。議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、一層御自愛の上、よいお年を迎えられますよう祈念いたしますとともに、今後とも町政の積極的な推進に御精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもって、令和7年度第6回西会津町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。(13時36分)